少子化対策に関する調査 報 告 書

平成24年3月中国経済連合会

少子化対策に関する調査【要約】

[調査の趣旨]

わが国および中国地域の深刻な問題として少子化があるが、これについては、中国経済連合会としても強い 危機感を持ち、平成22年度において、「少子化の実態に関する調査」を実施した。

本調査においては、これらの結果も踏まえつつ、出生率に影響を与えていると考えられる要因をさらに分析 検討し、出生率向上に向けて、国、自治体、企業が取り組むべき施策について提言する。

なお、提言にあたり、本調査においては、会員企業・団体を対象とした少子化対策アンケートを実施した。

第 I 章 わが国および中国地域の少子化の状況

■わが国の合計特殊出生率(※)の推移

○全国の推移

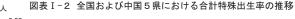
- ・戦後のわが国の合計特殊出生率の推移をみると、いわゆる団塊の世代を生んだ 1947 年から 1949 年の第 1 次ベビーブームにおいて高い数値を示したが、その 10 年後である 1960 年には、2.02 人と、人口を維持するに必要な出生率水準までに低下した。
- ・その後、団塊の世代が結婚・出産を迎えた1970年代前半は第2次ベビーブームといわれ、1971年から1974年の出生率は2.1人と、出生率は一時的に回復したものの、その後は一貫して減少を続け、2005年には1.26と最も低い水準となっている。そして、その後はやや回復し2010年には1.39となっている。
 - ※ 合計特殊出生率とは,その年次の $15\sim49$ 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので, 1人の女性が,仮にその年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

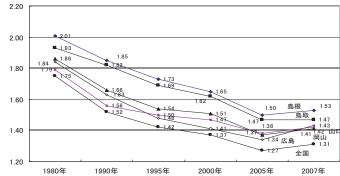


図表 I-1 出生数および合計特殊出生率の推移

〇中国 5 県の推移

・中国 5 県についてみると、いずれの県も全国平均を上回って推移しているものの、減少傾向は全国と同様である。



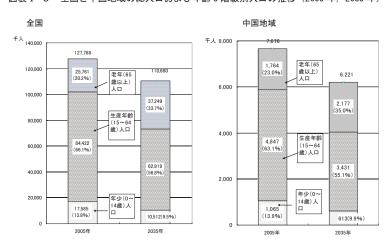


(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」より作成

■全国と中国地域の総人口および年齢3階級別人口予測

- ・全国の総人口は,2005年の約1億2,800万人が,30年後の2035年には約1億1,100万人へと約1,700万人減少(減少率13.3%)する見込み。一方,中国地域の総人口は,2005年の約770万人が2035年には約620万人へと約150万人減少(減少率19.5%)する見込み。
- ・年少(0~14歳)人口の減少率は、全国では約40%、中国地域では約42%と非常に大きい。
- ・生産年齢 (15~64 歳) 人口の減少率は,全国では 25.0%であるのに対して中国地域では, これを上回る 29.1%となっている。

図表 I-3 全国と中国地域の総人口および年齢 3 階級別人口の推移(2005 年, 2035 年)



(資料)国立社会保障・人口問題研究所 「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)より作成

(2)

■都道府県別合計特殊出生率の推移

○2007年の合計特殊出生率上位5都道府県の出生率推移

・2007年の合計特殊出生率上位5位以内の都道府県は、沖縄、宮崎、鹿児島、熊本、島根の順となっており、 このうち、1980年に上位5県に入っていなかった県は、宮崎(1980…11位)と熊本(1980…22位)である。

○2007年の合計特殊出生率下位5都道府県の出生率推移

- ・2007 年においても 1980 年と同様に最も合計特殊出生率が低いのは、東京である。次いで京都、北海道、奈良、大阪と続いており、大都市圏の都府県がほとんどを占めている。このうち 1980 年に下位 5 都道府県に入っていなかったのは奈良だけであるが、同県は 1980 年においても下位 6 位と低い順位である。
- ・ここで注目されるのは、北海道の出生率が低い点であるが、様々な要因が複雑に絡んでいる模様。

■少子化要因についての検討

〇牛涯未婚率との関係

- ・1980年以降の全国の生涯未婚率についてみると、男性の生涯未婚率の上昇は非常に大きく、1980年の2.60%が、2005年においては15.96%となっており、
- 実に6.1倍となっている。
- ・一方,女性の生涯未婚率は,1980年には男性をかなり上回る4.45%であった。この数値は,2005年には7.25%と1.6倍に上昇したが,男性に比べると半分程度の割合となっている。
- ・男女の生涯未婚率上位と下位の都道府県について, 合計特殊出生率との関係をみると(1980年, 2005年),合計特殊出生率が低い場合にのみ,女性の生涯未婚率が高いことが伺えた。

〇初婚年齢との関係

- 1980年以降の全国の初婚年齢の推移についてみる と夫の初婚年齢の平均は1980年時点では27.8歳 であったが、2007年には30.1歳と2.3歳高くなっている。
- ・一方,妻については、1980年時点では、25.2歳であったものが、2007年には28.3歳と3.1歳上昇しており、妻の晩婚化が夫に比べて進んでいることが伺える。
- ・夫妻別の平均初婚年齢上位と下位の都道府県について、合計特殊出生率との関係をみると(1980年, 2005年)、出生率の高い県は、夫と妻の両方の平均初婚年齢が低く、また、出生率が低い都道府県は、夫と妻の両方の平均初婚年齢が高いという関係があることが伺えた。



(資料)国立社会保障 人口問題研究所 「人口統計資料集 (2009)」より作成



(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表より作成

〇女性の就業状況との関係

a. 有業率との関係

- ・女性の有業率(調査期間において仕事をした人の数/生産年齢人口)が上位と下位の都道府県について、合計特殊出生率との関係をみると(2007年)、有業率の高い都道府県について合計特殊出生率が高いという傾向はあまりみられなかったが、有業率の低い県については合計特殊出生率も低いという傾向がみられた。
- b. 20~39歳の女性のうち、主に仕事に従事している割合との関係
- ・2005年のデータからみたところ、主に仕事をしている人の割合が高い県の合計特殊出生率はやや高い傾向にあることが伺えた。他方、主に仕事をしている人の割合の低い都道府県の合計特殊出生率は低いという

結果であった。

〇所得との関係

- ・所得(月平均給与,平均世帯収入)が上位と下位の都道府県について,合計特殊出生率との関係をみると,月平均給与と平均世帯収入のいずれについても,これらが高い都道府県の合計特殊出生率は低く,逆に,これらが低い都道府県の合計特殊出生率が高いという結果であった。
- ・各種アンケートでは、理想とする子ども数もてない理由として「育児・教育にお金がかかりすぎる」という回答が非常に大きなウエイトを占めていることからすれば、所得と合計特殊出生率との間には、少なくとも正の相関がある程度あるのではないかと考えていた。
- ・ただ、データをみると、所得の高いのは三大都市圏に属する都道府県が多く、所得の低いのは地方圏の 県が多いという傾向がある。したがって、大都市圏では、多少所得が高くても、家賃や物価などの生 活に必要な経費が高いため、子育てや教育に要する費用の負担感があるのではないかと考えられる。

第Ⅱ章 少子化に関する意識調査と行政の施策

■夫婦の希望する子どもの数を実現できない要因

・少子化の要因としては、未婚化や晩婚化の進展があげられるが、夫婦の希望する子ども数が実現できないことも大きな要因と考えられため、国や自治体がその理由を調査している。

○国の調査結果

・国立社会保障・人口問題研究所の調査(2010年6月)によると、出産を予定する子ども数(平均2.07人)が理想の子ども数(平均2.42人)を下回る夫婦に対して、理想の子ども数を持たない理由を尋ねているが、その理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(60.4%)が最も多く、次いで、「高年齢で生むのはいやだから」(35.1%)、「欲しいけれどもできないから」(19.3%)と続き、「仕事と育児の両立の困難」(16.8%)が6番目の理由として挙げられている。

〇中国地域各県の調査結果

・中国地域各県(広島県を除く)が実施した県民意識調査によると、「夫婦が欲しい子どもの数を満たせない理由」については、いずれの県においても「子育てにかかる経済的負担が大きい」という理由が最も多い結果となっているほか、「仕事と育児の両立が難しい」とする回答も上位に入っている。

■「国・自治体に望む少子化対策としての取り組み・施策」- 意識調査によるニーズ - ○国の調査結果

・「経済的支援措置」へのニーズが最も多い(72.3%)が、職場環境の改善の観点からのニーズについては、「出産・育児のための休業・短時間勤務」、「再就職の支援」、「仕事と育児両立の推進に取り組む事業所への支援」などを併せると、98.3%となり圧倒的に多い。

〇中国地域各県の調査結果

- ・鳥取県を除き「子育てに関する経済的支援」が行政へのニーズの上位に挙がっている。次に「仕事と育児の両立の推進に向けた職場環境の改善」を求める声が多い。
- ・特徴的なのは、鳥取県、山口県で「若者の就労支援」を求める声が多い点である。これは、子どもを産む若い世代が県内に就労先を見出せず転出する、あるいは県外へ就学した若者に就労先がなく、地元へ戻って来ない状況があるためだと考えられる。

■国の施策

- ・1989 年の「1.57」ショックを契機に、「エンゼルプラン」(1994 年)が策定されるとともに、このプランを実施するため、保育サービスの充実を中心とした「緊急保育対策5か年事業」が策定された。
- ・その後も各種の法整備やプランが策定されたが、2005年、合計特殊出生率が1.26と過去最低を

記録したことに伴い、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006 年 6 月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。「新しい少子化対策について」では、①社会全体の意識改革と、②子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充、という 2 点を重視し、40 項目にわたる具体的な施策を掲げている。

・その後、2007年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられるとともに、2010年1月には「少子化社会対策基本法(平成15年)」に基づく、新たな少子化社会対策の「大綱」として「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。

〇「子ども・子育てビジョン」の具体的施策

・アンケート調査による「夫婦の希望する子どもの数を実現できない理由」および「行政へ希望する施 策ニーズ」の上位の項目に対応した、「子ども・子育てビジョン」の具体的な施策は次のとおり。

【経済的支援】

「子ども手当の創設」,「高校の実質無償化」,「奨学金の充実等」

【保育サービスの充実】

「保育所待機児童の解消」,「多様な保育サービスの提供」,「家庭的保育(保育ママ)の普及促進」,

「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築」、

「放課後子どもプランの推進」

【仕事と子育ての両立支援】

「長時間労働の抑制および年次有給休暇の取得促進」,

「ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保」、「テレワークの推進」、

「男性育児休暇の取得促進(パパ・ママ育休プラス)」、

「育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着」、

「一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表を促進」、

「次世代認定マーク(くるみん)の周知・取り組み推進」

■中国5県の施策

- ・2003 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、中国 5 県においても次世代育成支援のための「行動計画」を策定し、取り組みを進めてきている。現在の計画は、前期 5 年間の計画 (2005~2009 年) を見直して策定した後期の計画 (2010~2014 年) である。
- ・各県とも、県民意識調査等に基づき、少子化の改善に向けた様々な取り組みをしているが、「夫婦の希望する子どもの数を実現できない理由」として挙げられた「子育てにかかる経済的負担が大きい」、「仕事と育児の両立が難しい」についても、これを少しでも解消すべく様々な取り組みを行っている。

【各県のプラン策定の際の考え方】

鳥取県:子育て王国とっとりプラン

県民意識調査による少子化要因の分析から「経済的負担感」「仕事と子育ての両立の負担感」「母親の精神的・身体的負担感」の軽減を少子化対策、子育て支援施策の主要なニーズとして捉え、鳥取県の強みといえる「地域のつながり」「小さな県であること」「豊かな自然・文化」を活かした施策を策定している。

島根県:しまねっ子すくすくプラン

県民意識調査により,少子化の要因を「結婚数の減」「夫婦の出生数の減」「親となる女子人口の減」としている。「価値観やライフスタイルが多様化する中,核家族化の進行,地域におけるつながりの希薄化,仕事と子育ての両立の困難性などを背景として,子育てに対する不安や負担が増大し,子どもを生み育てる意欲と自信が薄れつつある」状況を鑑み,「県民だれもが『子育てするなら島根が一番』と感じられる社会の実現に向けて,行政,地域,企業,家庭のあらゆる力を結集して取り組みを進める」としている。

岡山県:岡山いきいきこどもプラン 2010

少子化の要因の一つとして「未婚率の上昇」や「晩婚化の進行」を挙げ、晩婚化による母親の高齢化 (晩産化)により、産む子ども数の減少に繋がっているとしている。また、働き方をめぐる課題も浮 き彫りとなっていて、持ちたい子どもの数と現実との乖離を解消し、希望がかなう社会環境にするに は、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現)」とその社会的基 盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時に進めていく必要があるとしている。

広島県: みんなで育てるこども夢プラン

このプランでは経済6団体、ひろしまこども夢財団、こども未来づくり・ひろしま応援隊を中心に「こどもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる、みんなで応援する社会」を目指して、広島県、企業やNPO、医療関係者など多様な主体が理念を共有し、それぞれの強みを活かして、子育て当事者の声を聞きながら協働で子育てを応援する「広島県方式"みんなで子育て応援"」の取り組みを進めている。

山口県: やまぐち子どもきららプラン 21

本計画においては、県民誰もが住み良さを実感できる「住み良さ日本一の元気県づくり」を目指すうえで、子育て支援・少子化対策を重要施策と位置付け、子どもや子育てを社会全体で愛情を持って優しく見守り支援することで、風土や住み良さが世代を超えて受け継がれていく「やまぐち子育て文化の創造」を目標に、子育て支援・少子化対策を、総合的に推進していくこととしている。

第Ⅲ章 少子化対策に関する企業等の取り組み(アンケート調査結果より)

企業・団体が子育てしながら働く従業員にとって、どの程度子育てと仕事の両立しやすい労働環境の 整備に取り組まれているかなどについて、アンケート調査を実施。

「調査対象:中国経済連合会会員企業・団体。回答率:40.3%(送付数631 回答数 254)]

■調査結果

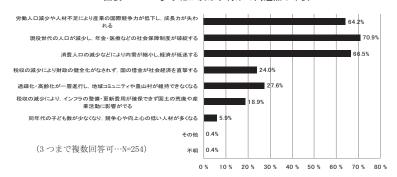
〇少子化対策に取り組むことについての経営面での認識と企業・団体が取り組むべきこと

・少子化対策の重要性は8割近くの企業・団体で認識されており、具体的に取り組むべき事項としては、「仕事と子育てが両立できる勤務制度の確立」(61.0%)と「結婚・子育て層の経済基盤の安定」(52.4%)が重要だとする回答がかなり多い。

○少子化が及ぼす将来の問題点や不安に感じること

・「現役世代の人口が減少し、年金・医療などの社会保障制度が破綻する」(70.9%)、「消費人口の減少などにより内需が縮小し経済が低迷する」(66.5%)、「労働人口減少や人材不足により産業の国際競争力が低下し、成長力が失われる」(64.2%)が特に高い回答率であり、これらに対する危機感の強さが伺われる。

図表Ⅲ-1 少子化が及ぼす将来の問題点や不安



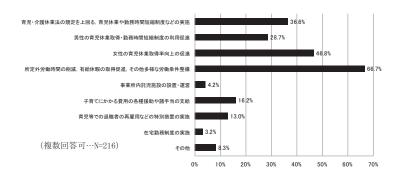
〇少子化対策に関する取組状況

・「ある程度取り組んでいる」が全体の半分であり、「積極的に取り組んでいる」は 15%であった。他 方、「あまり取り組んでいない」は全体の 1/3 であり、従業員数の規模が小さいほど取り組みがなされていない傾向が伺えた。

○少子化対策に関し、現在、既に取り組んでいる内容と最も有効だと思われる施策

・既に取り組んでいる内容と最も有効だと思われる施策のいずれについても,「所定外労働時間の 削減や,有給休暇の取得推進,その他多様な労働条件の整備」が最も高いという結果であった。 これは基礎的な労働条件の整備が第一義的に重要だと認識されていることの表れだと考えられ る。

図表Ⅲ-2 少子化対策に関し、現在、既に取り組んでいる内容



〇少子化対策に取り組むうえで障害になっていること

・不足人員の対応などの体制整備やコストの問題をあげる企業・団体が多く,この傾向は,従業員数規模が小さくなるほど大きい。

○政府・自治体の企業・団体に対する取組姿勢と効果的な支援・施策

・政府や自治体の取組姿勢については、もっと積極的に取り組むべきだとする企業・団体が約8割に達しているが、企業・団体に対する効果的な施策としては、保育施設の充実と保育サービスの拡充を求める回答が非常に高い。

〇女性社員の出産・育児と就業状況

- ・出産女性社員のその後の就業状況については、「出産を理由に退職」が14%、「産休・育児休業後に退職」が6%であったのに対し、「現在も引き続き就業」が80%と非常に高い結果であった。
- ・この理由については、「出産を理由に退職」の 数の把握が困難であったというアンケート上 の制約も大きな要因の一つと考えられるが、 回答企業・団体の多くが、子育てしやすい労 働条件の整備に取り組んでいることが最大の 理由だと思われる。

図表Ⅲ-3 出産女性社員(回答企業・団体 合計)のその後の就業状況



〇自由意見

・「保育施設の充実」、「子育て費用の負担軽減」、「出産・子育て層に対する企業の就労支援」や出産・育児の前提となる「結婚支援」などに関する様々な意見が出されているが、そのほかで注目すべきと考えられる意見としては、「出産・子育ての重要性に関する教育の実施」や「夢や可能性のある社会づくり」が挙げられる。

第Ⅳ章 少子化対策についての提言

本調査では、少子化の大きな要因として「生涯未婚率」の増加、「晩婚化」の進展などについて検討したが、とりわけ、出産・育児層が「理想とする子ども数が持てない」ことに着目し、その理由として挙げられた「育児・教育にお金がかかりすぎる」と「子育てと仕事の両立が難しい」という点の解消が非常に重要だと認識した。

本章では、このことを踏まえ、以下のとおり、国・自治体、企業に対する提言を中心にとりまとめた。

■積極的な財政投入による効果的な少子化対策の着実な実施

- ・このたびの政府の社会保障・税一体改革(案)では「子ども・子育て支援策」の充実が盛りまれ、 「子ども・子育て新システム」の制度実施に向けた予算措置が講じられている。
- ・これは、大きな前進とも受け止められるが、社会保障費の中でも依然としてその額が小さい少子化 対策費については、高齢者三経費(年金、医療、介護)の見直しや消費税などの増税によって捻出し、 結婚・子育て層の真のニーズに沿った様々な施策を本腰を入れて実施する必要がある。

■理想とする子ども数と予定子ども数のかい離を縮小させる施策について

〇子育て層への経済的支援

・子育て層の経済的な負担を軽減するため、現金給付と保育費用など育児に伴う各種費用に対する補助などを一体的に行い、理想とする子ども数の出産に近づけることが必要である。

〇子育てと仕事の両立支援

・夫だけが就業している世帯よりも共働き世帯の方が出生率が高いという結果が出ており、子育てと 仕事の両立がしやすくなるような支援が必要である。

支援の内容としては、保育施設の充実と多様なニーズに応じた保育サービスの拡充が求められると ともに、企業としても子育てと仕事の両立がしやすい労働環境の整備に努め、これらの制度につい て十分な社内周知を図る必要がある。

■未婚化・晩婚化の解消について

○若者の生活基盤の安定

- ・「生涯未婚率」の増加や「晩婚化」については、「出会いの機会がない」といった理由や若者の価値 観の多様性もその理由として挙げられるが、経済的な不安の解消が重要である。
- ・また、出産・子育て層においても、「理想とする子どもを持てない」理由として、「育児・教育にお 金がかかりすぎる」が挙げられている。
- ・そのため、国としては、これらの層の雇用の安定、所得の向上に向け、成長戦略やデフレの解消などを通じて、産業の活性化を図っていく必要があり、企業としても、雇用の安定などこれらの層の経済基盤が確立できるような経営をさらに推進していく必要がある。

〇出会い機会の創出

・生涯未婚率は現在でも高いが、今後さらに上昇することが予想されている。結婚しない理由として、 生活基盤の不安定さを挙げる若者も多いが、出会いがないとする若者も少なくない。近年では自治 体が主催する「婚活パーティ」なるものもでてきているが、こうした取り組みも必要である。

■子どもを大切にする教育と希望の持てる国づくり

〇子ども・命を尊び大切にする教育の実施

- ・子どもは、国および地域の将来を担う「宝」であること、「子育ては楽しくて素晴らしい」ことを 家庭教育のみならず、学校教育を通じて教えていくことが大切である。
- ・これにより、「結婚の自由」、「出産の自由」に関する若者の価値観も変わって行くのではないかと 考える。

〇将来に夢と希望の持てる国と地域づくり

・国や地域の将来展望が危うい場合は、出産を控えるという心理が働く可能性は否めない。 したがって、膨大な国の債務残高を極力減らすなど、「負の遺産」はできるだけ小さくし、次世代 にとって、夢と希望の持てる将来の国家ビジョンを構築すべきである。



目 次

	頁
調査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 I 章 わが国および中国地域の少子化の状況	2
1. わが国の出生者数および合計特殊出生率の推移	
(1) 全国	2
(2) 中国5県の合計特殊出生率の推移と全国比較	3
(3) 中国5県の出生者数と合計特殊出生率の減少状況	3
2. 全国と中国地域の総人口および年齢3階級別人口予測	5
(1) 全国と中国地域の比較	5
(2) 中国 5 県の比較	7
3. 都道府県別合計特殊出生率の推移	11
(1) 1980 年および 2007 年の	
合計特殊出生率上位5都道府県の出生率推移	11
(2) 1980 年および 2007 年の	
合計特殊出生率下位5都道府県の出生率推移	12
4. 都道府県の合計特殊出生率の減少率	14
(1) 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率が小さい 10 都道府県	14
(2) 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率が大きい 10 都道府県	14
(3) 中国 5 県の 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率	15
5. 少子化要因についての検討	16
(1) 生涯未婚率との関係	16
(2) 初婚年齢との関係	21
(3) 女性の就業状況との関係	27
(4) 所得と合計特殊出生率との関係	
(5) 少子化要因のまとめ	
第Ⅱ章 少子化に関する意識調査と行政の施策	38
1. 国および自治体が実施した住民意識調査の結果について	
(1) 出生率に影響を与えていると考えられる要因	38
(2)「夫婦の希望する子どもの数を実現できない要因」	
-夫婦出生力が低下する要因-	38

2.	少	・子化要因に対応した国・自治体等の施策	42
(]	[)	「国・自治体に望む少子化対策としての取り組み・施策」	
		一意識調査によるニーズー	42
(2	2)	現行の国の施策「子ども・子育てビジョン」までの経緯	46
	3)	「子ども・子育てビジョン」	48
(4		中国 5 県の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.	玉]・中国5県の少子化施策についてのまとめ	60
第Ⅰ	[章]	少子化対策に関する企業等の取り組み	
		(アンケート調査結果より)	
		査要領	
2.	調	查結果	61
(]	[)	少子化対策に取り組むことについて、経営面での認識	61
(2	2)	少子化が及ぼす将来の問題点や不安に感じること	62
	3)	出生率向上に向けて、企業や団体が取り組むべきこと	63
(4	1)	少子化対策に関する貴社・貴団体の取組状況	63
(5	5)	少子化対策に関し、現在、既に取り組んでいる内容	64
((3)	少子化対策に関し、今後取り組むことを予定	
		もしくは検討している内容	65
(7	7)	少子化対策の中で、最も有効だと思われる施策	66
(8	3)	少子化対策に取り組むうえで障害になっていること	67
(?))	政府・自治体の企業・団体に対する取組姿勢	68
(1	0)	企業・団体が少子化対策に取り組むうえで、政府・自治体等が	
		企業・団体に対して行う支援・政策として効果的であるもの …	
		女性社員の出産・育児と就業状況	
		自由意見	
3.	ア	ンケート調査結果のまとめ	76
έπ	7音	・ 少子化対策についての提言	77
1.		極的な財政投入による効果的な少子化対策の着実な実施	11
2.	坘	!想とする子ども数と予定子ども数のかい離を縮小	
		させる施策について	
		子育て層への経済的支援	
(2	2)	子育てと仕事の両立支援	78
3.	末	婚化・晩婚化の解消について	79
(]	[)	若者の生活基盤の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
(2	2)	出会い機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79

資料編····································	81
(2)将来に夢と希望の持てる国と地域づくり	80
(1) 子ども・命を尊び大切にする教育の実施	80
4. 子どもを大切にする教育と希望の持てる国づくり	80

調査の趣旨

わが国の深刻な問題として,人口減少・少子高齢化があるが,国立社会保障 人口問題研究所の予測によると,わが国の人口は2005年の1億2,777万人から,30年後の2035年には,約1,700万人減少し,1億1,068万人になると推計されている。(減少率:13.4%)

これに対して、中国地域の人口は、2005年の 768 万人から 2035年には 622 万人 へと 156 万人も減少すると推計されており(減少率: 19%)、わが国全体に比べ、大きく減少する見通しだけに、この問題はより深刻である。

少子高齢化および人口減少の進行は、労働力人口の減少や内需の縮小を通じて、 経済成長の大きなマイナス要因となるほか、国・地方財政の悪化のみならず社会保 障制度の破綻を招きかねない。

全国各地域における人口減少の要因としては、少子化等による自然減のみならず、他地域への転出等による社会減があるが、人口減少の大きな要因となっている少子化については、国、地方自治体などの施策や取り組みにも関わらず、合計特殊出生率にあまり改善がみられていない。

この少子化については、成熟した国における特徴的な事象であるが、このトレンドをいかに反転させ、改善の方向にもっていくかが、わが国および中国地域の持続的発展に向けて欠かせない。

以上のような問題意識から、中国経済連合会では、昨年度、わが国の少子化の実態および要因について各都道府県等の合計特殊出生率に着目して調査・検討したが、本調査においては、これらの結果も踏まえつつ、出生率に影響を与えていると考えられる要因をさらに分析検討し、出生率向上に向けて、国、自治体、企業が取り組むべき施策等について提言する。

なお、提言にあたり、本調査においては、会員企業・団体を対象とした少子化対 策アンケートを実施した。

第 I 章 わが国および中国地域の少子化の状況

1. わが国の出生者数および合計特殊出生率の推移

(1)全国

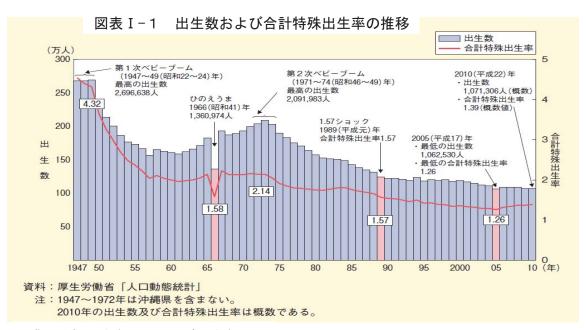
戦後のわが国の合計特殊出生率(注 1)の推移をみると、いわゆる団塊の世代を生んだ 1947 年から 1949 年の第 1 次ベビーブームにおいて 4.3 を超える高い数値を示した。しかし、1950 以降は急激に減少し、 1956 年からは 1966 年のひのえうまの年 (1.58) を除き横ばい傾向を示していたが、1971 年から 1974の第 2 次ベビーブームでの 2.1 から再び低下傾向を示し、1989 年には、1966年のひのえうまの年をさらに下回る 1.57 を記録した。

政府は、この「1.57ショック」を契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策検討を開始し、1994年12月に、エンゼルプラン(今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画)を策定するなど、以後、出生率向上に向けた施策を展開した。

しかしながら,2005年には過去最低の1.26まで落ち込んだ。その後はやや回復し,2010年は1.39となっている。

他方,年間の出生数は,第1次ベビーブーム期には約270万人,第2次ベビーブーム期には約200万人であったが,1975年には200万人を割り込み,それ以降,毎年減少し続けた。そして,1984年には150万人を割り込み,2010年には107万人となっている。

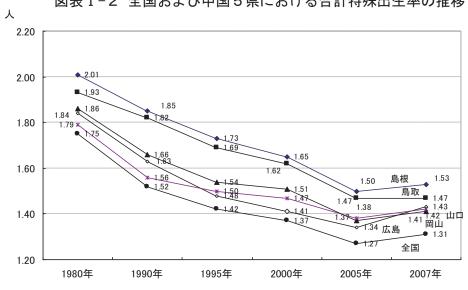
(注1) 合計特殊出生率とは、その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。



出典:平成23年版 子ども子育て白書

(2) 中国 5 県の合計特殊出生率の推移と全国比較

1980年から 2007年における全国平均および中国 5 県の合計特殊出生率(注 2)を示したのが図表 I-2のグラフである。中国 5 県についてみると、いずれの県も全国平均を上回って推移しているものの、減少傾向は全国と同様である。そのうち島根県が 1980年から 2007年まで一貫して最も合計特殊出生率が高く、1980年においては 2.01 人、2007年は 1.53 人と全国平均を 0.2 人余り上回っている。



図表 I-2 全国および中国 5 県における合計特殊出生率の推移

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」より作成

(注 2) 本調査では、都道府県の合計特殊出生率を中心とした分析を行ったが、この数値については、年齢が5歳階級によるものしか公表されていない。このため、本調査で使用した全国の数値については、内閣府等が公表している年齢各歳で計算した値とは異なることがあるため、留意する必要がある。

(3) 中国5県の出生者数と合計特殊出生率の減少状況

少子化の状況をみる場合,合計特殊出生率が最も代表的な指標であり,合計特殊出生率が高ければ,一般的に出生者数は多いと考えられるが,いくら出生率が高くても,出産対象となる女性の数が少ない場合は,出生者数は少なくなる。

そこで、1980年から 2005年における中国 5 県の出生者数と合計特殊出生率の関係をみるため、これらの状況を整理したのが図表 I-3 である。

図表 I-3 中国 5 県の合計特殊出生率と出生者数の推移

■ 出生数

凡例

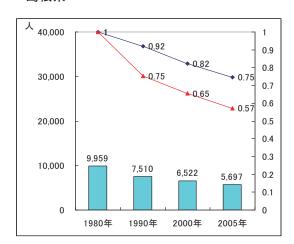
→ 1980年の合計特殊出生率を1としたときの比率

→ 1980年を1としたときの出生者比率

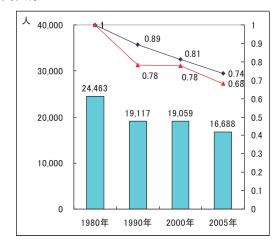
鳥取県

40,000 ◆0.94 0.9 0.84 8.0 0.78 30,000 0.7 ▲ 0.69 0.61 0.6 20,000 0.5 0.4 0.3 10,000 8.196 6.412 0.2 5,645 5,012 0.1 0 0 1980年 1990年 2000年 2005年

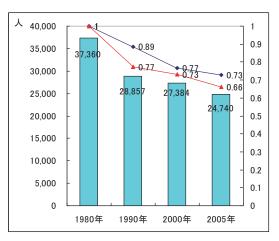
島根県



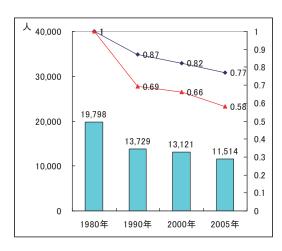
岡山県



広島県



山口県



(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口 統計資料集 (2009)」および厚生労働 省統計情報部『人口動態統計』により 作成

図表 I –3 によれば、1980年の合計特殊出生率を 1 とした場合の 2005年の出生率比率をみてみると、最も高い山口県が 0.77であり、他方、最も低い広島県でも 0.73 と中国 5 県の差はあまりないと言える。

一方, 1980 年の出生者数を 1 とした場合の 2005 年の出生者比率をみると, 岡山県が 0.68 と最も高く, 島根県が 0.57 で最も低い結果となっているほか, 山口県も 0.58 と低い。

以上のことからすると、中国 5 県の合計特殊出生率の減少率に大きな差はないものの、出生者数の減少率についてはかなりの差がみられるが、これは、とりわけ島根県や山口県において出産対象となる女性の減少率が大きいことを物語っている。

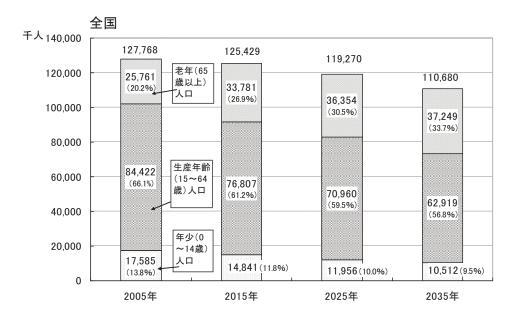
今後、出産対象となる女性が減少するのは確実であるが、とりわけ地方圏に おいては、出産対象となる女性が、大都市圏などに流出することを食い止める 取り組みが必要である。

2. 全国と中国地域の総人口および年齢3階級別人口予測

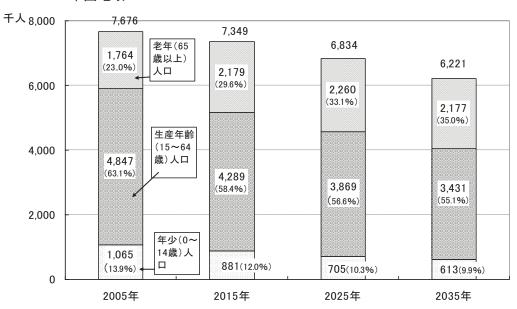
(1)全国と中国地域の比較

全国と中国地域の2005年から2035年の総人口および年齢3階級別人口の推移について、人口問題研究所では図表I-4のとおり予測している。

図表 I-4 全国と中国地域の総人口および年齢 3階級別人口の推移(2005年~2035年)



中国地域



資料:国立社会保障・人口問題研究所 「日本 (平成19年5月推計)により作成

「日本の都道府県別将来推計人口」

図表 I-4によれば、全国の総人口は、2005年の約1億2,800万人が、30年後の2035年には約1億1,100万人へと約1,700万人減少(減少率13.3%)する見込みであるのに対し、中国地域の総人口は、2005年の約770万人が2035年には約620万人へと約150万人減少(減少率19.5%)する見込みであり、全国に比べて減少率はかなり大きい。

そのうち年少 $(0\sim14~~$ 歳) 人口の減少率をみてみると、全国では 2005~年の約 1,760~万人が 2035~年には約 1,050~万人へと約 710~万人も減少する見込みであり、その減少率は 40.3%と大きな数字となっている。このような傾向は、中国地域でも同様で、2005~年の年少人口約 107~万人が 2035~年には約 61~万人へと約 46~万人減少する込みであり、全国をやや上回る 42.4%の減少率となっている。

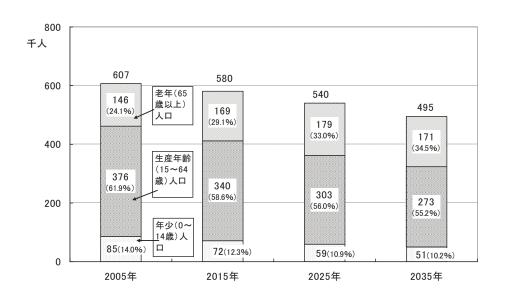
他方, 生産年齢(15~64歳)人口についてみると, 全国では2005年の約8,400万人が2035年には約6,300万人へと約2,100万人減少する見込みであり, その減少率は25.0%である。これに対して中国地域では,2005年の生産年齢人口約480万人が2035年には340万人へと約140万人減少する見込みであり, その減少率は全国を上回る29.1%となっている。

このように、年少人口および生産年齢人口の減少率をみると、全国に比べ中 国地域が、それぞ 2、4 ポイント高く、中国地域の少子化がより深刻であるこ とが伺える。ただし、総人口に占める年少人口の割合をみると 2005 年から 2035 年まで、わずかではあるが、一貫して中国地域が全国を上回っている。

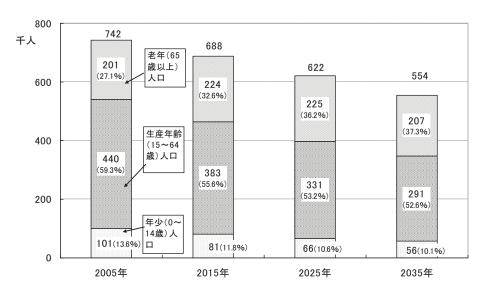
(2)中国5県の比較

前記(1)と同様,中国5県における2005年から2035年の総人口および年齢3階級別人口の推移について,人口問題研究所の予測結果を図表 I-5で示した。

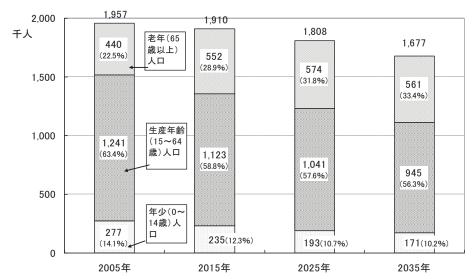
図表 I - 5 中国 5 県の総人口と年齢 3 階級別人口の推移 (2005~2035 年) 鳥取県



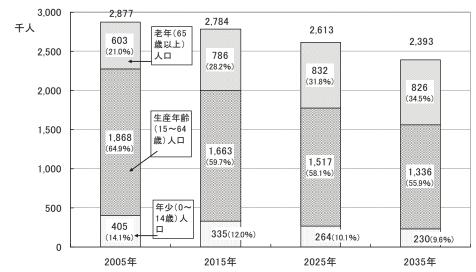
島根県

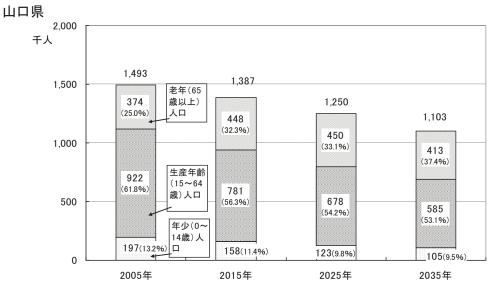


岡山県



広島県





資料:国立社会保障・人口問題研究所 日本の都道府県別将来推計人口』(平成19年5月推計)により 作成

この図表 I –5 から各県ごとに、2005 年と 2035 年の総人口、年少(0~14 歳)人口、生産年齢(15~64 歳)人口、老年(65 歳以上)人口を以下のとおり比較してみた。

① 総人口

	ì			i e
	2005年	2035年	減少数	減少率
鳥取県	約 61 万人	約 50 万人	約 11 万人	18.0%
島根県	約 74 万人	約 55 万人	約 19 万人	25.7%
岡山県	約 196 万人	約 168 万人	約 28 万人	14.3%
広島県	約 288 万人	約 239 万人	約 49 万人	17.0%
山口県	約 149 万人	約 110 万人	約 39 万人	26.2%

② 年少(0~14歳)人口

	2005年	2035年	減少数	減少率
鳥取県	約 85 千人	約 51 千人	約 34 千人	40.0%
島根県	約 101 千人	約 56 千人	約 45 千人	44.6%
岡山県	約 277 千人	約 171 千人	約 106 千人	38.3%
広島県	約 405 千人	約 230 千人	約 175 千人	43.2%
山口県	約 197 千人	約 105 千人	約 92 千人	46.7%

③ 生産年齢(15~64歳)人口

	2005年	2035年	減少数	減少率
鳥取県	約 376 千人	約 273 千人	約 103 千人	27.4%
島根県	約 440 千人	約 291 千人	約 149 千人	33.9%
岡山県	約 1, 241 千人	約 945 千人	約 296 千人	23.9%
広島県	約 1,868 千人	約 1,336 千人	約 532 千人	28.5%
山口県	約 922 千人	約 585 千人	約 337 千人	36.6%

④ 老年(65歳以上)人口

	2005年	2035年	増加数	増加率
鳥取県	約 146 千人	約 171 千人	約 25 千人	17.1%
島根県	約 201 千人	約 207 千人	約6千人	3.0%
岡山県	約 440 千人	約 561 千人	約 121 千人	27.5%
広島県	約 603 千人	約 826 千人	約 223 千人	37.0%
山口県	約 374 千人	約 413 千人	約 39 千人	10.4%

その結果、総人口についてみると、島根県と山口県の両県が減少率 26%程度とかなり高い予測であり、年少 $(0\sim14$ 歳)人口は、岡山県を除く 4県が 40%以上の減少率である。とりわけ山口県の減少率は 46.7%と高く、深刻な結果となっている。

また,生産年齢(15~64歳)人口についてみれば,山口県の減少率が36.6% とかなり高く,島根県も30%を超える結果となっている。

さらに、老年(65歳以上)人口についてみると、2005年の老年人口比率の高い島根県(27.1%)の増加率が非常に低く、逆に2005年の老年人口比率が低い広島県(21.0%)の増加率がかなり高い結果となっている。

一方、図表 I –5 において、全人口に占める年少人口比率を各県ごとにみると、鳥取県、岡山県、広島県は、2005 年時点で $14.0\sim14.1\%$ とほぼ同じ値を示していたが、2035 年の予測では、広島県が最も低い 9.6%、鳥取県と岡山県はともに 10.2%の予想である。

因みに 2005 年時点で年少人口比率が 13.2%と最も低かった山口県の 2035 年の数値は 9.5%と, 引き続き 5 県の中で最も低い比率になると予想されている。

同様に、図表 I-5 において、全人口に占める生産年齢 $(15\sim64$ 歳) 人口の比率を各県ごとにみると、2005 年時点で 64.9% ともっとも高かった広島県が、2035 年には 9 ポイント低い 55.9% と予測されており、最も大きい減少率となっている。

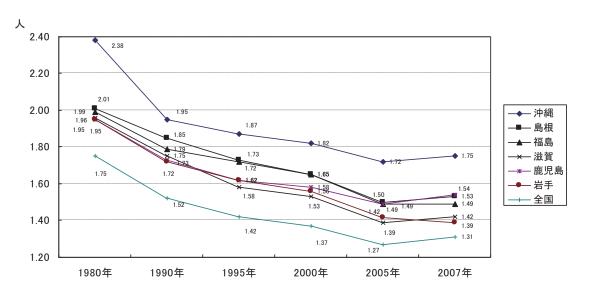
因みに、その他の 4 県の 2005 年から 2035 年の生産年齢人口の減少は 6.7~ 8.7ポイントであり、2005年時点で最も生産年齢人口の低い島根県(59.3%)が、2035 年時点でも引き続き最も低くなる(52.6%)と予測されている。

3. 都道府県別合計特殊出生率の推移

(1) 1980 年および 2007 年の合計特殊出生率上位 5 都道府県の出生率推移

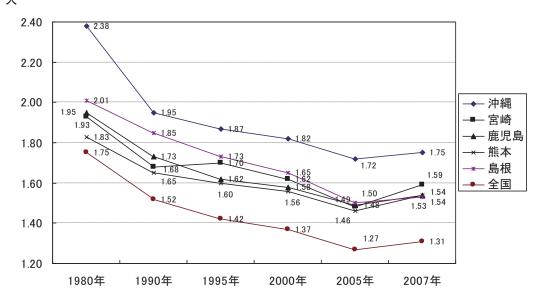
図表 I -6, I -7 は, 1980 年および 2007 年における合計特殊出生率の高い 5 都道府県の出生率推移をみたものである。

図表 I-6 1980 年における合計特殊出生率上位 5 都道府県の出生率推移



(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

」 図表 I-7 2007 年における合計特殊出生率上位 5 都道府県の出生率推移



(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

図表 I -6 によると、1980 年において合計特殊出生率が最も高かったのが沖縄県で 2.38。2 位は島根県で 2.01、さらに福島、滋賀と続き、第 5 位は鹿児島と岩手が同率で 1.95 となっている。これら 6 県の 2007 年における順位を図

表 I-7 および参考図表 1 (P83) からみると, 沖縄県が引き続き 1 位であり (1.75), 鹿児島県は 3 位 (1.54), 島根県は 5 位 (1.53), 福島県は 8 位 (1.49) と上位に位置しているものの, 滋賀県と岩手県の両県は, それぞれ 17 位 (1.42), 22 位 (1.39) と, 1980 年と比較するとかなり順位を下げている。

以上のように1980年に合計特殊出生率の高かった県が2007年にも同様に高い傾向がみられたが、滋賀県と岩手県については大きく順位を下げているため、その理由を探ってみる必要がある。

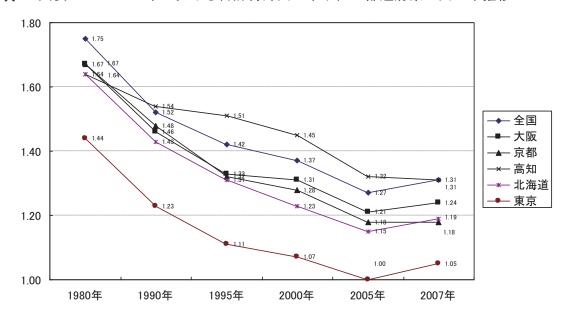
他方、2007年における合計特殊出生率の高い都道府県の出生率推移を示した図表 I-7をみると、図表 I-6でも 5 位以内に入っていたのは、沖縄県、鹿児島県、島根県であったが、新たに宮崎県 (2 位)と熊本県 (4 位)が 5 位以内に入っている。

この新たに5位以内に入った2つの県の1980年における出生率および順位を調べてみると(参考図表1(P83)参照),宮崎県が1.93で11位,熊本が1.83で22位となっている。このことからすると,熊本県が大きく順位をあげており,前記と同様,この理由を探ってみる必要がある。

(2) 1980 年および 2007 年の合計特殊出生率下位 5 都道府県の出生率推移

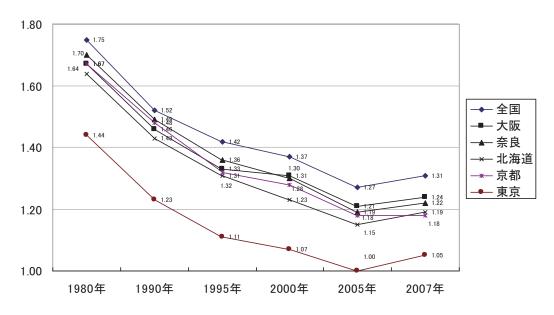
次に、1980年および 2007年における合計特殊出生率の低い 5 都道府県の出生率の推移をみたのが図表 I -8、図表 I -9 である。

人 図表 I-8 1980 年における合計特殊出生率下位 5 都道府県の出生率推移



(資料)) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」より作成

人 図表 I-9 2007 年における合計特殊出生率下位 5 都道府県の出生率推移



(資料)) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」より作成

図表 I-8 によると、1980 年における合計特殊出生率が最も低いのが東京都 であり、その値は 1.44 と全国平均に比べ 0.31 ポイントも低い。その次に低い のが北海道と高知でともに下から2番目であり、合計特殊出生率は1.64。そ して京都と大阪がともに 1.67 で下から 4 番目という結果となっている。これ ら5都道府県の2007年における順位を図表 I-9および参考図表 1(P83)からみ ると,東京が引き続き最も低く(合計特殊出生率1.05),京都は下から2番目(同 1.18), 北海道は下から3番目(同1.19), 大阪は下から5番目(同1.24)と, 高 知を除く4都道府県がいずれも下位5位以内に入っている。因みに高知県は、 2007 年には下から 13 番目まで順位を上げており、出生率の値も 1.31 と全国 平均と同じ値を示している。この結果をみると、東京、大阪、京都といった大 都市圏の3つの都府が下位を占めており、大都市圏ほど出生率が低い傾向があ るものと考えられる。ただし、北海道については、1980年と2007年のいずれ においても下位5位以内に入っており,大都市圏にはみられない特殊要因があ るものと推察される。そのため、この要因について北海道庁に尋ねたところ、 「未婚化の進展」,「核家族化」,雇用環境からくる「出産・子育て層の経済基 盤の不安定さ」など様々な要因が複雑に絡んでいるとの見方が示された。

なお,2007年の合計特殊出生率が下位5位以内に入っているその他の県としては,奈良県がある。同県は下から4番目(1.22)に位置しているが,1980年においても下位5位以内ではないものの下から6番目と低い順位である。

4. 都道府県の合計特殊出生率の減少率

(1) 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率が小さい 10 都道府県

次に, 1980 年の出生率に対する 2007 年の出生率の減少率が小さい 10 都道 府県をみたのが, 図表 I -10 である。

図表 I-10 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率が小さい 10 都道府県

	本() 关(広(目	2007 出生率	198	0年	200	07年
	都道府県	1980 出生率	出生率	全国順位	出生率	全国順位
1	熊本	15. 8%	1.83	22	1.54	3
2	宮崎	17.6%	1. 93	7	1.59	2
3	香川	18. 7%	1.82	23	1.48	9
4	大分	19. 2%	1.82	23	1.47	11
5	静岡	20.0%	1.80	28	1.44	14
6	高知	20.1%	1.64	45	1.31	36
7	山口	20. 7%	1. 79	31	1.42	18
8	長崎	20.9%	1.87	14	1.48	9
9	鹿児島	21.0%	1. 95	5	1.54	3
10	福井	21. 2%	1. 93	8	1. 52	6
	全国	25. 1%	1. 75		1.31	_

(資料)) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」より作成

この図表をみると、最も減少率が小さいのが熊本県で 15.8%、次いで宮崎県の 17.6%、以下香川県、大分県と続いている。その特徴としては上位 10位以内に九州が 5 県入っているほか、九州・中国・四国地方で 8 県を占めている点である。そのほかの県としては福井県と静岡県が入っているが、全体的には暖かい西日本の県が多いことが伺える。また、減少率の低い 10 都道府県のうち、1980年の合計特殊出生率の全国順位が 20 位台およびそれ以下の県が 6 県あり、そのうちの熊本県、香川県については、2007年には一桁の順位になっている点が注目される。

(2) 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率が大きい 10 都道府県

一方、1980年の出生率に対する 2007年の出生率の減少率が大きい 10都道府県についてみたのが、図表 I –11である。これをみると最も大きいのが宮城県で 31.7%、次いで青森県の 30.8%、以下京都府、岩手県と続いている。その特徴としては、千葉県以北の東日本の7道県が入っている点である。とりわけ注目されるのは、1980年の出生率の全国順位が4位であった滋賀県が2007年には16位と大きく順位を大きく下げているほか、岩手県が6位から22位へ、宮城県が19位から39位へ、青森県が20位から38位へと東北地方の3県が大

きく順位を下げている点である。

図表 I-11 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率が大きい 10 都道府県

全	都道府県	2007 出生率	198	0年	20	07年
玉	10 担 的 异	1- 1980 出生率	出生率	全国順位	出生率	全国順位
1	宮城	31. 7%	1.86	19	1. 27	39
2	青森	30.8%	1.85	20	1. 28	38
3	京都	29. 3%	1. 67	44	1.18	46
4	岩手	28. 7%	1. 95	6	1. 39	22
5	奈良	28. 2%	1. 70	42	1.22	44
6	千葉	28. 2%	1. 74	39	1. 25	41
7	茨城	27.8%	1.87	16	1.35	28
8	滋賀	27. 6%	1. 96	4	1.42	16
9	北海道	27.4%	1.64	46	1. 19	45
10	埼玉	27. 2%	1. 73	40	1. 26	40

(資料)) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

(3) 中国 5 県の 2007 年出生率/1980 年出生率の減少率

さらに中国 5 県の 1980 年出生率に対する 2007 年出生率の減少率をみたのが図表 I-12 である。これによれば、最も減少率が小さいのは山口県であり、その値は 20.7% となっている。そして、広島県、鳥取県、島根県と続き、最も減少率が大きいのが岡山県であり、その値は 24.2% である。

山口県の減少率が小さいのは、1980年の出生率が他県に比べ低かったためであり、2007年の出生率をみると中国5県の中でも4番目となっている。

また,島根県は,減少率では5県中4番目に大きいが,1980年と2007年の合計特殊出生率は5県の中では最も高く,全国の順位でもそれぞれ2位,5位と上位に位置している。

図表 I-12 中国 5県の 2007年出生率/1980年出生率の減少率

全	都道府県	2007 出生率		2007 出生率 1980 年		2007年	
国	4 地 担 村	1-	1980 出生率	出生率	全国順位	出生率	全国順位
7	山口		20.7%	1. 79	31	1.42	18
14	広島		22.3%	1.84	24	1.43	15
18	鳥取		23.8%	1. 93	10	1.47	11
19	島根		23.9%	2. 01	2	1.53	5
20	岡山		24.2%	1.86	17	1.41	19
	全国		25.1%	1. 75	_	1.31	_

(資料)) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

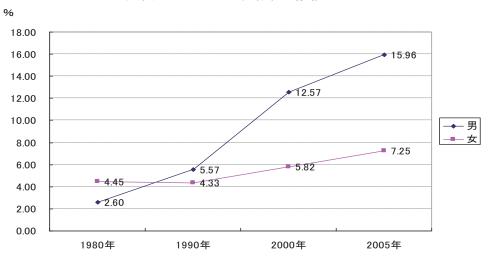
5. 少子化要因についての検討

少子化は若者をはじめとする国民の価値観の多様化やライフスタイルの変化, あるいは子育て環境など様々な要因が複雑に絡んでいると考えられるが,ここで は,少子化に影響を与えていると思われるいくつかの要因について,少子化との 関係を検討・考察した。

(1) 生涯未婚率との関係

① 国全体の生涯未婚率

1980年以降の全国の生涯未婚率について,男女別に整理したのが図表 I-13である。



図表 I-13 生涯未婚率の推移

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

この図表 I -13 によれば、男性の生涯未婚率の上昇は非常に大きく、1980年の 2.60%が、2005年においては 15.96%となっており、実に 6.1 倍となっている。

一方,女性の生涯未婚率は、1980年には男性をかなり上回る4.45%であった。この数値は2005年には7.25%と1.6倍に上昇したが、男性に比べると半分程度の割合となっており、いかに男性の未婚率が高くなっているかが分かる。

② 都道府県の生涯未婚率

a. 男女別生涯未婚率の高い都道府県

1980年以降の男女別の生涯未婚率が高い10都道府県を整理したのが図表I-14と図表I-15である。

図表 I-14 生涯未婚率の高い都道府県の推移(男性)

	1980年		1990年		2000年		2005年	
順位	都道府県	生涯未婚率(%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)
1	東京	4. 78	東京	10. 49	東京	19. 26	沖縄	22. 29
2	沖縄	4. 75	沖縄	10. 14	沖縄	18. 17	東京	21. 20
3	大阪	3.44	神奈川	6. 90	高知	14. 76	岩手	18.78
4	神奈川	3. 20	高知	6.88	神奈川	14. 49	高知	18.71
5	高知	3. 18	大阪	6. 43	大阪	13.77	神奈川	17.86
6	和歌山	3.04	山梨	6.01	岩手	13.50	新潟	17. 19
7	鹿児島	2.80	群馬	5. 95	群馬	13. 37	鹿児島	17. 15
8	山梨	2.78	鹿児島	5. 68	山梨	13.05	群馬	16. 74
9	京都	2.73	栃木	5. 39	新潟	12.83	青森	16.70
10	山口	2. 61	静岡	5. 35	静岡	12.79	福島	16. 57

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

図表 I-15 生涯未婚率の高い都道府県の推移(女性)

	1980年		1990年		2000年		2005年	
順位	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未婚率(%)
1	東京	8. 62	東京	8. 26	東京	10. 97	東京	12. 56
2	京都	6. 39	沖縄	6.00	沖縄	8. 61	沖縄	9. 73
3	大阪	5. 87	福岡	5. 58	福岡	7. 56	北海道	9. 26
4	鹿児島	5. 28	鹿児島	5. 36	長崎	7. 53	大阪	9. 07
5	熊本	5. 00	京都	5. 30	高知	7. 38	高知	9.04
6	福岡	4. 96	熊本	5. 20	大阪	7. 18	福岡	9.00
7	兵庫	4. 70	大阪	5. 07	北海道	6. 95	長崎	8. 91
8	愛知	4. 67	長崎	5. 02	熊本	6. 72	京都	8. 05
9	神奈川	4. 65	高知	5. 02	京都	6. 61	熊本	7. 92
10	長崎	4. 48	愛媛	4. 56	鹿児島	6. 49	鹿児島	7. 75

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

図表 I-14 によれば、男性の生涯未婚率が、いずれの年においても上位 10 位以内に入っている都道府県は、東京都、沖縄県、神奈川県、高知県の 4 都 県である。また、全体として、上位の都道府県が大都市圏に集中しているという傾向はみられず、地方の県もかなり入っているが、前述のとおり地方圏の沖縄県と高知県が 1980 年以降、常に上位に入っている点が注目される。

一方,女性の生涯未婚率をみた図表 I-15 によると,1980 年以降,常に上位に入っている都道府県が7都府県と多いが,男性と同様,大都市圏の都道府県

に集中しているという傾向はみられない。特徴としては、九州地方の県が多い という点が挙げられる。

b. 男女別生涯未婚率が低い都道府県

次に、1980年以降の男女別の生涯未婚率が低い 10 位都道府県を整理したの が図表 I-16 と図表 I-17 である。

図表 I-16 生涯未婚率の低い都道府県の推移(男性)

	1980年		199	1990年		0年	200	2005年	
順位	都道府県	生涯未婚率(%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	都道府県	生涯未 婚率 (%)	
1	石川	1.47	奈良	2. 74	奈良	7.43	奈良	10.30	
2	福井	1.48	富山	3. 00	滋賀	8. 76	滋賀	11. 53	
3	富山	1.51	石川	3. 09	岐阜	8. 98	岐阜	12. 01	
4	青森	1.52	福井	3. 16	石川	9. 24	石川	12. 73	
5	岐阜	1.54	岐阜	3. 19	福井	9. 44	三重	12. 74	
6	岩手	1.61	滋賀	3. 33	大分	9.48	福井	12. 79	
7	山形	1.63	佐賀	3. 53	三重	9.65	和歌山	12. 96	
8	秋田	1.67	大分	3. 62	岡山	10.01	岡山	13. 16	
9	鳥取	1.72	鳥取	3. 70	佐賀	10.04	大分	13. 44	
10	宮城	1.73	三重	3. 86	北海道	10.06	香川	13. 68	

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

図表 I-17 生涯未婚率の低い都道府県の推移(女性)

	1980	0年	1990	0年	2000	0年	200	5年
順位	松光应用	生涯未	松光应用	生涯未	和关点目	生涯未	松光应用	生涯未
	都道府県	婚率 (%)	都道府県	婚率 (%)	都道府県	婚率 (%)	都道府県	婚率 (%)
1	富山	2. 22	富山	2. 37	福井	3.00	福井	3. 78
2	福井	2. 34	滋賀	2. 52	滋賀	3. 04	滋賀	4. 15
3	茨城	2. 51	福井	2. 61	富山	3. 12	富山	4. 17
4	秋田	2. 91	茨城	2. 61	岐阜	3. 48	岐阜	4. 37
5	島根	2. 92	岐阜	2. 90	茨城	3. 56	山形	4. 65
6	福島	2. 94	山形	2. 96	石川	3. 66	茨城	4. 74
7	徳島	2. 97	埼玉	2. 97	三重	3. 79	石川	4. 75
8	香川	2. 99	三重	3. 08	山形	3.82	三重	4. 79
9	山形	2. 99	秋田	3. 10	栃木	4. 18	島根	5. 04
10	岡山	3.00	奈良	3. 10	岡山	4.21	栃木	5. 18

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

図表 I-16 で,男性の生涯未婚率が低い都道府県をみると,1980 年以降一貫して下位 10 位以内に入っているのは,福井県,石川県,岐阜県の 3 県であり北陸地方の県が多いことが分る。また,いずれの年においても,地方圏の県がほとんどを占めているのが特徴的である。

一方,図表 I-17で女性の生涯未婚率が低い都道府県についてみると,1980年以降一貫して下位10位以内に入っているのは,茨城県,山形県,福井県,富山県の4県であり,全体的にみても地方圏がほとんど占めている。

c. 生涯未婚率と合計特殊出生率との関係

生涯未婚率の低い都道府県の合計特殊出生率は高く, 生涯未婚率の高い都道府県の合計特殊出生率は低いとの仮定のもと, 2005 年における合計特殊出生率の上位 10 都道府県 (図表 I-18) と同年において男性・女性の生涯未婚率が低かった都道府県 (図表 I-16, 17) の関係をみるとともに, 2005 年において合計特殊出生率の下位 10 都道府県 (図表 I-18) と, 同年において男性・女性の生涯未婚率が高かった都道府県 (図表 I-14, 15) の関係をみた。

(注 3) 図表 I - 18 で 2005 年だけでなく 2007 年の合計特殊出生率を示したのは、後述する要因について、 比較するデータが 2007 年データしかないものがあることによる。

図表 I-18 合計特殊出生率の上位・下位 10 都道府県(2005 年, 2007 年)

順位	都	道府県	2005年	順位	都	道府県	2007年
1	沖	縄	1.72	1	沖	縄	1.75
2	島	根	1.50	2	饱	崎	1.59
2	福	井	1.50	3	鹿	児島	1.54
4	福	島	1.49	3	熊	本	1.54
4	鹿	児島	1.49	5	島	根	1.53
6	佐	賀	1.48	6	福	井	1.52
6	宮	崎	1.48	7	佐	賀	1.51
8	鳥	取	1.47	8	福	島	1.49
9	長	野	1.46	9	長	崎	1.48
9	熊	本	1.46	9	香	Щ	1.48

順位	都這	首府県	2005年	順位	都i	首府県	2007年
38	兵	庫	1. 25	38	青	森	1. 28
39	宮	城	1. 24	39	宮	城	1. 27
40	埼	玉	1. 22	40	埼	玉	1.26
40	千	葉	1. 22	41	千	葉	1.25
42	大	阪	1.21	41	神	奈 川	1.25
43	奈	良	1.19	43	大	阪	1.24
43	神	奈 川	1.19	44	奈	良	1.22
45	京	都	1.18	45	北	海道	1.19
46	北	海道	1.15	46	京	都	1.18
47	東	京	1.00	47	東	京	1.05

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」より作成

その結果,2005年の合計特殊出生率が上位10位以内に入った都道府県のうち,2005年における男性の生涯未婚率が低い方から10位以内であったのは,福井県のみである。同様に2005年の合計特殊出生率が10位以内に入った都道府県のうち,2005年における女性の生涯未婚率が低い方から10位以内であっ

たのは、福井県と島根県の2県のみであった。

このことからすると、男性・女性のいずれについても、生涯未婚率の低い都 道府県の合計特殊出生率は高いという関係はみられないことが伺える。

他方,2005年における合計特殊出生率が下位の10都道府県のうち,2005年における生涯未婚率が高いほうから10位以内に入った都道府県は,男性では東京都と神奈川県の2県のみであるのに対し,女性では,東京都,北海道,京都府,大阪府の4都道府が入っている。

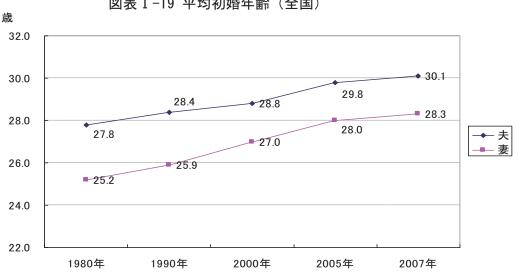
以上のことからすると,合計特殊出生率が低い場合においてのみ,その要因 として,女性の生涯未婚率が影響している可能性が伺える。

なお、各都道府県データにより、1980年と2005年における生涯未婚率と合計特殊出生率の関係を分析したところ、男性については、いずれの年も「ほとんど相関がない」という結果であったのに対し、女性については、1980年が「中程度の相関がある」、2005年が「ある程度の相関がある」という結果であった。(P90、91 参考図表 $8-1\sim8-4$ 参照)

(2) 初婚年齢との関係

① 国全体の初婚年齢

1980 年以降の全国の初婚年齢の推移について、男女別に整理したのが図表 I −19 である。



図表 I-19 平均初婚年齢(全国)

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表より作成

これによると、夫の初婚年齢の平均は1980年時点では27.8歳であったが、 2007年には30.1歳と2.3歳高くなっている。一方、妻については、1980年時 点では、25.2 歳であったものが、2007年には28.3 歳と3.1 歳上昇しており、 妻の晩婚化が夫に比べて進んでいることが伺える。

② 都道府県の初婚年齢

a. 夫および妻別初婚年齢の高い都道府県

1980年, 2007年における夫および妻別の平均初婚年齢が高い上位 10都道府 県は、図表Ⅰ-20とⅠ-21のとおりである。

図表 I -20 1980 年および 2007 年における夫の平均初婚年齢の高い 10 都道府県

		1980年	2007 年				
順位	都道府県	平均初婚年齢 (歳)	順位	都道府県	平均初婚年齢 (歳)		
1	東 京	28. 6	1	東 京	31. 5		
2	長 野	28. 5	2	神奈川	31.0		
3	神奈川	28. 4	3	埼 玉	30.6		
4	山 梨	28. 3	3	千 葉	30.6		
5	埼 玉	28. 2	5	長 野	30. 5		
5	京 都	28. 2	5	山 梨	30. 5		
7	千 葉	28. 1	7	京 都	30. 3		
8	滋賀	28. 0	8	大 阪	30. 1		
8	大 阪	28. 0	8	奈 良	30. 1		
10	兵 庫	27. 9	8	富 山	30. 1		
10	奈良	27. 9					

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表より作成

図表 I -20 における 1980 年の夫の平均初婚年齢をみると東京都が 28.6歳と最も高く,長野県、神奈川県がこれに続いている。上位 10 都道府県の特徴としては、長野県を除く 9 都府県はいずれも関東圏あるいは、関西圏といった大都市圏に属する都府県であることである。また、2007 年の夫の平均初婚年齢をみると、1980 年と同様、東京都が 31.5歳と最も高く、次いで、神奈川県が31.0歳、そして埼玉県と千葉県がともに30.6歳で続いている。上位10 都道府県の特徴としては1980年と同様、長野県、富山県を除8都府県はいずれも関東圏あるいは、関西圏といった大都市圏に属する都府県であることである。さらに、1980 年と2007 年をみると、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、長野県、山梨県、京都府、大阪府、奈良県の9都府県が、いずれの年においても上位10位以内に入っているが、この中で大都市圏に属さないのは長野県のみであり、何故、長野県の平均初婚年齢が高いのかが興味深いところである。

図表 I - 21 1980 年および 2007 における妻の平均初婚年齢の高い 10 都道府県

			1980年	2007年					
順位	都道府県		平均初婚年齢(歳)	順位	都道	府県	平均初婚年齢 (歳)		
1	東	京	26. 1	1	東	京	29. 5		
2	長	野	25. 8	2	神系	笑 川	29. 0		
3	神奈	Ш	25. 7	3	千	葉	28.6		
4	Щ	梨	25. 6	3	京	都	28.6		
5	埼	玉	25. 5	5	長	野	28. 5		
5	千	葉	25. 5	5	埼	玉	28. 5		
5	京	都	25. 5	5	大	阪	28. 5		
5	福	岡	25. 5	8	山	梨	28. 4		
9	大	阪	25. 4	9	福	岡	28. 3		
10	長	崎	25. 4	9	兵	庫	28. 3		
				9	奈	良	28. 3		

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表より作成

一方,図I-21に示した1980年の妻の平均初婚年齢をみると,東京都が26.1歳と最も高く,長野県,神奈川県がこれに続いている。その特徴は,夫と同様であり,上位10都道府県のうち,長野県,福岡県,長崎県を除く7都府県はいずれも関東圏あるいは,関西圏といった大都市圏に属する都府県であることである。また,2007年の妻の平均初婚年齢をみると,1980年と同様,東京都が29.5歳と最も高く,次いで,神奈川県,千葉県となっている。上位10都道府県の特徴としては1980年と同様,長野県,福岡県を除く8都府県はいずれも関東圏あるいは,関西圏といった大都市圏に属する都府県であることである。

さらに、1980年と2007年をみると、東京都、神奈川県、千葉県、京都府、長野県、埼玉県、大阪府、山梨県、福岡県の9都府県が、いずれの年においても上位10位以内に入っているが、この中で大都市圏に属さないのは福岡県と長野県である。

以上のことから, 夫と妻の平均初婚年齢は大都市圏に属する都府県で高いことが分る。

b. 夫および妻別初婚年齢の低い都道府県

次に, 1980年, 2007年における夫および妻別の平均初婚年齢が低い 10 都道 府県をみたのが図表 I-22 と I-23 である。

図表 I -22 1980 年および 2007 年における夫の平均初婚年齢の低い 10 都道府県

		1980年	2007 年					
順位	都道府県	平均初婚年齢 (歳)	順位	都道府県	平均初婚年齢(歳)			
1	青 森	27. 1	1	宮 崎	29. 0			
2	岩 手	27.2	1	愛媛	29. 0			
2	北海道	27. 2	1	佐 賀	29. 0			
2	大 分	27.2	4	福島	29. 2			
2	福 島	27. 2	4	熊本	29. 2			
2	宮 崎	27. 2	4	鳥 取	29. 2			
7	石 川	27. 3	4	鹿児島	29. 2			
7	宮 城	27. 3	8	香川	29. 3			
7	岡山	27. 3	8	長 崎	29. 3			
7	徳 島	27. 3	8	和歌山	29. 3			
7	沖 縄	27. 3	8	山口	29. 3			
7	香川	27.3						
7	熊本	27.3						
7	愛 媛	27. 3						

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表より作成

図表 I -23 1980 年および 2007 年における妻の平均初婚年齢の低い 10 都道府県

			1980年	2007年					
順位	都道	府県	平均初婚年齢(歳)	順位	都道	府県	平均初婚年齢(歳)		
1	石	Ш	24. 2	1	福	島	27. 2		
2	富	Щ	24. 3	2	秋	田	27.5		
2	福	井	24. 3	2	愛	媛	27.5		
4	青	森	24. 4	2	佐	賀	27.5		
5	三	重	24. 5	5	青	森	27.6		
5	岡	Щ	24.5	5	徳	島	27.6		
5	香	Ш	24.5	5	岩	手	27.6		
5	徳	島	24. 5	5	Щ	П	27.6		
9	岐	阜	24.6	5	宮	崎	27.6		
9	岩	手	24.6	10	福	井	27.7		
				10	三	重	27.7		
				10	岡	山	27.7		
				10	香	Ш	27.7		
				10	和旨	敦 山	27.7		
				10	鳥	取	27.7		
				10	Щ	形	27. 7		
				10	熊	本	27. 7		
				10	鹿!	見 島	27.7		

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表より作成

図表 I-22 における 1980 年の夫の平均初婚年齢をみると青森県が 27,1 歳と最も低く,岩手県,北海道などの 5 道県がともに 27.2 歳で続いている。下位 10 位以内に入っている 14 都道府県の特徴としては,九州地方と東北地方がともに 4 県,四国地方が 3 県入っている点であり,これら 14 都道府県はいずれも地方圏である。

また,2007年の夫の平均初婚年齢をみると,宮崎県,愛媛県,佐賀県がともに29.0歳と最も低く,福島県など4県が29.2歳で続いている。下位10位以内に入っている11都道府県の特徴としては,1980年と同様,九州地方が5県と数多く入っている点であるが,1980年に4県入っていた東北地方は福島県1県のみとなっている。

さらに、1980年と2007年のいずれの年にも下位10位以内に入っている県 をみると、宮崎県、愛媛県、福島県、熊本県、香川県の5県である。

一方、図表 I-23 における 1980 年の妻の平均初婚年齢をみると石川県が 24.2 歳と最も低く、福井県と富山県がともに 24.3 歳で、これに続いている。 1980 年の特徴としては、北陸地方 3 県がすべて下位 3 位以内に入っている点と、夫では多かった九州地方の県が 1 県も入っていない点である。

また、2007年の妻の平均初婚年齢をみると、福島県が27.2歳と最も低く、秋田県、愛媛県、佐賀県がともに27.5歳で続いている。2007年の特徴としては、東北地方が5県、九州地方が4県、中国地方と四国地方がともに3県ずつ入っている点と、1980年において下位3位以内に3県とも入っていた北陸地方については、低いほうから10番目に福井県1県しか入っていない点である。

さらに、1980年と2007年のいずれの年にも下位10位以内に入っているのは、青森県、岩手県、福井県、三重県、岡山県、香川県、徳島県の7県であるが、大きな特徴はみられない。

c. 平均初婚年齢と合計特殊出生率との関係

平均初婚年齢の低い都道府県の合計特殊出生率は高いとの仮定のもと、2007年における合計特殊出生率上位 10 都道府県(図表 I -18))と、同年において男性・女性の平均初婚年齢が低かった都道府県(図表 I -22、図表 I -23)との関係をみた。その結果、2007年の合計特殊出生率が上位 10 位以内の都道府県のうち、男性の平均初婚年齢が低い方から 10 位以内に入ったのは、宮崎県、鹿児島県、熊本県、佐賀県、福島県、長崎県、香川県の7県であった。同様に女性についてみると、男性と同じく、宮崎県、鹿児島県、熊本県、佐賀県、香川県、福島県の6県が入ったほか、福井県が該当した。

さらに、2007年における合計特殊出生率下位 10都道府県(図表 I-18)) と、同年において男性・女性の平均初婚年齢が高かった都道府県(図表 I-20, I-21)との関係をみた。

その結果,2007年の合計特殊出生率が下位10位以内の都道府県のうち,男性の平均初婚年齢が高い方から10位以内であったのは,東京都,京都府,奈良県,大阪府,神奈川県,千葉県,埼玉県の7都府県であった。

同様に女性についてみると、男性と同じまったく同じ7つの都府県が該当した。

以上のことから判断すると、出生率の高い県は、夫と妻のいずれについても 平均初婚年齢が低く、出生率が低い都道府県は、夫と妻のいずれについても平 均初婚年齢が高いという関係がみられた。

なお,各都道府県データにより,1980年と2007年における平均初婚年齢と合計特殊出生率の関係を分析したところ,1980年は夫が「中程度の相関がある」という結果であったのに対し、妻は「ある程度の相関がある」という結果であった。これに対して、2007年は夫、妻双方とも「かなり高い相関がある」という結果であった。(P92,93参考図表9-1~9-4参照)

(3) 女性の就業状況との関係

① 「少子化と男女共同参画社会に関する国内分析報告書(平成18年9月)」 における分析

労働力率([就業者数+完全失業者数]/生産年齢人口]と有業率(調査期間において仕事をした人の数/生産年齢人口)とは、その定義がやや異なるが、「少子化と男女共同参画社会に関する国内分析報告書(平成18年9月)」(以下「国内分析報告書」という)によれば、「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」において、次のようなことを確認したと記述されている。

具体的には、女性の労働力率と合計特殊出生率との関係は、1970年から2000年までの変化をみる限り、どちらかが上がれば他方も必然的に上がるというような固定的関係にはないことを確認したが、2000年時点では、女性の労働力率が高い社会ほど合計特殊出生率も高いという関係があるのも事実であるというものである。そして、このことは、仕事と子育てとの両立を支える社会環境が一部の国で整ってきたことを示すものと考えられるとしている。

さらに、国内分析報告書では、女性の有業率と合計特殊出生率との関係について、国内の都道府県データでみても、1971年から2002年の変化をみると、両者にはほとんど相関がないが、2002年データでは国際比較と同様に女性の有業率が高い都道府県ほど、合計特殊出生率が高いという関係がみられることを相関図により示している。しかしながら、このことについては、国内分析報告書においても、有業率が低い都道府県において合計特殊出生率が大きく低下し、女性の有業率が高い都道府県で低下幅が小さく抑えられていることにより、正の相関を示す方向に傾きが変化しているにすぎないことを指摘するとともに、諸外国とは異なり国内の都道府県では、全般に女性の有業率はあまりかわらず、出生率が落ち込む傾向があるとしている。

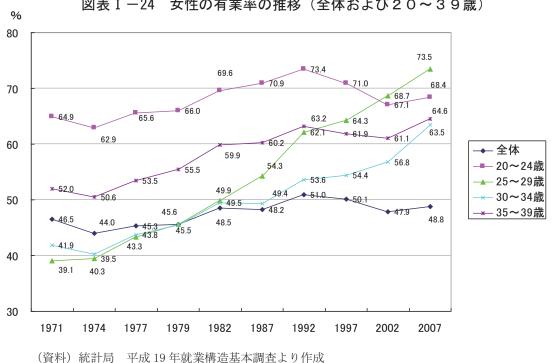
② 女性の有業率の推移

前記の国内分析報告書では、合計特殊出生率が下がる要因を有業率以外の環境変化等から見つけ出す必要があると指摘しているが、本調査においては、改めて、女性の有業率の変化と合計特殊出生率の変化をみることとした。

図表 I-24 は、1971 年以降の 15 歳以上の女性全体と、出生数の多い年齢層として $20\sim24$ 歳 (2007 年の合計特殊出生率 0.1831)、 $25\sim29$ 歳 (同 0.4341)、 $30\sim34$ 歳 (同 0.4641)、 $35\sim39$ 歳 (同 0.2025)までの 4 区分についての有業率の推移を示したものである。

これによれば、全体の有業率については、1971年の46.5%から多少の増減 はあるものの、ほぼ横ばい傾向を示し、2007年には48.8%になっている。ま た,20~24歳の有業率については,1971年に64.9%と他の年齢区分よりもは るかに高い数値を示し、その状況は、1971年以降もほとんど変わっていない が、増減の傾向をみる限り全体の傾向と似通っており、2007年には68.4%と なっている。

これに対して、その他の3つの年齢区分の有業率については、1971年以降、 ほぼ一貫して増加している。とりわけ、25~29歳については、1971年時点で は年齢4区分の中で最も低い39.1%から,2007年には最も高い73.5%と約1.9 倍も増加しているのが特徴的である。



図表 I -24 女性の有業率の推移(全体および20~39歳)

③ 女性の有業率および主に仕事をしている女性と合計特殊出生率との関係

図表 I-1 (P2) において全国の合計特殊出生率の推移を示したが、その中で 1970年以降の推移をみると、1973年の2.14からほぼ一貫して減少し、2007 年には 1.34 となっている。他方,女性の有業率の推移である図表 I -24 のグ ラフでは、1971年以降、全体と20~24歳が多少の増加しているものの横ばい 傾向がみられるのに対して、その他の3年齢区分では大きく増加している。こ のことは、有業率と合計特殊出生率との間には関係がみられないのみならず、 有業率が増加すると合計特殊出生率が減少するという関係があると考えられ なくもない。

また,有業率と合計特殊出生率との関係をみるために,2007 年時点における有業率上位10位以内の都道府県と下位10位以内の都道府県について合計特殊出生率との関係をみた。(図表 I-25,図表 I-26)

図表 I-25 によると,有業率の高い都道府県のうち,合計特殊出生率も 10 位以内の県としては,福井県(合計特殊出生率 6 位)の 1 県のみであり,20 位以内の県をみても,長野県(同 11 位),鳥取県(同 11 位),静岡県(同 14 位),石川県(同 20 位)の 4 県にすぎない。

また,図表 I -26 によると,有業率の低い都道府県のうち,合計特殊出生率が下位の10 位以内に相当する38 位よりも低い県としては,北海道(合計特殊出生率45 位),奈良県(同44 位),大阪府(同43 位)の3 県であり,下位の20 位以内に相当する28 位以内よりも低い県は,徳島県(同36 位),兵庫県(同36 位),秋田県(同34 位),和歌山県(同30 位)と,10 県中7 県が下位20 位以内に入っている。

図表 I -25 有業率の高い都道府県 (2007年)

	都道府県	有業率	合計特殊出生率
	140 担 的 异	(%)	() は全国順位
1	福井県	53. 4	1.52 (6位)
2	石川県	53.3	1.40(20位)
3	静岡県	53.3	1.44(14位)
4	長野県	53.0	1.47(11位)
5	富山県	52. 5	1.34(30位)
6	愛知県	52. 2	1.38(24位)
7	東京都	51.8	1.05(47位)
8	鳥取県	51.7	1.47(11位)
9	山梨県	51.4	1.35(28位)
10	岐阜県	50.8	1.34(30位)
	全 国	48.8	

図表 I -26 有業率の低い都道府県 (2007年)

		有業率	合計特殊出生率
	都道府県	(%)	() は全国順位
1	奈良県	42. 9	1.22(44位)
2	大阪府	44.8	1.24(43位)
3	兵庫県	45. 1	1.30(36位)
4	北海道	45. 1	1.19(45位)
5	和歌山県	45. 2	1.34(30位)
6	長崎県	46. 0	1.48 (9位)
7	愛媛県	46. 1	1.40(20位)
8	山口県	46. 3	1.42(18位)
9	秋田県	46. 9	1.31(34位)
10	徳島県	47. 0	1.30(36位)

(資料)統計局 平成19年就業構造基本調査などより作成

このデータからすると,有業率の高い都道府県について合計特殊出生率が高いという傾向はあまりみられないが,有業率の低い県については合計特殊出生率も低いという傾向がみられる。

以上のことからすると,有業率と合計特殊出生率がどのような関係にあるのか定かではないため,各都道府県データにより,2007年における女性有業率と合計特殊出生率の関係を分析したところ,「弱い相関がある」という結果であった。(P94 参考図表 10 参照)

ただ,この有業率については,15歳から64歳までの生産年齢人口を対象とし,この人口に対する調査期間に仕事をした人の割合を表したものであるため,必ずしも女性の就業と合計特殊出生率との関係を的確に示したものとは言いにくい面がある。

そのため、都道府県別に出産・育児の可能性が高い $20\sim39$ 歳の女性のうち、主に仕事に従事している割合と合計特殊出生率との関係を 2005 年のデータからみてみた。その結果は、図表 I-27、 I-28 のとおりである。

図表 I -27 20~39 歳女性のうち, 主に 仕事をしている人の割合の 高い都道府県(2005年)

合計特殊出生 主に仕事を している女 都道府県 性の割合 ()は全国順 (%) 位 福井県 67.4 1.50 (2位) 1 2 岐阜県 64.7 1.37(23位) 3 山形県 61.8 1.45(11位) 島根県 59.4 1.50 (2位)

58.0

57.8

57.8

57.4

56.3

1.47 (8位)

1.34(28位)

1.37(23位)

1.34(28位)

1.41(14位)

10 石川県 55.5 1.35(26位) 全国 44.8

鳥取県

新潟県

富山県

秋田県

岩 手 県

5

6

6

8

9

図表 I -28 20~39 歳女性のうち, 主に 仕事をしている人の割合の 低い都道府県(2005年)

	都道府県	主に仕事を している女 性の割合 (%)	合計特殊出生 率 ()は全国順 位
1	大阪府	42. 1	1.21(42位)
2	奈良県	42. 3	1.19(43位)
3	兵庫県	43. 2	1.25(38位)
4	京都府	43.6	1.18(45位)
5	愛知県	43. 7	1.34(28位)
6	神奈川県	43. 9	1.19(43位)
7	東京都	43. 9	1.00(47位)
8	埼玉県	44. 1	1.22(40位)
9	和歌山県	44. 3	1.32(30位)
10	千葉県	44.8	1.22(40位)

(資料) 国勢調査(2005年)などより作成

図表 I-27 によれば、20~39 歳女性のうち、主に仕事をしている人の割合の高い 10 都道府県のうち、合計特殊出生率が上位 10 位以内に入っている都道府県は 3 県のみであり、そのほかの県については 10 位台が 2 県、20 位台が 5 県という結果となっている。このことからすれば、主に仕事をしている人の割合が高い県の合計特殊出生率がやや高い傾向にあることが伺える。

他方,図表 I-28 によれば,20~39 歳女性のうち,主に仕事をしている人の割合の低い10 都道府県のうち,合計特殊出生率が下位の10 位以内に相当する38 位以下の都道府県は8 都道府県にも登っており,主に仕事をしている人の割合の低い都道府県の合計特殊出生率は低いという結果となっている。

因みに、各都道府県データにより、2005年における20~39歳女性のうち、主に仕事をしている人の割合と合計特殊出生率の関係を分析したところ、「かなり高い相関がある」という結果であり(P94 参考図表11参照)、就業女性の比率を高めることが、合計特殊出生率を上昇させることにつながるのではないかと考えられる。

なお、諸外国の中には、労働力率の上昇が合計特殊出生率の増加につながっている国もあるようであるが、これらの国においては、子育てしやすい就労条件あるいは就労しやすい子育て環境の整備がなされたことも合計特殊出生率が増加した大きな要因ではないかと推測される。

(4) 所得と合計特殊出生率との関係

① 月平均給与との関係

出産・育児に関する各種アンケートにおいては、理想とする子ども数をもてない理由として、「育児や教育にお金がかかりすぎる」という回答が非常に大きなウエイトを占めている。そのため、ここでは、2000年と2007年における都道府県ごとの月平均給与と合計特殊出生率との関係をみた。(図表 I-29)

図表 I -29 都道府県別の月平均給与と合計特殊出生率(2000, 2007)

	2000年			2007年			
	都道府県	月平均給与(円)	合計特殊出生率 ()内は都道府県順位	都道府県		月平均給与(円)	合計特殊出生率 ()内は都道府県順位
1	 東京	453,587	1.07(47)	1	東京	430,485	1.05(47)
2	大阪	389,645	1.31(40)	2	神奈川	365,046	1.25(41)
3	愛知	378,672	1.44(35)	3	愛知	359,049	1.38(24)
4	神奈川	376,157	1.28(44)	4	大阪	355,529	1.24(43)
5	静岡	352,280	1.47(23)	5	広島	332,765	1.43(15)
6	長野	352,146	1.59(9)	6	静岡	330,523	1.44(14)
7	奈良	350,450	1.30(41)	7	三重	327,549	1.37(25)
8	<u> </u>	349,286	1.38(38)	8	<u></u> 岡山	326,425	1.41(19)
9	広島	348,890	1.41(36)	9	栃木	322,265	1.39(22)
10	三重	347,929	1.48(21)	10	兵庫	321,541	1.30(36)
11	<u></u> 石川	345,986	1.45(28)	11		320,065	1.35(28)
12	京都	345,575	1.28(44)	12	滋賀	318,933	1.42(16)
13	滋賀	344,316	1.54(14)	13	京都	315,173	1.18(46)
14	<u> </u>	342,714	1.30(41)	14	千葉	314,693	1.25(41)
15	山梨	338,902	1.51(16)	15	石川	314,597	1.40(20)
16	茨城	337,891	1.47(23)	16	福井	314,596	1.52(6)
17	岡山	335,236	1.51(16)	17	富山	313,125	1.34(30)
18	宮城	333,423	1.39(37)	18	徳島	312,577	1.30(36)
19	福岡	332,111	1.36(39)	19	山口	311,553	1.42(16)
20	群馬	331,683	1.51(16)	20	香川	311,179	1.48(9)
21	栃木	331,059	1.48(21)	21	山梨	309,345	1.35(28)
22	福井	328,031	1.60(8)	22	福岡	306,530	1.34(30)
23	富山	327,942	1.45(28)	23	群馬	303,315	1.36(27)
24	和歌山	325,829	1.45(28)	24	岐阜	302,091	1.34(30)
25	岐阜	325,494	1.47(23)	25	奈良	298,967	1.22(44)
26	山口	324,362	1.47(23)	26	和歌山	298,886	1.34(30)
27	埼玉	323,945	1.30(41)	27	長野	297,747	1.47(11)
28	香川	322,343	1.53(14)	28	福島	296,920	1.49(8)
29	新潟	319,529	1.51(16)	29	愛媛	295,673	1.40(20)
30	島根	315,369	1.65(3)	30	新潟	293,892	1.37(25)
31	秋田	313,977	1.45(28)	31	埼玉	293,267	1.26(40)
32	福島	312,812	1.65(3)	32	山形	290,119	1.42(16)
33	徳島	312,670	1.45(28)	33	佐賀	283,786	1.51(7)
34	長崎	311,276	1.57(11)	34	大分	280,278	1.47(11)
35	高知	310,782	1.45(28)	35	高知	279,327	1.31(34)
36	山形	310,320	1.62(5)	36	宮城	279,016	1.27(39)
37	大分	309,995	1.51(16)	37	宮崎	278,126	1.59(2)
38	北海道	306,035	1.23(46)	38	北海道	277,207	1.19(45)
39	鳥取	304,400	1.62(5)	39	鳥取	276,537	1.47(11)
40	愛媛	302,329	1.45(28)	40	鹿児島	276,008	1.54(3)
41	岩手	299,552	1.56(12)	41	島根	275,641	1.53(5)
42	宮崎	294,186	1.62(5)	42	熊本	270,179	1.54(3)
43	熊本	292,961	1.56(12)	43	長崎	268,030	1.48(9)
44	鹿児島	292,540	1.58(10)	44	青森	265,028	1.28(38)
45	佐賀	286,130	1.67(2)	45	岩手	264,623	1.39(22)
46	青森	285,085	1.47(23)	46	秋田	260,595	1.31(34)
47	沖縄	277,894	1.82(1)	47	<u>沖縄</u>	247,001	1.75(1)
	全国	355,474	1.37(-)		全国	330,313	1.31(-)

(資料) 厚生労働省 毎月勤労統計調査などより作成

因みに、この月平均給与は、常用労働者 5 人以上の事業所のデータであるほか、出産・子育て世代以外の世代も含まれているが、各都道府県の出産・子育て世代の給与水準をみるうえでは、参考になる指標と判断した。

図表 I-29 によると、2000 年の月平均給与が最も高いのが東京都であり、続いて大阪府、愛知県となっている。上位 10 位以内をみると、三大都市圏の都道府県が7都府県(東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、兵庫県)が占めており、その他としては、長野県、静岡県、広島県が入っている。このうち、合計特殊出生率が上位に入っているのは、長野県の9位のみである。そのほかは三重県(21位)、静岡県(23位)を除きいずれも下位に位置しており、特に5都府県が下位10位以内に入っている点が注目される。

他方,月平均給与が最も低いのは沖縄県であり,続いて青森県,佐賀県となっている。下位10位以内をみると,九州が5県,東北が2県入っている。これら10県の合計特殊出生率をみると,半数の5県が上位10位以内に入っているほか,北海道(46位)を除く4県についても中位以上に位置している。

また、同様に2007年の月平均給与の上位・下位の都道府県とその合計特殊出生率の関係をみると、2000年と似たような傾向がみられる。

以上のことからすると, 月平均給与が高い都道府県のほうが合計特殊出生率は低く, 逆に月平均給与の低い都道府県のほうが合計特殊出生率は高いという逆の傾向となっていることが伺われる。

なお、各都道府県データにより、2007年における所得(月平均給与)と合計特殊出生率の関係を分析したところ、両者の間には「かなり高い負の相関がある」いう結果であった。(P95参考図表 12参照)

② 世帯収入との関係

前述の月平均給与は、共働き世帯などの世帯全体の収入を示すものではないため、ここでは、代表指標として世帯主が30~34歳までの都道府県別全世帯平均収入をとり、これと合計特殊出生率との関係をみてみた。(図表 I-30)

ただし、世帯平均収入データは 2004 年のものであり、合計特殊出生率データは 2005 年であるため、必ずしも十分な分析ではないが、世帯平均収入は、2004 年と 2005 年とでは大きく異ならないと考えた。

図表 I -30 世帯主が 30~34 歳の都道府県別全世帯平均収入(2004年)と 合計特殊出生率(2005年)との関係

1	都道府県	世帯主が30~34歳 の全世帯年間平均 収入(千円)	合計特殊 出生率		都道府県	世帯主が30~34歳 の全世帯年間平均 収入(千円)	合計特殊 出生率
1]	東京都	6, 488	1.00(47)	25	石川県	5, 188	1. 35 (26)
2	岡山県	6, 073	1. 37 (22)	26	広島県	5, 176	1.34(28)
3 =		6,010	1.22(40)	27	1 1 1 7 7 1 7 1 7	5, 161	1.38(20)
	三重県	5, 958	1.36(25)	28	鳥取県	5, 158	1.47(8)
5 村		5, 848	1.40(15)		北海道	5, 153	1. 15 (46)
6 ∟	山梨 県	5, 821	1.38(20)	30	宮 城 県	5, 067	1.24(39)
7 才	申奈川県	5, 730	1.19(43)	31	和歌山県	5, 009	1. 32 (32)
8 补		5, 640	1.50(2)		岐阜県	5, 003	1. 37 (23)
9 差		5, 615	1.19(43)		福島県	4, 954	1.49(4)
10 [5, 593	1. 37 (23)		秋 田 県	4, 906	1.34(28)
11 愛		5, 581	1.34(28)		徳島県	4, 884	1.26(36)
12 냙		5, 532	1.41(14)	36	高知県	4, 826	1. 32 (32)
13 🖔		5, 497	1.39(17)		愛媛県	4, 789	1.35(26)
14 青	静岡 県	5, 494	1.39(17)		香川県	4, 779	1.43(13)
15 ±	奇 玉 県	5, 444	1.22(40)	39	青森県	4, 665	1.29(35)
16 ∮	長 野 県	5, 425	1.46(9)	40	大分県	4, 620	1.40(15)
17 君	詳馬 県	5, 383	1.39(17)	41	宮崎県	4, 519	1.48(6)
18 歩	兵庫県	5, 348	1.25(38)	42	鹿児島県	4, 491	1.49(4)
19 🕯		5, 287	1.26(36)	43	長崎県	4, 467	1.45(11)
20 [島 根 県	5, 245	1.50(2)	44	山形県	4, 428	1.45(11)
21 7	大阪府	5, 217	1.21(42)	45	熊本県	4, 375	1.46(9)
22 🕏	茨 城 県	5, 206	1. 32 (32)	46	佐 賀 県	4, 261	1.48(6)
23 🛊		5, 204	1.34(28)	47	沖縄県	3, 446	1.72(1)
24 月	京都府	5, 198	1.18(45)				

(資料) 平成16年 全国消費実態調査などより作成

図表 I-30 によれば、東京都が最も世帯収入が多く、岡山県、千葉県が続いている。世帯収入上位 10 都道府県の合計特殊出生率をみると、上位 10 位以内は福井県(2位)のみであり、40位台に大都市圏の4 都県(東京都、千葉県、神奈川県、奈良県)が入っている。

一方,世帯収入が最も低いのは沖縄県であり,佐賀県,熊本県が続いている。 下位10位以内の都道府県をみると九州地方が7県も入っているが,このうち, の5県(沖縄県,佐賀県,熊本県,鹿児島県,宮崎県)が合計特殊出生率10位 以内に入っているほか,残りの2県(長崎県,大分県)も15位以内に入っている。

このデータでみる限り、図表 I-29 と同様に、世帯収入の多い都道府県においては、合計特殊出生率が低く、世帯収入が少ない都道府県ほど合計特殊出

生率が高いという結果になっている。

なお,各都道府県データにより,2004年における世帯主が30~34歳までの都道府県別全世帯平均収入と合計特殊出生率の関係を分析したところ,前記月平均給与と同様,両者の間には「かなり高い負の相関がある」いう結果であった。(P95 参考図表13参照)

(5) 少子化要因のまとめ

以上のとおり、少子化に影響与えていると考えられる主要な要因と合計特殊 出生率との関係を都道府県データで検討・分析したが、その結果をまとめると 次のとおりである。

① 男女の生涯未婚率上位と下位の都道府県について,合計特殊出生率との関係をみると(1980年,2005年),合計特殊出生率が低い場合にのみ,女性の生涯未婚率が高いことが伺えた。また,両者の相関関係をみてみると,男性については,いずれの年も「ほとんど相関がない」という結果であったのに対し,女性については,1980年が「中程度の相関がある」,2005年が「ある程度の相関がある」という結果であった。

このことは、男性の生涯未婚率は問題にしなくても良いということではないが、実際に子どもを出産する女性の生涯未婚率を減少させることが重要であることを物語っている。

② 夫妻別の平均初婚年齢上位と下位の都道府県について,合計特殊出生率との関係をみると(1980年,2005年),出生率の高い県は,夫と妻の両方の平均初婚年齢が低く,また,出生率が低い都道府県は,夫と妻の両方の平均初婚年齢が高いという関係があるのではないかと考えられた。

また、両者の相関関係を分析したところ、1980年は夫が「中程度の相関がある」という結果であったのに対し、妻は「ある程度の相関がある」という結果であった。これに対して、2007年は夫、妻双方とも「かなり高い相関がある」という結果であった。

このことは、妻の初婚年齢が高くなれば、出産する子どもの数が少なくなる ことを物語っているものと考えられるが、夫についても「かなり高い相関があ る」という結果となっている。

その理由としては、結婚する妻の配偶者は、妻よりも年上の人が多くなる ためであると考えられるが、いずれにしても夫および妻の晩婚化は出生率を 引き下げる方向にあると考えられるため、晩婚化の要因を取り除いていく必 要がある。

③ 女性の有業率上位と下位の都道府県について、合計特殊出生率との関係をみると(2007年)、有業率の高い都道府県について合計特殊出生率が高いという傾向はあまりみられなかったが、有業率の低い県については合計特殊出生率も低いという傾向がみられた。

有業率は生産年齢人口を対象とするなど,女性の就業と合計特殊出生率との関係をみるうえで必ずしも適切な指標とは言いにくい面があるため,都道府県別に出産・育児の可能性が高い 20~39 歳の女性のうち,主に仕事に従事している割合と合計特殊出生率との関係を 2005 年のデータからみてみたところ,主に仕事をしている人の割合が高い県の合計特殊出生率は高い傾向にあることが伺えた。他方,主に仕事をしている人の割合の低い都道府県の合計特殊出生率は低いという結果であった。

因みに、各都道府県データにより、2005年における20~39歳女性のうち、主に仕事をしている人の割合と合計特殊出生率の関係を分析したところ、「かなり高い相関がある」という結果であり、就業女性の比率を高めることが、合計特殊出生率を上昇させることにつながるのではないかと考えられる。

④ 所得(月平均給与,平均世帯収入)が上位と下位の都道府県について,合計特殊出生率との関係をみると,月平均給与と平均世帯収入のいずれについても,これらが高い都道府県の合計特殊出生率は低く,逆に,これらが低い都道府県の合計特殊出生率が高いという結果であった。

因みにそれぞれの相関をみると、月平均給与と合計特殊出生率との関係は「中程度の負の相関がある」という結果であり、世帯収入と合計特殊出生率との関係は「かなり高い負の相関がある」という結果であった。

⑤ 各種アンケートでは、理想とする子ども数もてない理由として「育児・教育にお金がかかりすぎる」という回答が非常に大きなウエイトを占めている。このことからすれば、所得と合計特殊出生率との間には、少なくとも正の相関がある程度あるものと考えていたが、そのような結果にはなっていない。

女性が出産後も引き続き就業する理由としては、自己実現や社会参加といった面も大きいと考えられるが、同時に収入面での意義もかなりあると思われ、これが女性の就業率と合計特殊出生率との関に「かなり高い相関がある」ことの大きな要因だと推測していた。

しかしながら,女性の就業率の上昇が世帯収入の上昇につながり,ひいては

合計特殊出生率の上昇につながるという理屈では説明がつかないようである。 ただ、これらのデータをみると、所得の高いのは三大都市圏に属する都道府 県が多く、所得の低いのは地方圏の県が多いという傾向がある。

したがって、大都市圏では、多少所得が高くても、家賃や物価などの生活に 必要な経費が高いため、子育てや教育に要する費用の負担感があるのではない かと考えられる。また、地方圏では家賃や物価水準が低くても、所得自体が低 いので、子育てや教育に要する費用の負担感があるのではないかと考えられる。 いずれにしても、大都市圏、地方圏を問わず、所得が低い層については、子

いすれにしても、大都市圏、地万圏を問わす、所得が低い層については、子育でに関する経済的負担感が強いと考えられるため、これらの層を中心にした所得の向上策や経済的支援が必要と考える。

第Ⅱ章 少子化に関する意識調査と行政の施策

第 I 章では、少子化に影響を与えていると考えられる主要な要因と合計特殊出生率との関係を都道府県データから検討・分析したが、本章では、まず、国や自治体が実施した少子化に関する住民意識調査等(注 4)の結果から、少子化要因のうち、特に夫婦の希望する子どもの数を実現できない理由に着目した。

そして,この住民意識調査等において,住民が行政に対して望む取り組みや施 策について,国および中国5県がどのような施策を講じているかを整理した。

(注 4) 主に中国 5 県が次世代育成支援対策推進法に基づく後期自主行動計画を策定するに当たって実施した住民意識調査アンケートおよび国などが実施した各種のアンケート等を参照した。

1. 国および自治体が実施した住民意識調査の結果について

(1) 出生率に影響を与えていると考えられる要因

今まで国などが行った各種アンケート調査によれば、出生率が低下している 要因として未婚化、晩婚化の進展があげられるとともに、夫婦の希望する子ど もの数が経済的な理由などから実現できないことも、大きな要因として挙げら れている。(夫婦の出生力の低下)

これらのうち、「未婚化・晩婚化の進展」については、個人のライフスタイルや価値観に影響される部分が比較的大きいため、ここでは、「夫婦の希望する子どもの数を実現できない」要因を中心に検討することとしたものである。

(2)「夫婦の希望する子どもの数を実現できない要因」

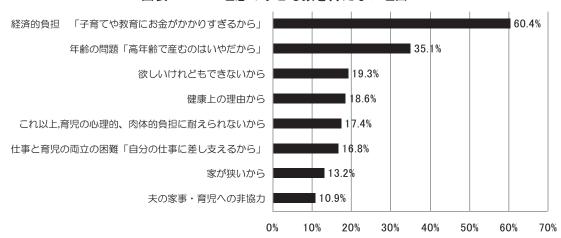
ー夫婦出生力が低下する要因ー

全 国

国立社会保障・人口問題研究所の第 14 回出生動向基本調査 (2010 年 6 月) のうち,50 歳未満の夫婦を対象にした調査によれば,理想とする平均子ども数 2.42 人に対し,平均予定子ども数は 2.07 人となっており 0.35 人の差がある。

そこで出産を予定する子ども数が理想の子ども数を下回る夫婦に対して,理想の子ども数を持たない理由を尋ねているが,その結果は,「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(60.4%)と最も多く,次いで,「高年齢で生むのはいやだから」(35.1%),「欲しいけれどもできないから」(19.3%)と続き,「仕事と育児の両立の困難」(16.8%)が6番目の理由として挙げられている。

ただ、予定子ども数の実現可能性については、78.4%が「実現できない可能性がある」と回答しており、理想とする子ども数と実際に出産する子ども数では、前記の0.35人の差よりも、大きな差が生ずるものと考えられる。



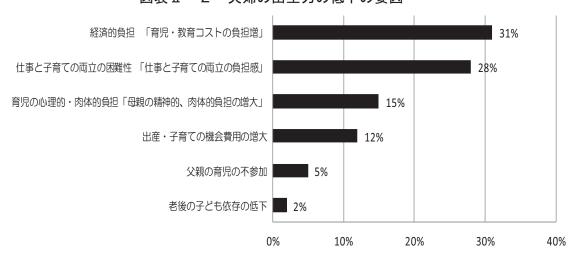
図表Ⅱ-1 理想の子ども数を持たない理由

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 「第14回出生動向基本調査(2010.6)」より作成

また、中国地域の各県が県民意識調査の中で尋ねた「夫婦が欲しい子どもの数を満たせない理由」についての調査結果は以下のとおりである。

鳥取県

「育児・教育コストの負担増」(31%)という経済的理由によるものが多く、 次いで、「仕事と子育ての両立の負担感」(28%)、「母親の精神的、肉体的負担 の増大」(15%)などが挙げられている。



図表Ⅱ-2 夫婦の出生力の低下の要因

(資料) 鳥取県「鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果(2010.1)」より作成

島根県

「子どもを育てるのにお金がかかる」(60.4%)といった経済的理由が圧倒的に多く、次いで「子育ての心理的・肉体的負担が大きい」(39.0%)、「高年齢や

体質などから出産が難しい」(26.4%)などが挙げられている。

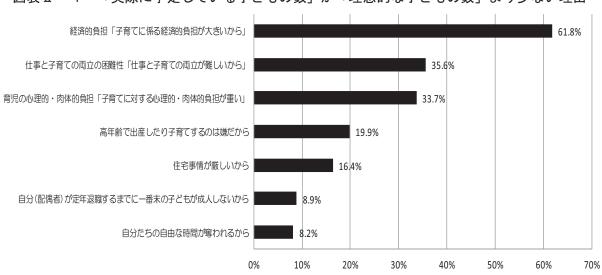
経済的負担「子どもを育てるのにお金がかかる」 60.4% 育児の心理的・肉体的負担 39.0% 「子育ての心理的負担が大きい」「子育ての肉体的負担が大きい」 年齢の問題「高年齢や体質などから出産が難しい」 26.4% 子どもは欲しいが、結婚していない 13.8% 子どもを取り巻く社会情勢に不安があるから 12.6% 仕事と子育ての両立の困難性「自分の仕事に差し支えるから」 12.3% 子どもの教育・進路に不安がある 10.2% ٥% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%

図表Ⅱ-3 「実際に予定している子どもの数」が「理想的な子どもの数」より少ない理由

(資料)島根県「島根県少子化に関する意識調査結果(2009.3)」より作成

岡山県

県民意識調査の中で、「理想子ども数より予定子ども数が少ない理由」としては、「子育てに係る経済的負担が大きいから」(61.8%)が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」(35.6%)、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重い」(33.7%)が続いている。



図表Ⅱ-4 「実際に予定している子どもの数」が「理想的な子どもの数」より少ない理由

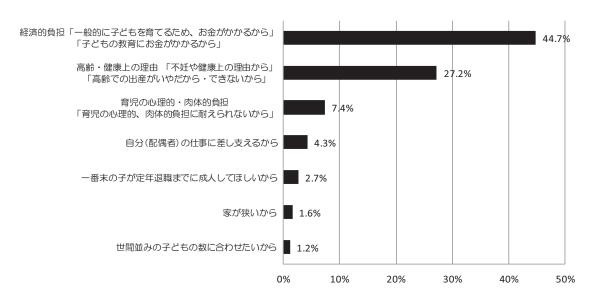
(資料)岡山県「第3次岡山いきいき子どもプラン策定に関する県民意識調査(2009.3)」より作成

広島県

広島県では、次世代育成推進対策法に基づく後期自治体自主行動計画の策定 に際しての住民意識調査を市町単位で行った調査を集約するという方法を採 っており、県独自での意識調査は行っていない。

山口県

県民意識調査の中で、「理想とする子どもを持たない理由」としては、「一般的に子どもを育てるため、お金がかかるから。子どもの教育にお金がかかるから」(44.7%)が最も多く、次いで「不妊や健康上の理由から。高齢での出産がいやだから・できないから」(27.2%)、「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」(7.4%)が続いている。



図表Ⅱ-5 理想とする子どもの数を持たない理由

(資料) 山口県「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査(2009.3)」より作成

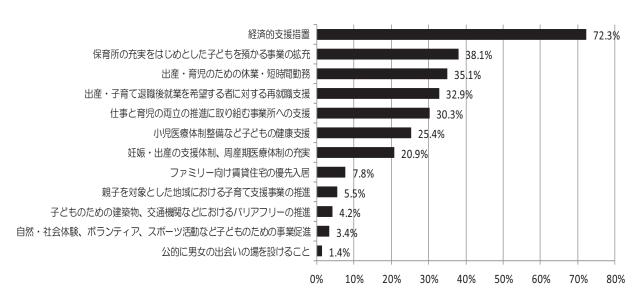
以上のとおり、広島県を除く各県とも一番の要因には、「経済的負担」が挙げられており、「仕事と子育ての両立が困難」、「高齢、健康上の理由」などが上位に挙がっている。

- 2. 少子化要因に対応した国・自治体等の施策
 - (1)「国・自治体に望む少子化対策としての取り組み・施策」

- 意識調査によるニーズ -

全 国

内閣府の少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査(2009 年)によると、「少子化対策として重要なもの」として、「経済的支援措置」(72.3%)が圧倒的に多く、次いで「保育所の充実をはじめとした子どもを預かる事業の拡充」(38.1%)、「出産・育児のための休業・短時間勤務」(35.1%)が続いている。



図表Ⅱ-6 少子化対策として重要なもの

(資料)内閣府「2009年少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」より作成

鳥取県

県民意識調査によると,「少子化対策として県に最も実現して欲しい項目」 として

- ・妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備(42%)
- ・若者の就労支援(39%)
- ・労働時間短縮等,仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた 環境整備(34%)

が上位3項目に挙げられている。

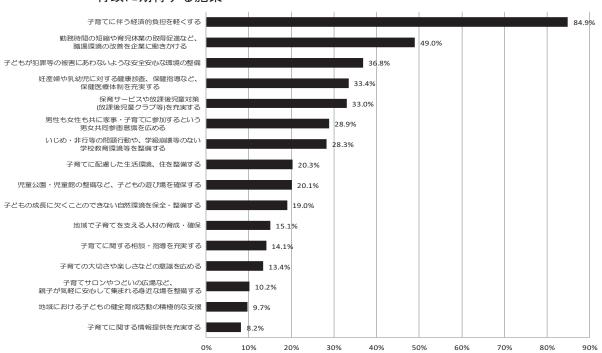
妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備 42% 若者の就労支援 労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備 34% 小児医療体制の充実 24% 放課後対策の充実 21% 安心して子どもを生み、育てることができることについての理解を進める取り組み 20% 再就職等を促進する取り組みの推進 20% 奨学金の充実 19% 就学前の児童の教育・保育の充実 19% 育児休業制度等についての取り組みの推進 20% 40% 50%

図表Ⅱ-7 少子化対策として県に最も実現して欲しい項目

(資料)鳥取県「鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果(2010.1)」より作成

島根県

県民意識調査のなかで、「子どもを安心して生み、健やかに育てることのできる環境を整備するため、行政に期待する施策」としては、「子育てに伴う経済的負担を軽くする」(84.9%)が圧倒的に多く、次いで、「勤務時間の短縮や育児休業の取得促進など、職場環境の改善を企業に働きかける」(49.0%)、「子どもが犯罪等の被害にあわないような安全安心な環境の整備」(36.8%)が続いている。



図表Ⅱ-8 子どもを安心して生み、健やかに育てることのできる環境を整備するため、 行政に期待する施策

(資料)島根県「島根県少子化に関する意識調査結果(2009.3)」より作成

また、この調査の中では、さらに詳細な質問をしているが、「仕事と子育て の両立のために行政に期待する施策」については、

- ・保育の充実(49.5%),企業への働きかけ(45.8%)
- ・強制力のある制度改正(28.5%)

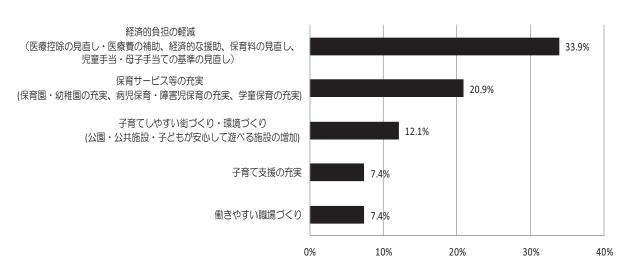
などが挙げられている。

一方で、「晩婚化・未婚化対策として行政に期待する施策」のように、出会いの場の設定を望む声(27.6%)がある反面、行政が関わる必要は無い(36.0%)とする意見もある。

岡山県

県民意識調査のなかで、行政への具体的要望の記載があった項目としては、「経済的負担の軽減」(33.9%)が最も多く、次いで「保育サービス等の充実」(20.9%)、「子育てしやすい街づくり・環境づくり」(12.1%)、「子育て支援の充実」(7.4%)、「働きやすい職場づくり」(7.4%)と続いている。

図表Ⅱ-9 県民意識調査のなかで、行政への具体的要望の記載があった項目



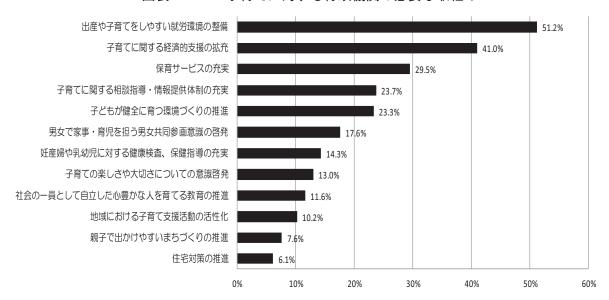
(資料)岡山県「第3次岡山いきいき子どもプラン策定に関する県民意識調査(2009.3)」より作成

広島県

県政世論調査によると,「子育てに対する行政機関の必要な取組み」として

- ・出産や子育てをしやすい就労環境の整備(51.2%)
- ・子育てに関する経済的支援の拡充(41.0%)
- ・保育サービスの充実(29.5%)

などが上位に挙げられている。



図表Ⅱ-10 子育てに対する行政機関の必要な取組み

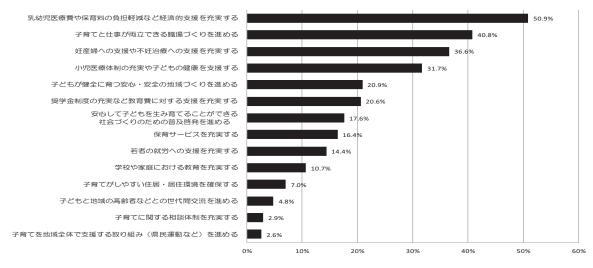
(資料)広島県「平成17年度県政世論調査」より作成

山口県

県民意識調査のなかで、「子育て支援・少子化対策を進める上で、行政に充 実して欲しい施策」としては、

- ・乳幼児医療費や保育料の負担軽減など経済的支援を充実する(50.9%)
- ・子育てと仕事が両立できる職場づくりを進める(40.8%)
- ・妊産婦への支援や不妊治療への支援を充実する(36.6%) などが上位に挙げられている。

図表Ⅱ-11 子育て支援・少子化対策を進める上で,行政に充実して欲しい施策



(資料)山口県「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査報告書(2009.3)」より作成

以上のとおり、全国の調査では、「経済的支援措置」へのニーズが多い(72.3%)が、職場環境の改善の観点からのニーズについては、出産・育児のための休業・短時間勤務、再就職の支援、仕事と育児両立の推進に取り組む事業所への支援などを併せると、98.3%となり圧倒的に多い。

中国5県については、鳥取県を除き「子育てに関する経済的支援」が行政へのニーズの上位に挙がっている。次に「仕事と育児の両立の推進に向けた職場環境の改善」を求める声が多い。

特徴的なのは、鳥取県、山口県で「若者の就労支援」を求める声が多い点である。これは、子どもを産む若い世代が県内に就労先を見出せず転出する、あるいは県外へ就学した若者の就労先が地元にはなく、戻って来ない状況があるため、子どもを産む女子人口が減少するという背景があるものと考えられる。

(2) 現行の国の施策「子ども・子育てビジョン」までの経緯(注5)

(注5) それぞれの計画や施策の詳しい説明は巻末の資料編を参照

1989年の「1.57」ショックを契機に、「エンゼルプラン」、「緊急保育対策5 か年事業」が策定され、保育サービスの充実を中心とした施策が実施された。 1990年代半ば以降も合計特殊出生率は低下の一途を辿り、急激に少子化が

進行したことから 1999 年 12 月に決定した少子化対策推進基本方針に基づく「新エンゼルプラン」の策定により、これまでの施策が見直された。その内容は従来の保育サービス関係に雇用、母子保健・相談、教育等の事業を加えた幅広いものとなった。

2002 年 1 月に公表された将来人口推計が,前回(1997 年)のものに比べて,少子化が一層進展するという推計(合計特殊出生率 1.61→1.39)となったことから,これまでの少子化対策が再検討され,厚生労働省により「少子化対策プラスワン」の提案を受け,2003 年 7 月,子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定された。これにより,地方公共団体および事業主は,国の策定する行動計画策定指針に基づき行動計画を策定し、実施することが義務付けられることとなった。

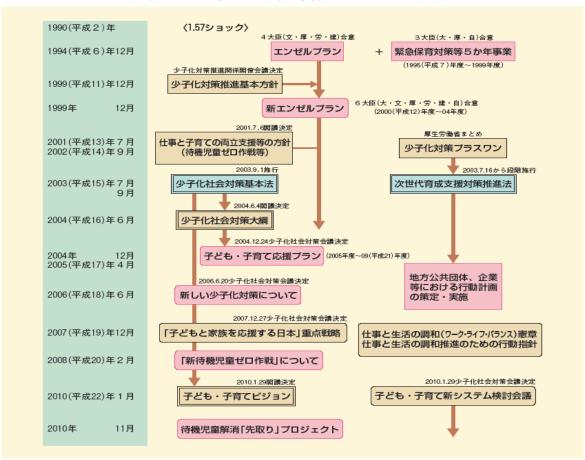
また,急速な少子化の進行に歯止めをかけるためには,従来の取り組みに加え,もう一段の対策推進の必要性があるとの認識のもと,国民や社会へ意識変革を迫るとともに,少子化対策の基本理念を明確にし,施策を総合的に推進する目的で2003年7月,「少子化社会対策基本法」が制定された。

2004年6月,同法に基づき閣議決定された「**少子化社会対策大綱**」により, 少子化対策が国の最重要施策と位置づけられ,2004年12月,大綱に盛り込ま れた施策の効果的な推進を図るため「**子ども・子育て応援プラン**」が決定され、2005年度より実施された。そこでは、大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、 平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が提示された。

2005 年,わが国は人口動態統計をとり始めて以来,初めて総人口が減少に 転じ,出生数は106万人,合計特殊出生率は1.26と,いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化対策の抜本的な拡充,強化,転換を図るため,2006年6月,少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

さらに 2006 年の将来人口推計において、少子高齢化についての一層厳しい 見通しが示されたことなどを踏まえ、2007 年 12 月、少子化社会対策会議にお いて「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。



図表Ⅱ-12 少子化対策に関するこれまでの取り組み

(資料)内閣府「平成23年度版 子ども・子育て白書」

(3)「子ども・子育てビジョン」

① 策定までの経緯と概要

これまでの少子化対策の具体的施策を示した「子ども・子育て応援プラン」が 2005 年から 2009 年までの年間の計画であったことから, 2008 年 12 月の少子化社会対策会議の決定を受けて, 政府は「ゼロから考える少子化対策プロジェクト」を立ち上げ, 少子化担当大臣の下, 会合, 地方での懇談, 大学生との公開討論会を経て, 提言「"みんなの"少子化対策」をまとめた。

その後,2009年10月に立ち上げられた「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」により、少子化対策に関する意向調査や、子ども・子育てプランの数値目標の達成度合いなどを踏まえ検討が進められた。

その結果,「少子化社会対策基本法(平成15年)」に基づく新たな少子化社会対策の「大綱」として,2010年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。

ビジョンでは、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方のもと、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととし、目指すべき社会への政策 4 本柱と 12 の主要施策に基づいて、具体的な取り組みを進めることとしている。

「子ども・子育てビジョン」(2010年1月29日閣議決定) 家族や親が子育てを担う ≪個人に過重な負担≫ 社会全体で子育てを支える 子どもと子育てを応援する社会 ≪個人に過重なり
もが主人公(チルドレン・ファ スト) ●「少子化対策」から「子ども ・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調料 社会全体で子育でを支える 〇チどもを大切にする 〇タイプサイタル全体を通じて社会的に支える 〇地域のネットワークで支える 「希望」がかなえられる ○生涯、仕事、子育でき結合的に支える ○格差や貧田を解消する ○特続可能で活力よる経済社会が実現す 基本的考え方 3つの大切な姿勢 ◎困っている声に応える 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる 多様なネットワークで子育て力のある地域社会 3. 多様なネットワークで子育で力のある地域社会へ
 (9) 子育で支援の協成やネットワークの充実が図られるように
・ 現児の全戸助門等 (こんにちは赤ちゃん事業等)
・ 地塚子育で支援協成の設備保施
・ カット・センターの普及保施
・ 市成市の空まら館や学校の余倍数空・分権間の活用
・ 特定事実料(報告法人等の地域子育で活動の支援
 (10) 子どもが住まいや東下ちの中で安全・安心にくらせるように
- 食質なファミリー向け賃貸性市の供給保施
・ 子育で(リアフリーの財産 (砂差の財流)・子育で世帯にやましいトイレの整備等)
・ 交通安全教育等の推進 (幼児二人同乗用自転車の安全利用の蓄及等) (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を ・子どり手当の制設
・高社の文質無情化、提学金の充実等、学校の教育環境の整備
(2) <u>施依を持つて就築と自立に向かえるように</u>
・非正規用別対策の服。 新官の教学表質(キャリア教育・ジョブ・カード 大会生活に必要なこ<u>とを学ぶ機会を</u> ・学校、安庭・拒接の原相、接ばぐるみで子どもの教育に取り組む環境整 働き方の見直しを
- 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パラン に基づく取組の推進 - 長時間労働の抑制及び年次有薪休暇の取得促進 - テレワークの推進 ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実 (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように ・男性の育児体薬の取得促進 (パパ・ママ育体プラス) (12) 仕事と歌遊が両立できる職場環境の実現を ・青児体薬や超時間教験の両立ま接刺便の定義 ・一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策の定義 ・次世代認定マラク(くるみん)の別の・影和促進 ・小児医療の体制の確保
(7) ひとり観察庭の子どもが困らないように
・児童技養手当を义子家庭にも支給、生活保護の母子加算
・別・別・日本の会社の一般である子どもかのライフステージに応じた一貫した支援の強化
・児童虐待の防止、家庭的養護の性基(ファミリーホームの拡充等)

図表 Ⅱ -13 「子ども・子育てビジョン」の概要

(資料)「平成23年度版 子ども・子育て白書」より抜粋)

② 「子ども・子育てビジョン」の具体的施策

前節で整理したアンケート調査による「夫婦の希望する子どもの数を実現で

きない理由」および「行政へ希望する施策ニーズ」の上位の項目である「経済的支援」、「仕事と子育ての両立支援」などについて、「子ども・子育てビジョン」において、どのような取り組みが進められているのか、ビジョンの 12 の主要施策の中から以下のとおり抜粋、整理した。

【経済的支援】

〇子ども手当の創設

・子育てを社会全体で応援する観点から中学校修了までの子どもを対象に 「子ども手当」を支給する。

〇高校の実質無償化

・公立高校生の授業料は徴収しないものとし、私立高校生には高等学校就学支援金を支給する。

〇奨学金の充実等

・経済的な理由で修学が困難な者に対する奨学金や,授業料の減免などの支援を行う。

【保育サービスの充実】

〇保育所待機児童の解消

・保育所待機児童の為に、平成26年度までに35%の保育サービスの提供割合を目指し、保育所の整備に加えて、小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資本の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育の拡充を通じて計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図る。

○多様な保育サービスの提供

・働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間で共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。

○家庭的保育(保育ママ)の普及促進

・家庭的保育(保育ママ)の担い手の育成,環境整備についての支援により普及促進を図る。

○幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

・新たな次世代育成支援のための制度体系の検討と併せて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方について検討し結論を得る。

〇放課後子どもプランの推進

・放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な対策を 推進する。

【仕事と子育ての両立支援】

○「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「行動指針」 に基づく取り組みの推進を図る。

○長時間労働の抑制および年次有給休暇の取得促進

・長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等,労働者の健康と生活に配慮し,多様な働き方に対応できるような労使の自主的な取り組みについて, 事業主等が適切に対処するために必要な事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」を周知する。

○ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

- ・育児・介護休業,短時間労働勤務,短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進する。
- ・パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職 や就業継続の支援の推進など、多様な働き方を選択できる条件を整備する。

〇テレワークの推進

・情報通信技術を活用した、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方である テレワークの普及促進を図る。

〇男性育児休暇の取得促進 (パパ・ママ育休プラス)

・父母がともに育児休業を取得する場合に育児取得可能時間が延長できる 「パパ・ママ育休プラス」制度の周知と定着を推進し、男性の育児休業の 取得促進を図る。

○育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着

- ・育児休業,子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除,子どもの看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度の周知,定着のための指導を徹底する。
- ・育児休業給付により育児休業中の経済的支援を行う。

〇一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表を促進

○次世代認定マーク(くるみん)の周知・取り組み推進

・次世代認定制度,次世代認定マーク(くるみん)の広報・周知に努め企業が認定の取得を目指して,次世代育成支援対策の取り組みに着手するようインセンティブを高める。

〇入札手続き等における対応の検討

仕事と生活の調和等の企業の取り組みの促進のため、入札手続時にインセ

ンティブを付与することについて検討する。

(4)中国5県の施策

平成 15 年の次世代育成支援対策推進法の制定により、各自治体は次世代育成支援のための行動計画(前期 5 年計画)を策定し、取り組みの促進を図ってきた。そして平成 21 年度中に、前期 5 年間の行動計画を見直したうえで、平成22 年から平成 26 年までの後期自主行動計画が策定されている。

本節では、国の施策と同様、前述の「夫婦の希望する子どもの数を実現できない理由」、「行政へのニーズ調査」を踏まえたうえで、各県がどのような施策を講じてきたかなどについて、ホームページで公表されている資料をもとに整理した。

鳥取県:子育て王国とっとりプラン

鳥取県では、県民意識調査による少子化の要因の分析から「経済的負担感」「仕事と子育ての両立の負担感」「母親の精神的・身体的負担感」の軽減を少子化対策、子育て支援施策の主要なニーズとして捉え、鳥取県の強みといえる「地域のつながり」「小さな県であること」「豊かな自然・文化」を活かした施策を策定している。

【子育て支援の機運醸成】

〇「子育て王国とっとり建国運動」の展開

・企業・行政・地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て支援の活動を実践する団体や企業等を増加させるなどして、地域全体で子育てを推進している。

○企業等の子育で応援の取り組み推進

- ・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の 割引やポイントの加算などのサービスの提供を行う「子育て応援パスポート」事業により、企業等と行政が連携して子育て支援を行う。
- ・毎月19日を「とっとり育児の日」に制定、早く帰宅して育児に取り組む 運動として企業に協力要請する。
- ・「とっとり子育て隊」を募集,個人・団体・企業のそれぞれの立場において身近に実践できる支援活動を行う。

【経済的支援】

〇小児特別医療費助成制度による小児医療費の負担軽減およびその 対象年齢の拡充

・小児やひとり親家庭の医療費の一部について、県と市町村で助成し、子育 て家庭の経済的負担の軽減を図る。

図表Ⅱ-14 鳥取県 特別医療費助成制度

助成対象	中学校卒業までの子ども(H23.4月より対象年齢を拡大)				
功成剂家	ひとり親家庭(18 歳の年度末までの児童及びその療育者)				
所得制限	なし				
患者負担額	入院	・医療機関ごとに1日1,200円(低所得者世帯は,月15日を限度)			
2.171210	通院	・530円/回(月に4回を限度)			
費用負担 患者負担額を除いた本人負担の医療費を県,市町村で負担 (県 1/2 市町村 1/2)					

(資料)鳥取県「鳥取県の少子化と子育て支援の取組(2010.6)」

【保育サービスの拡充】

〇ファミリーサポートセンター

・子どもを預けたい者(依頼会員)と預かりたい者(提供会員)が登録し、お 互いの条件が整えば子どもを保育するシステムで、全市町村でファミリ ーサポートセンターのサービスが利用できる体制の構築を目指してい る。

〇全市町村における放課後支援の充実

・全市町村に放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を設置するとともに、待機児童解消を図り、授業終了後の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進し、その開設時間の延長等の内容を充実する。

【仕事と子育ての両立支援】

〇ワーク・ライフ・バランスの推進

・働き方を見直す意識啓発を目的に、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに係る個人や家庭の実践例の紹介やシンポジウムの開催、労使団体との意見交換会の実施など県民運動を展開する。

島根県:しまねっ子すくすくプラン

島根県では、県民意識調査で少子化の要因を「結婚数の減」「夫婦の出生数の減」「親となる女子人口の減」とし、その背景となる原因について調査している。「結婚数の減」については、結婚観・価値観の変化によるものが多く、「夫婦の出生数の減」については経済的理由によるものが多いという結果となっている。

「価値観やライフスタイルが多様化する中,核家族化の進行,地域におけるつながりの希薄化,仕事と子育ての両立の困難性,子どもをめぐる問題や犯罪の増加などを背景として,子育てに対する不安や負担が増大し,子どもを生み育てる意欲と自信が薄れつつある」状況を鑑み,「県民だれもが『子育てするなら島根が一番』と感じられる社会の実現に向けて,行政,地域,企業,家庭のあらゆる力を結集して取り組みを進める」としている。

【子育て支援の機運醸成】

- 〇しまねっ子育て応援パスポート事業(こっころ事業)
 - ・県内全ての市町村との共同事業として子育て家庭に交付される「しまね子育でに援パスポート」により、子育でを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図る。18歳未満の子どもを持つ世帯を対象に「こっころ事業」の協賛店での買物には割引などの特典がある。

〇しまねっ子育て支援プラス事業

- ・子育て環境整備のため、国・県の既存制度で対応できないものについて、 包括的に県が市町村に財政支援を行うもので、市町村が27のメニューか ら取り組みたい事業を選択し申請、県が交付金を交付する。
- ・また、病児、病後時、障がい児の預かりの人材育成のための講座を開催する。

【保育サービスの拡充】

〇通常保育の定員数の適正化、保育所等の運営への支援、多様なニーズに 対応した子育て支援サービスの充実

【経済的支援】

〇保育料の軽減

・第3子以降3歳児未満児の保育料を軽減するための経費の一部を市町村に 対して補助する。

〇医療費の助成

・乳幼児等医療費,特定不妊治療費に対する助成

〇貸付制度

・低所得者層に対する生活福祉資金の貸付,保護者に対する島根県高等学校 等奨学金の貸付の実施,および勤労者支援資金(教育支援,育児介護休業 者支援)の金融機関への預託を行う。

【仕事と子育ての両立支援】

〇しまね子育て応援企業認定制度

・従業員の子育てに配慮する企業の認定,顕彰により社会的気運の醸成,高 揚を図る。

岡山県:岡山いきいきこどもプラン 2010

岡山県では、少子化の要因の一つとして「未婚率の上昇」や「晩婚化の進行」を挙げ、晩婚化による母親の高齢化(晩産化)により、産む子ども数の減少に繋がっているとしている。県民意識調査の結果、未婚化・晩婚化の原因は、結婚観・価値観の変化によるとされ、少子化対策の重要性は変わらないものの、今後は恋愛、結婚をめぐる政策的対応のあり方などについても議論を深める必要があるとしている。

また、働き方をめぐる課題も浮き彫りとなっていて、持ちたい子どもの数と 現実との乖離を解消し、希望がかなう社会環境にするには、「働き方の見直し による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現)」と基盤となる 「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時に進めていく必要があると している。

【経済的支援】

〇医療費,教育費の負担軽減

- ・高等学校等就学支援金,私立高等学校納付金減免補助金,奨学金貸与事業(私学対象)等により,私立高校生等に支援金を支給,経済的理由により修 学に支障を来たす生徒に対して納付金の減免を行う私立高等学校等に助 成し,奨学金貸与等の事業運営を助成する。
- ・小児医療費公費負担制度,心身障害者医療費公費負担制度,ひとり親家庭 等医療費公費負担制度により,小児,重度の心身障害者,ひとり親家庭等

に医療費の一部を助成する。

〇子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

・ 県営住宅入居に際し、母子、父子、多子家庭の入居を優先的に実施する。

【保育サービスの拡充】

〇保育サービスの拡充

・幼稚園の子育て支援活動の推進・預かり保育の推進・障害児就園対策事業・ 保育所の整備・子育て短期支援事業・私立保育所運営費・特定保育事業・ 休日保育事業・のびのび保育推進事業・病児・病後児保育事業・待機児童 解消促進事業・延長保育事業・一時預かりの実施・3年保育の推進など

○放課後児童クラブの拡充

・児童厚生施設整備事業・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・学 童地域支援事業(チャイルドケアクラブ)・放課後子ども環境整備事業・放 課後児童クラブ支事業・放課後児童クラブ障害児受入サポート事業・放課 後児童クラブの設置促進・放課後児童クラブ指導員専門性養成テキストの 作成・放課後児童クラブ解説・運営ガイドラインの作成など

【仕事と子育ての両立支援】

- 〇男女共同参画による子育ての推進
 - 男女共同参画推進事業
 - おかやま子育て応援宣言企業の登録. 支援事業

働きながら子育てしやすい職場環境づくりのために,企業・事業所が宣 言した取り組みについて登録し、県のホームページで紹介するとともに、 模範となる企業・事業所を表彰する。

おかやま子育で応援宣言企業パパ育休とろうね助成金事業

おかやま子育て応援宣言企業として登録した企業・事業所のうち、一定の条件を満たす企業・事業所に対し、「仕事と子育ての両立に関する社内研修の実施」「常時雇用する男性労働者の育児休業の取得(注 6)」および「常時雇用する男性労働者の2度目の育児休業の取得」に対する助成金を1事業主あたり10万円支給する。

(注6) 育児休暇取得日数の5日を超える連続した取得日数について40万円を限度に1日あたり2万円を加算

○企業の意識改革への取組

・仕事と家庭両立支援事業、岡山県男女共同参画社会づくり表彰、男女の仕

事と生活のバランス推進フォーラム,おかやま子育で応援宣言企業の登録・支援事業,おかやま子育で応援宣言企業サポート事業,同人事労務担当者交流会の実施など

〇出産・子育てがしやすい職場環境の整備

・岡山県院内保育事業運営費補助,女性農業者等経営参画推進事業,子育て 支援に取り組んでいる業者の評価の実施など

〇再就職への支援

・キャリアアップ講座の開催,就職を希望するものに対する情報提供,医師 再就職促進事業,子育て職場復帰支援事業など

広島県:みんなで育てるこども夢プラン

広島県では、プランの策定にあたり外部有識者で構成される「子育てにやさ しい広島推進協議会」に諮りながら協議・検討を行っている。

また、プランでは経済6団体、ひろしまこども夢財団、こども未来づくり・ひろしま応援隊を中心に「こどもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる、みんなで応援する社会」を目指して、広島県、企業やNPO、医療関係者など多様な主体が理念を共有し、それぞれの強みを活かして、子育て当事者の声を聞きながら協働で子育てを応援する「広島県方式"みんなで子育て応援"」の取り組みを進めている。

【経済的支援】

- ○経済的理由で就学が困難な子どもの保護者に対する就学援助制度利用の周知
- ○県立高等学校において授業料無償化の対象とならない生徒の保護者に対す る授業料の減免
- ○私立高等学校に対する授業料の減免に要した経費への助成。
- ○生活福祉資金貸付事業への助成。

【仕事と子育ての両立支援】

- ○男女がともに働きやすい職場環境の整備
 - 仕事と家庭の両立支援の推進
 - ・一般事業主行動計画の策定・実施の支援
 - ・男性の働き方の見直しの促進(育児休業の取得促進等)
 - 事業所内保育施設の設置・運営等の支援
 - 女性の再就職支援

・地域子育て支援拠点事業(センター型,広場型,児童館型)・一時預かり事業・子育て支援情報提供事業・子ども何でもダイヤルの実施・ファミリー・サポート・センター事業・子育て短期支援事業(ショートステイ,トワイライトステイ)・「あなたの保育所づくりしませんか」キャンペーン事業・家庭の教育力の充実・子育て支援公共賃貸住宅の供給・私立学校の特色ある教育の振興・教育費に対する経済的な支援

【保育サービスの拡充】

- ・安心こども基金を活用して市町と連携して待機児童解消のための保育所, 認定子ども園の整備を行うとともに老朽化した施設の改修など保育所環 境の改善に努める。(待機児童の解消)
- ・通常保育事業,延長保育事業,休日保育事業,特定保育事業,夜間保育事業,病児・病後児保育事業などの実施により,多様化した就労形態に対応する。
- ・保護者の就労の有無にかかわらず入園できる「認定こども園制度」の推進により、保育・教育を一体的に行う。
- ・認可外保育施設の指導監督により一定の保育水準を確保し、利用者が適切に施設選択できるよう情報提供を行う。
- ・放課後子どもプランを推進する。 (放課後児童クラブの実施,放課後子ども教室の設置促進)

山口県: やまぐち子どもきららプラン 21

山口県では、少子化の進行が、全国と同様に歯止めがかからず厳しい状況が続いているとし、生産年齢人口の減少等による経済面への影響や高齢者増加による社会保障への影響、地域社会の活力や子どもの健やかな成長への影響など、社会経済を含む県民生活全般にわたり影響を及ぼす懸念があるとしている。また、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加等、家族形態には大きな変化があり、地域の結びつきも希薄化してきていることから、子育ての孤立感、不安感および負担感が増していると分析している。

本計画においては、県民誰もが住み良さを実感できる「住み良さ日本一の元気県づくり」を目指すうえで、子育て支援・少子化対策を重要施策と位置付け、子どもや子育てを社会全体で愛情を持って優しく見守り支援する取り組みを積み重ねることで、風土や住み良さが世代を超えて受け継がれていく「やまぐち子育て文化の創造」を目標に、子育て支援・少子化対策を、総合的に推進

していくこととしている。

【子育ての機運醸成】

■子育て文化創造加速化推進事業

子育て支援イベントの開催や県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」の展開を図るとともに、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進。

〇子育て文化創造フェスタの開催、きらめき子育て賞の表彰

〇子育て家庭応援優待事業の推進

・事業所との協働により子育て家庭等が料金割引などのサービスを受けることができる優待制度を実施。

〇企業・団体の子育て支援の取り組み促進

・「家庭の日」の取り組み促進などのテーマを定め、企業等の創意工夫による特色ある企画について、提案を募集し実施。

【経済的支援】

〇乳幼児医療対策費

・小学校就学前の乳幼児を対象に医療費の自己負担分を助成。

〇多子世帯保育料等軽減事業

・第3子以降3歳児未満児のいる世帯について、保育料を軽減。

対象者	減免・補助額			
保育所に入所している世帯	国の徴収金基準表2~4階層に属する世帯 無料			
	国の徴収金基準表5~8階層に属する世帯	1/2 に軽減		
民間保育サービス施設に入 所している世帯	1 人当たり 50,000 円/年を補助			

〇私立高等学校等就学支援事業

・私立高校生等に対して授業料の一部を助成する。

対 象	対象費目	支 給 上 限 額
私立高等学校等に在学する生徒	授業料	年収 250 万円未満程度 237, 600 円/年(標準額×2.0 倍) 年収 250 万円以上 350 万円未満程度 178, 200 円/年(標準額×1.5 倍) 年収 350 万円以上程度 118, 800 円/年(標準額)

○児童扶養手当の支給

・ひとり親家庭に対する自立支援と児童の健全育成を図るため、児童と生計 を同じくする母子家庭や父子家庭等に対して手当を支給。(平成 22 年 8 月から父子家庭の父に支給対象を拡大)

【職業生活と家庭生活との両立支援】

- ■やまぐち子育て応援企業育成事業
 - 〇やまぐち子育て応援企業宣言制度の推進
 - ・一般事業主行動計画の実施により達成しようとする目標を宣言(公表)する 企業の届出を推進。
 - ○計画策定支援アドバイザーの派遣
 - ・一般事業主行動計画の策定を支援するため、アドバイザーを事業主へ派遣。
 - ○「やまぐち子育て応援優良企業」知事表彰の実施
 - ・やまぐち子育て応援企業宣言を行った企業のうち、雇用環境の整備等に積極的に取り組み、他の模範となる企業について表彰。
- ■ワーク・ライフ・バランス推進事業
 - 〇ワーク・ライフ・バランス推進研修会の開催
 - ○多様な働き方の普及啓発
- ■子育て支援特別対策事業
 - ・保育所緊急整備事業,賃貸物件による保育所整備事業,保育の質の向上の ための研修等事業,認定子ども園事業費,高等技能訓練促進費等事業・就 業・社会活動困難者への戸別訪問事業,児童擁護施設等の生活向上のため の環境改善事業などを実施。

■保育所機能強化推進事業

・延長保育事業,特定保育事業,病児・病後児保育事業,休日保育事業,障 害児保育事業などを実施。

■私立幼稚園預かりサポート推進事業

- ・預かり保育推進事業、休業日預かり保育推進事業、特別支援教育費補助
- ■放課後児童等健全育成事業
 - ○放課後児童クラブの運営支援
 - 〇児童健全育成関係職員への研修実施
 - 〇地域組織活動への支援

3. 国・中国5県の少子化施策についてのまとめ

本章では、国、および中国 5 県の少子化対策の具体的施策を、夫婦の希望する 子どもが持てない要因の上位項目、行政へ希望する施策ニーズの観点から整理した。

出産・子育て層に対する経済的支援については、国・自治体において実施されているが、これらの層の期待に応えるものかどうかについては、国や中国 5 県が 実施した住民意識における行政へのニーズとして、経済的支援を求める声が多い ことからすると、不十分であると考えられる。

また、夫婦の希望する子どもを実現できない理由の上位に挙げられ、行政に期待するニーズも多い「仕事と子育ての両立支援」についてみると、保育ニーズに関する取り組みは、ある程度の前進がみられるが、両立支援に取り組む企業に対する施策は少なく、予算措置も少ないものとなっているようである。その意味からすると、後述する企業アンケートでも明かになったように、積極的に子育てを支援する企業に対しては、財政的な助成措置や税制優遇などの施策も必要ではないかと考える。

これまでの国の少子化対策の変遷をみると、「1.57」ショックを契機に出生率向上に向けて様々な取り組みがなされてきているが、2005年には「1.26」にまで低下し、その後は上昇に転じ2010年には「1.39」となっている。これについて、厚生労働省は「晩婚化が進んだ30代後半の団塊ジュニアを中心とした出生数の増加」などをその要因として挙げているが、これに加えて、これまでの施策や取り組みが徐々に成果を挙げてきているのではないかと考えられる。

しかしながら、この数値は、人口置換水準 2.07 (現在の人口を維持できる合計特殊出生率…2009年時点)に比べると、はるかに低い水準であり、今後も出生率の向上に向けて、より一層の施策や取り組みが国、自治体に求められるとともに、企業、地域においても、できる限りの取り組みを行っていく必要がある。

第Ⅲ章 少子化対策に関する企業等の取り組み (アンケート調査結果より)

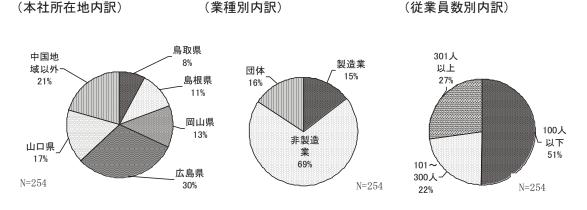
第Ⅱ章においては、少子化に関して、国や中国 5 県が実施した住民アンケートの結果を示したが、その中で特に注目したのは、「欲しい子どもの数を満たせない要因」である。この要因としては、「子育てに要する経済的負担」が、多くのアンケートにおいて第 1 位を占めているが、「仕事と子育ての両立が難しい」とする回答も上位に位置するという結果であった。

そこで、本章においては、企業・団体が子育てしながら働く従業員にとって、 どの程度子育てと仕事の両立しやすい労働環境の整備に取り組まれているかな どについて、当連合会の会員企業・団体を対象にアンケート調査を実施した。

1. 調査要領

- 調査対象 中国経済連合会会員企業・団体
- ② 調査期間 平成23年12月6日(月)~12月28日(水)
- ③ 調査方法 アンケート票の郵送による調査 (調査票は「資料編」参照)
- ④ 回答状况 送付数 631 回答数 254 回答率 40.3%

図表Ⅲ-1 回答企業・団体の内訳



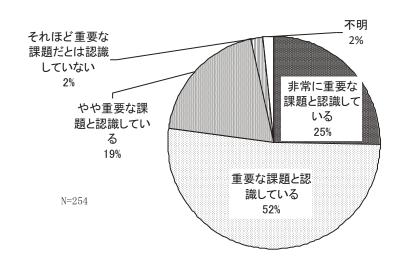
(注7) 従業員数別内訳については、本社が中国地域外の企業の場合、当該事業所の人数とした。

2. 調査結果

(1) 少子化対策に取り組むことについて、経営面での認識 [図表Ⅲ-2]

少子化対策に取り組むことについて、経営面でどのように考えているかを尋ねたところ、「重要な課題と認識している」が52%と最も高く、続いて「非常に重要な課題と認識している」が25%と続き、「それほど重要だとは認識していない」は2%という結果であった。

この結果からみると、回答企業・団体のほとんどが経営面での課題認識を強く持っており、関心の高さが伺われる。

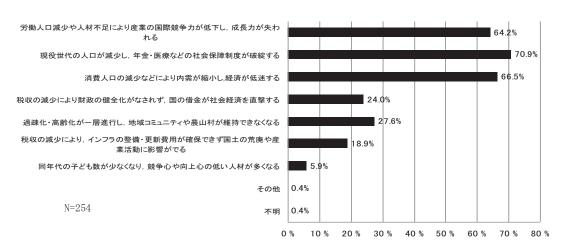


図表Ⅲ-2 少子化対策に関する認識

(2) 少子化が及ぼす将来の問題点や不安に感じること(図表Ⅲ-3)

少子化が及ぼす将来の問題点等については、「現役世代の人口が減少し、年金・医療などの社会保障制度が破綻する」と回答した企業・団体が 70.9%と最も高く、次いで「消費人口の減少などにより内需が縮小し、経済が低迷する」 (66.5%)、「労働人口減少や人材不足により産業の国際競争力が低下し、成長力が失われる」 (64.2%) が続いている。

そのほかの問題点については、いずれも30%以下の回答率であり、上記3つの問題点に対する危機感の強さが伺える。



図表Ⅲ-3 少子化が及ぼす将来の問題点や不安

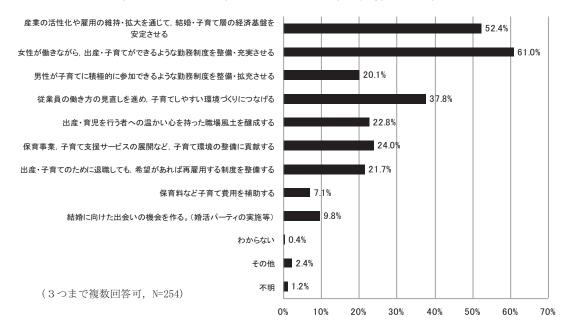
(3) 出生率向上に向けて、企業や団体が取り組むべきこと(図表Ⅲ-4)

回答項目のうち企業・団体の回答率が高かったのが、「女性が働きながら、 出産・子育てができるような勤務制度を整備・充実させる」(61.0%)であり、 続いて「産業の活性化や雇用の維持・拡大を通じて、結婚・子育て層の経済基 盤を安定させる」(52.4%)となっている。

回答率が50%を超えている項目は、これら2項目のみであり、その他の項目については一部40%に近いものもあるが、そのほとんどは30%を下回っており、上記2項目が、企業・団体として最も重視している取り組みということができる。

この傾向は、業種別内訳および従業員数別内訳をみても、ほぼ同様であるが、 業種別にみると、製造業では「保育料など子育て費用を補助する」が 16.2% と、非製造業(5.7%)、団体(5.0%)に比べ、約3倍の回答率であった。

また、「結婚に向けた出会いの機会を作る」という項目については、団体が32.5%と製造業・非製造業の数%に比べはるかに高いが、この項目についての取り組みは、企業よりも団体の役割だとの認識の表れであると思われる。



図表Ⅲ-4 出生率向上に向けて企業・団体が取り組むべきこと

(4) 少子化対策に関する貴社・貴団体の取組状況(図表Ⅲ-5)

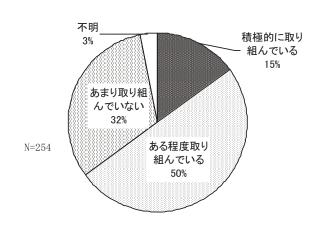
企業・団体の取組状況については、「積極的に取り組んでいる」と回答した 企業・団体が15%、「ある程度取り組んでいる」が50%となっており、両者を 合わせた65%が一定程度もしくはそれ以上の取り組みを行っている。

これに対して、「あまり取り組んでいない」と回答した企業・団体は32%で

あり、全体の約1/3であった。

このうち、「積極的に取り組んでいる」と回答した企業・団体の割合を業種別にみると、製造業が 22.9%であり、非製造業(15.1%)・団体(10.3%)に比べ、約 $8\sim12$ ポイント上回っており、製造業の取り組みの方が進んでいる。

また,「あまり取り組んでいない」と回答した企業・団体の割合を従業員数別にみると,301人以上の企業・団体で16.7%,101~300人で28.6%,100人以下で43.6%と従業員規模が小さくなるほど,取り組みが進んでいないという結果になっている。



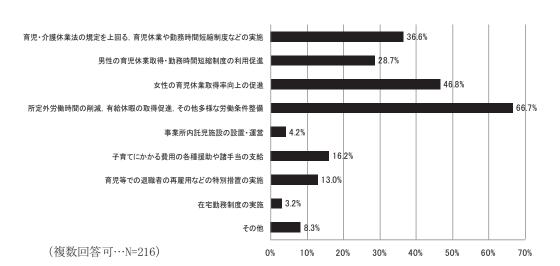
図表Ⅲ-5 少子化対策に対する取組状況

(5) 少子化対策に関し、現在、既に取り組んでいる内容(図表Ⅲ-6)

現在,既に取り組んでいる内容については,最も多かったのが,「所定外労働時間の削減,有給休暇の取得推進,その他多様な労働条件の整備」(66.7%)であり,基礎的な労働条件の整備が第一義的に重要だと認識されていることが伺える。

続いて、「女性の育児休業取得率向上の促進」(46.8%)となっているが、育児休業については育児・介護休業法で、取得する権利が認められているにも関わらず、このような結果となっている。これは復帰後の業務遂行などに不安を持つ女性が、期間経過を待たずに復帰を望むケースが多いのではないかと推察される。

さらに「育児・介護休業法の規定を上回る,育児休業や勤務時間短縮制度などの実施」(36.6%)と続いており、業種別では製造業(47.1%)、従業員数別では301人以上(47.7%)が積極的な取り組みを行っているという結果であった。



図表Ⅲ-6 少子化対策に関し、現在、既に取り組んでいる内容

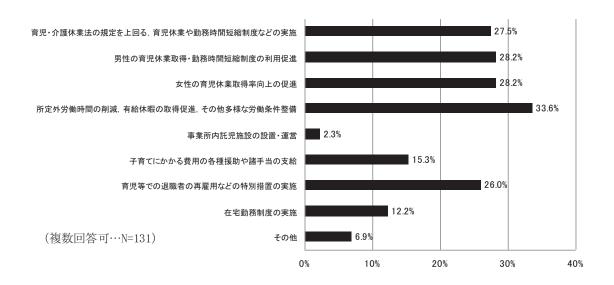
(6) 少子化対策に関し、今後取り組むことを予定もしくは検討している内容 (図表Ⅲ-7)

この設問について回答した企業・団体は131と本アンケートの回答企業全体の約半数近くであったが、最も多かったのは、現在取り組んでいる内容と同様、「所定外労働時間の削減、有給休暇の取得推進、その他多様な労働条件の整備」(33.6%)となっており、まず、基礎的な労働条件の整備から進めたいとの考えの表れだと考えられる。

その他の内容については、いずれも30%を下回っているが、「育児等での退職者の再雇用などの特別措置の実施」が26%にのぼっており、育児終了後に能力と意欲のある人材を求めたいとする企業もあることが伺える。この傾向は従業員301人以上(36.4%)の企業で高い結果となっている。

また,「在宅勤務制度の実施」は全体で12.2%であるが,製造業では31.8%, 従業員数301人以上では21.2%と比較的高い。

図表Ⅲ-7 少子化対策に関し、今後取り組むことを予定もしくは検討している内容

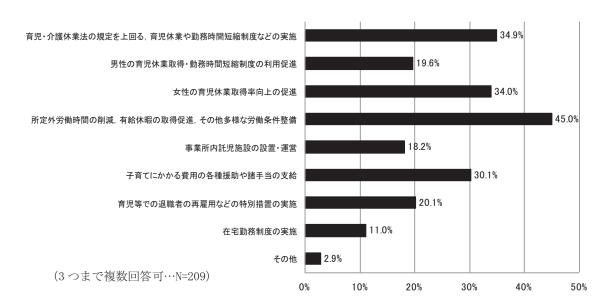


(7) 少子化対策の中で、最も有効だと思われる施策(図表Ⅲ-8)

最も有効だと思われる施策については、現在取り組んでいる内容、および今後取り組むことを予定もしくは検討している内容と同様、「所定外労働時間の削減、有給休暇の取得推進、その他多様な労働条件の整備」が最も高く 45%であった。

次いで、「育児・介護休業法の規定を上回る、育児休業や勤務時間短縮制度などの実施」(34.9%)が続いているが、従業員数別にみると 301 人以上において 51.6%と約半数の企業がこの項目を挙げている。このことは、現在の育児・介護休業法では、十分な対応ができないと考えている企業が少なくないことを意味しているものと考えられる。

なお,「育児等での退職者の再雇用などの特別措置の実施」については20.1%であった。この回答項目については,今後取り組むことを予定もしくは検討している内容についての設問においても26.1%と比較的高い数字であり,この取り組みの重要性を企業としても認識していることが伺える。



図表Ⅲ-8 少子化対策の中で最も有効だと思われる施策

(8) 少子化対策に取り組むうえで障害になっていること (図表Ⅲ-9)

障害になっていることで、最も多かったのは、「不足人員の対応など業務体制の整備が困難」(51.9%)であり過半数を占めている。次いで、「少子化対策コスト(資金、時間、人材等)の負担が過大となるため」(49.0%)が続いており、これら2項目が突出している。

これら2項目について,製造業と非製造業の回答率をみると,ほとんど変わらないが,従業員数別にみると,100人以下の企業・団体が最も高く,101人~300人以下,301人以上と従業員数が多くなるほど,回答率がやや低くなる傾向がみられる。

これら 2 項目に続くのが,「政府や自治体の経済的支援が不十分(各種補助金・助成金・税制優遇措置など)」(24.5%)であるが,業種別では製造業(31.4%), 従業員数別では,301人以上の企業・団体(32.3%)が高い傾向にある。

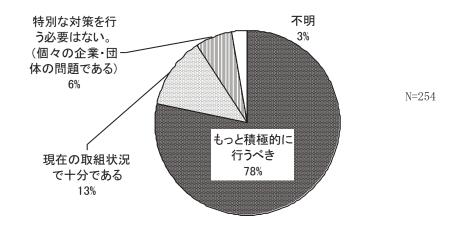
これは、「少子化対策に関する取組状況」の設問で、「積極的に取り組んでいる」との回答率が高かった業種および従業員数区分と一致しており、積極的な取り組みを行っている企業・団体ほど、政府や自治体の経済的支援のニーズが高いことが伺われる。

49.0% 少子化対策コスト(資金,時間,人材等)の負担が過大となるため 少子化対策実施について社内の理解浸透・利用しやすい環境づくりが難しい 13.3% 51.9% 不足人員の対応など業務体制の整備が困難 現在の業務の繁忙度から実施自体困難 7.9% 少子化対策の効果を企業・団体として定量化しにくい 政府や自治体の経済的支援が不十分。(各種補助金・助成金, 税制優遇措置 24.5% その他 2.5% (2つまで複数回答可…N=241) 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

図表Ⅲ-9 少子化対策に取り組むうえでの障害

(9) 政府・自治体の企業・団体に対する取組姿勢(図表Ⅲ-10)

政府・自治体の取組姿勢については、「もっと積極的に行うべき」が 78%と 8割近くの企業が、これまでの取り組みでは不十分だとの認識を示している。 業種別にみると非製造業、従業員別では 300 人以下の企業・団体が、より政府・自治体の積極的な取り組みを望んでいる。



図表Ⅲ-10 政府・自治体の企業団体の取組姿勢

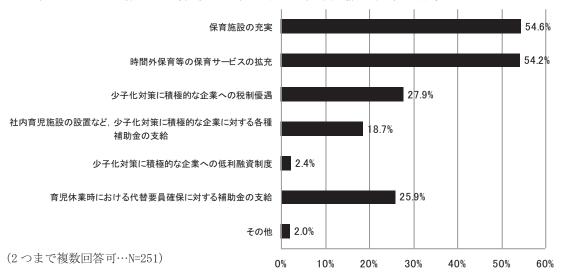
(10) 企業・団体が少子化対策に取り組むうえで、政府・自治体等が企業・団体に 対して行う支援・政策として効果的であるもの(図表Ⅲ-11)

効果的な支援・施策として、最も回答率が高かったのが「保育施設の充実」 (54.6%)であり、「時間外保育等の保育サービスの充実」(54.2%)がほぼ同じような回答率でこれに続いている。

これらの2項目の回答率は他の項目に比べ突出しているが、いずれも保育

(施設面と時間面の充実) に関するものであり、企業・団体としては、子育て中の女性が安心して業務を行うことができる環境整備の必要性を強く望んでいることが伺われる。

なお、「保育施設の充実」と「時間外保育等の保育サービスの充実」に関する業種別回答率をみると、いずれも団体の回答率が最も高く、前者については、65.0%、後者については62.5%という結果であった。



図表Ⅲ-11 政府・自治体等が企業に対して行う支援・施策で効果的なもの

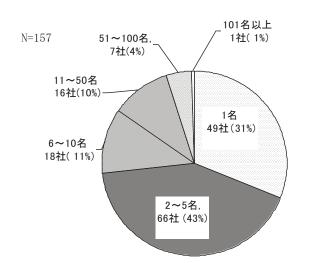
(11) 女性社員の出産・育児と就業状況

この設問は、過去3年間(平成20~22年度)を対象期間として、出産女性 社員のその後の就業状況を調べたものであり、「出産を理由に退職」、「出産休 暇および育児休業取得後に退職」、「育休・産休後も引き続き就業」の3区分で 整理した。(注8)3区分の人数については、その概数を尋ねたもの。

なお,集計対象となる出産女性社員が1名以上いる企業・団体は157であった。

① 対象企業・団体の出産女性社員数の内訳(図表Ⅲ-12)

157 の対象企業・団体のうち、出産女性社員数が 1 名であったのは 49 社 (31%)であった。2~5 名は 66 社(43%)であり、これらを合わせると 115 社 (74%)と全体の 3/4 を占めている。



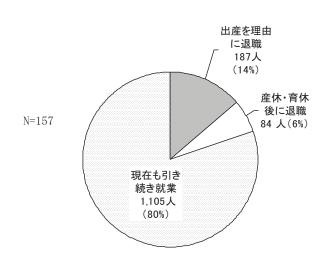
図表Ⅲ-12 対象企業・団体の出産女性社員数の内訳

② 出産女性社員(対象企業・団体合計)のその後の状況(図表Ⅲ-13)

出産女性社員(対象企業・団体合計)のその後の状況を示したのが、図表Ⅲ-13である。

これによると, 出産女性社員 1,376人のうち, 「現在も引き続き就業」が 1,105人(80%) と圧倒的に多く, 続いて「出産を理由に退職」が 187人(14%), 「産休・育休後に退職」が 84人(6%) となっている。

この結果をみると、「出産を理由に退職」した女性社員が少ないようにみえるが、これは退職する際に「一身上の都合により」とするケースも多くあるため、当該女性社員の把握は難しく、少ない方向に表れた結果ではないかと推察される。



図表Ⅲ-13 出産女性社員(対象企業・団体合計)のその後状況

なお、対象企業・団体のうち出産女性社員数が2名以上いた企業・団体は108あったが、そのうち、「出産を理由に退職」と「「産休・育休後に退職」した女性社員数の合計が50%以上、つまり半数以上の企業・団体は16であった。この16の企業・団体の内訳を業種別にみると製造業3社、非製造業13社、団体0であり、非製造業が多い。また、従業員数別では、100人以下が2社、101人~300人が6社、301人が8社と従業員数規模が大きいほど多くなっている。

さらに、少子化対策への取組状況別にみると、「積極的に取り組んでいる」が 1 社、「ある程度取り組んでいる」と「ほとんど取り組んでいない」がともに 7 社、「不明」が 1 社という結果であり、「積極的に取り組んでいる」企業・団体において、非常に少ないという結果であった。

③ 分類別の出産女性社員(対象企業・団体合計)のその後の状況

a. 業種別

製造業,非製造業,団体の業種別に,出産女性社員のその後の状況をみた結果が図表Ⅲ-14である。

その結果、製造業と非製造業では、3区分の割合はほぼ同じような数字であり、差異は見られなかった。

また、団体については、「出産を理由に退職」が 10%、「産休・育休後に退職」は 0%と、製造業・非製造業に比べてやや低く、その分「現在も引き続き就業」が 90%とやや高い結果となっている。

(団体) (製诰業) (非製造業) N = 26N=114N = 17出産を理由 出産を理由 出産を理由 に退職. に退職 24人(14%) に退職,3人(10%) 160人(14%) 産休・育休 産休・育休 後に退職 72人(6%) 産休・育休 ・後に退職 後に退職 12人(7%) 0人(0%) 現在も引き 現在も引き 現在も引き 続き就業 132人(79%) 947人(80%) 26人(90%)

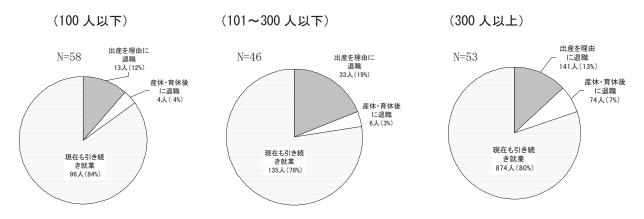
図表Ⅲ-14 業種別の出産女性社員のその後の状況

b. 従業員数別

従業員数 100 人以下, 101~300 人以下, 301 人以上の企業・団体別に出産女

性社員のその後の状況をみたのが、図表Ⅲ-15である。

図表Ⅲ-15 従業員数別の出産女性社員のその後の状況



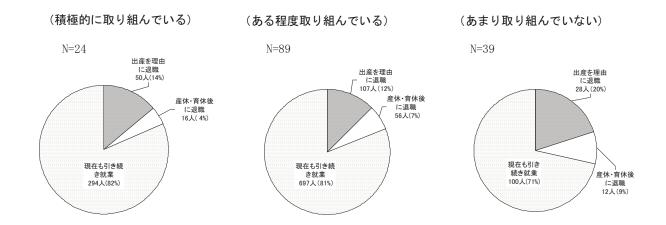
その結果をみると、「現在も引き続き就業」の割合は、従業員数の 100 人以下の企業・団体が他に比べわずかではあるが 84%と最も高く、301 人以上が80%、101~300 人が 78%となっている。

その逆に、「出産を理由に退職」の割合は、101~300人が19%と最も高く、301人以上、100人以下がそれぞれ13%、12%と、ほとんど差がない結果になっている。

c. 少子化に対する取組状況別

本アンケート調査の質問 7 で、「少子化に対する取組状況」について尋ねたが、その回答別に出産女性社員のその後の状況をみた。(図表III-16)

図表Ⅲ-16 取組状況別の出産女性社員のその後の状況



これによると、「現在も引き続き就業」の割合は、「積極的に取り組んでいる」と回答した企業・団体が82%、「ある程度取り組んでいる」と回答した企業・団体が81%と両者の差はないが、「あまり取り組んでいない」と回答した企業・団体では71%とやや低くなっている。

その逆に「出産を理由に退職」と「産休・育休取得後に退職」を足した割合についてみると、「積極的に取り組んでいる」と回答した企業・団体が 18%、「ある程度取り組んでいる」と回答した企業・団体が19%と、前記と同様、差がなく、「あまり取り組んでいない」と回答した企業・団体では29%とやや高くなっている。

以上のとおり、アンケート調査の結果をみると、業種別、従業員数別、取組 状況別にみても、「出産・育休取得後に退職」の割合が最も低く、「出産を理由 に退職」がこれに続いているが、その割合は低く、「現在も引き続き就業」が 圧倒的に高い割合を占めている。

(12) 自由意見

本アンケート調査において出された少子化対策に関する自由意見の要約は、図表III-17 (P75) のとおりであるが、これらの意見のポイントは次のとおりである。

- ・ 「保育施設の充実」に関する意見としては、保育施設を充実させ、待機児 童の解消を図ることが重要だとするもののほか、保育時間の拡充とも関連す るが、祝祭日、盆、正月などが休みでない職業従事者など、勤務態様が様々 な人達にとって利用できる保育施設の充実を望む意見が注目された。
- ・ 「子育て費用の負担軽減」に関しては教育費や保育費の削減のほか、特に 第3子以降の出産を促す取り組みとして、第3子以降を出産しても生計が成 り立つよう、経済成長による給与上昇が大切であるとの意見が出されている。 中には、第3子以降の出産をためらう理由として大学進学があるとして、大 学等へ進学した子を持つ親への補助金や公的な低利融資制度が必要でない かという意見も出されている。
- ・ 「出産・子育て層に対する就労支援」に関しては、育児休暇後に復帰しやすい職場づくりや、子育て終了後に復帰できる仕組みづくりが必要であるという意見のほか、企業収益を上げることによって、子育て層の経済基盤を安定させることが一番だとする意見が出されている。
- ・ 出産・育児の前提となる「結婚支援」に関しては、行政が男女の出会いの

場を設けることが重要だとする意見が出されるなど、未婚率の上昇を食い止める取り組みの重要性が指摘されている。

- ・ さらに注目すべきは、「教育」についての意見である。具体的には、「結婚して子を産み育て、命を次の時代につないでいくということが、人としての道であることを小中学生のころから正しく教育することが、最も大事」といった意見が出されるなど、出産・子育ての重要性を早い段階から教育することが重要だとしている。
- ・ 上記に分類されない「その他」の意見もいくつか出されているが、その中で注目したのは、「子どもをつくるのは経済的理由ばかりではない。夢や可能性のある社会づくりが必要」という意見である。つまり、子ども達の未来に明るい展望が持てない社会、いわゆる負の遺産を次世代に押し付けるような社会では、結婚して子どもを出産する気持ちにはなかなかなりにくいという趣旨だと思われる。

図表Ⅲ-17 自由意見(要約)

区分	自由意見(要約)
保育施設の充実	・保育施設の拡充、保育サービス時間の拡充など、社会全体で子育て支援を行う体制の充実。 ・保育所を全て民営化し、十分な質を担保したサービスが受けられる体制づくり。 ・祝祭日、盆、正月などが休みでない職業従事者など、勤務態様が様々な人達にとって利用できる保育施設の充実。 ・政府は「子ども手当て」よりも待機児童の解消を優先すべき。
子育て費用 の負担軽減	・子どもを3人出産しても、生計が成り立つ仕組みづくりが必要であり、経済成長により給与の上昇を引き上げることが大切。 ・大学までの授業料無料化。 ・国による補助金等がもっと必要。 ・大学等に進学した子を持つ親への補助金ないし公的な低利融資制度。親が第三子以降をためらっているのは、結局大学に行かせる金を心配してため) ・教育費の削減、保育費の充実。
出産・子育 て層に対す る企業の就 労支援	 ・在宅勤務制度の導入が効果的である。 ・復帰しやすい職場の環境づくり ・企業が少子化対策に取り組むためには費用がかかるため、企業の利益を上げて子育て層の経済基盤を安定させることが一番である。 ・産業の活性化や雇用を通じて若者の経済基盤を安定させること。 ・育児休暇後の復帰直後は、労働力として安定しない面があるので、選択肢として、結婚して専業主婦としての出産を促し(手厚い助成)、子育て終了後に復帰が約束されているというものがあっても良い。
結婚支援	・行政が男女の出会いの場を設け、結婚するムードをつくることが大切。 ・未婚の職員が結婚できるよう支援する取り組みが必要。
教育	 ・結婚して子を産み育て、命を次の時代につないでいくということが、人としての道であることを小中学生のころから正しく教育することが、最も大事。 ・出産・子育て層に対して、積極的に結婚・出産・子育てを行うよう働きかける必要があるのではないか。 ・国が、本質的かつ尊厳としての出産・子育て意味の教育を子供の時から行うことが長期的にみて大切。 ・少子化対策以前の結婚という形態の教育・指導が必須となっている。
その他	・子どもをつくるのは経済的理由ばかりではない。夢や可能性のある社会づくりが必要。 ・子育て支援には企業の参画が必要だが、出生率向上に向けて企業が取り組むべきものは見出せない。 ・現在の低迷している経済環境下では、企業も少子化対策に力が入らない。・あらゆる少子化対策に取り組まないと、この国は滅亡する。・今の社会状態で子どもがもっと増えれば、さらに若者の就職率は低下し、全年齢の雇用情勢は悪化する。また格差社会は拡大する。・日本にはそれ相当の人口があるはずで、今は多すぎる。特に対策をとらず、自然にまかせるべきであり、そうすれば適当な所に落ち着くはず。・少子化対策は、政府や自治体が主体となって実施、推進すべき。・社会保障制度のあり方、国のあり方、教育のあり方が少子化の一因であることは疑いないと思う。・企業・団体での取り組みには限界がある。社会全体として考える必要がある。

3. アンケート調査結果のまとめ

以上のアンケート調査の結果を要約すると、次のように整理される。

- ・ 少子化対策の重要性は8割近くの企業・団体で認識されており、具体的に 取り組むべき事項としては、仕事と子育てが両立できる勤務制度の確立と結 婚・子育て層の経済基盤の安定が重要だする回答がかなり多い。
- ・ 少子化対策についての取組状況については、「ある程度取り組んでいる」 が全体の半分であり、「積極的に取り組んでいる」が 15%であった。他方、 「あまり取り組んでいない」は全体の 1/3 であり、従業員数の規模が小さい ほど取り組みがなされていない傾向が伺えた。
- ・ 現在,既に取り組んでいる内容と最も有効だと思われる施策のいずれについても,「所定外労働時間の削減,有給休暇の取得推進,その他多様な労働条件の整備」が最も高いという結果であった。これは基礎的な労働条件の整備が第一義的に重要だと認識されていることの表れだと考えられる。
- ・ 少子化対策に取り組むうえでの障害については、不足人員の対応などの体制整備やコストの問題をあげる企業・団体が多く、この傾向は、従業員数規模が小さくなるほど大きい。
- ・ 政府や自治体に対しては、もっと積極的に取り組むべきだとする企業・団体が全体の約8割に達しているが、企業・団体に対して効果的な施策としては、保育施設の充実と保育サービスの拡充を求める回答が非常に高い。
- ・ 出産女性社員のその後の就業状況については、「出産を理由に退職」が14%、「産休・育児休業後に退職」が6%であったのに対し、「現在も引き続き就業」が80%と非常に高い結果であった。

この理由については、前述したとおり「出産を理由に退職」の数の把握が 困難であったというアンケート上の制約も大きな要因の一つと考えられる が、回答企業・団体の多くが、子育てしやすい労働条件の整備に取り組んで いることが最大の理由だと思われる。

因みに,人口問題研究所の第14回出生動向基本調査によれば,出産前後での就業継続の割合は,第1子で4割弱,第2子,第3子では7~8割で推移しているとしている。

・ 自由意見については、「保育施設の充実」、「子育て費用の負担軽減」、「出産・子育て層に対する就労支援」や出産・育児の前提となる「結婚支援」などに関する様々な意見が出されているが、そのほかで、注目すべきと考えられる意見としては、「出産・子育ての重要性に関する教育の実施」や「夢や可能性のある社会づくり」が挙げられる。

第Ⅳ章 少子化対策についての提言

以上のとおり、第 I章では、わが国および中国地域の少子化の状況を整理・検討するとともに、第 II章では国および自治体の施策、第 III章では企業の取り組みを整理した。

とりわけ、本調査では、少子化の大きな要因として「生涯未婚率」の増加、「晩婚化」の進展などについて検討したが、とりわけ、出産・育児層が「理想とする子ども数が持てない」ことに着目し、その理由として挙げられた「育児・教育にお金がかかりすぎる」と「子育てと仕事の両立が難しい」という点の解消が非常に重要だと認識した。

本章では、このことを踏まえ、以下のとおり、国・自治体、企業に対する提言を 中心にとりまとめた。

1. 積極的な財政投入による効果的な少子化対策の着実な実施

少子化は先進国共通の課題とは言え、フランスやスウェーデンでは、積極的な財政投入によるきめ細かな施策の実施により、1.5~1.6 台であった出生率が最近では、約2.0 にまで回復してきている。

これに対し、わが国では1994年のエンゼルプラン以降、各種の計画が出されているが、当初のプランは少子化への対応についての雰囲気の醸成といった面があるとともに、それぞれの施策についての連続性も分かりにくい。さらには、財政上の裏づけが不足していたこともあり、その効果はあまり出ていない状況にある。

このたび,政府の社会保障・税一体改革(案)では「子ども・子育て支援策」 の充実が盛りまれ,「子ども・子育て新システム」の制度実施に向けた予算措 置が講じられている。

これは、大きな前進とも受け止められるが、少子化対策は「まったなし」である。したがって、社会保障費の中でも依然としてその額が小さい少子化対策費については、高齢者三経費(年金、医療、介護)の見直しや消費税などの増税によって捻出し、結婚・子育て層の真のニーズに沿った様々な施策を本腰を入れて実施する必要がある。

2. 理想とする子ども数と予定子ども数のかい離を縮小させる施策について

(1)子育て層への経済的支援

出産・子育て層が、理想とする子ども数の出産を諦めるのは、育児・子育て 費用の負担が大きいことが理由として挙げられている。 そのため、子育て層の経済的な負担を軽減するため、現金給付と保育費用など育児に伴う各種費用に対する補助などを一体的に行い、理想とする子ども数の出産に近づけることが必要と考える。

なお、現金給付である子ども手当てに関しては、平成21年10月から新たな制度が特別措置法として施行されたが、その内容は、それまでの「中学生以下一律1万3千円」を見直し、「3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降は1万5千円」、「3歳から小学生の第1子、第2子と中学生は1万円」の支給としたものであり、支給水準は別にして子ども数を考慮した点は評価できる。

(2) 子育てと仕事の両立支援

夫婦共働き世帯と夫だけが就業している世帯とを比較すると, 共働き世帯の 方が, 出生率が高いという結果が出ており, 子育てと仕事の両立がしやすくな るような支援が必要である。

(保育施設の充実と保育サービスの拡充)

平成22年10月現在の中国5県の保育所待機児童数をみると、最も多いのが島根県の227人であり、最も少ないのが鳥取県の32人となっている。この数字は大都市圏に比べるとはるかに少ないが、これは申請している児童の数であるため、潜在的にはこれよりはるかに多い。

また、保育サービスについても、会員企業アンケートでもみられたように、 サービス産業を中心に土日、祝祭日、夜間の保育など多様なニーズに応じたサ ービスの拡充を求める声も少なくない。

したがって、求める保育サービスを提供する保育施設への児童の入所ができない場合は、仕事をやめざるを得ない可能性が高くなるため、保育施設の充実と保育サービスの拡充が求められる。

なお、待機児童の解消に向けて、政府は幼稚園と保育所を一体化する「総合こども園」を、2015年を目途に創設する方向であるが、これが形だけのものにならないよう、既存の規制などの見直しも検討する必要があると考える。

(労働環境の整備)

会員企業アンケートの結果によれば、少子化対策に関し、現在取り組んでいる施策については、「所定外労働時間の削減、有給休暇の取得推進、その他多様な労働条件の整備」とする回答が最も多く、続いて「女性の育児休業率取得の向上」、育児・介護休業法を上回る、育児休業や短時間勤務制度などの実施」

となっており、この順番は、少子化対策の中で最も有効だと思われる施策とも一致する。

企業としては、まず、育児・介護休業法に規定されている育児休業制度、短時間勤務制度などについて、十分な社内周知を行うとともに、これらを活用しやすい職場風土づくりが必要である。

そして,既にこれらを実施している企業については,社員ニーズを汲み取りながら,育児・介護休業法の規定を上回る制度をつくり,育児と仕事の両立をさらに支援していくことが望まれる。

ただ,これらの制度を含めた少子化対策を実施するにあたっては,会員企業 アンケートにおいても,コスト等の問題が障害になっているようであり,国に おいては,少子化対策に積極的に取り組む企業への支援を行うことも大切であ る。

3. 未婚化・晩婚化の解消について

(1) 若者の生活基盤の安定

「生涯未婚率」の増加や「晩婚化」については、「出会いの機会がない」といった理由や若者の価値観の多様性もその理由として挙げられるが、とりわけ、経済的な不安がその理由として大きいことが、各種アンケート調査により示されており、経済的な不安の解消が重要である。

また、出産・子育て層においても、「理想とする子どもを持てない」理由として、「育児・教育にお金がかかりすぎる」が挙げられている。

そのため、国としては、これらの層の雇用の安定、所得の向上に向け、成長 戦略やデフレの解消などを通じて、産業の活性化を図っていく必要があり、企 業としても、雇用の安定などこれらの層の生活基盤が確立できるような経営を さらに推進していく必要がある。

(2) 出会い機会の創出

生涯未婚率は現在でも高いが、今後さらに上昇することが予想されている。 結婚しない理由として、生活基盤の不安定さを挙げる若者も多いが、出会いが ないとする若者も少なくない。以前は「見合い」という制度により、多くの人 たちが結婚し、結婚において相当程度の役割を果たしていたが、今や、そのよ うな世話をする人もほんどいなくなっている状況にある。

こうした状況から,近年では「婚活パーティ」なるものが各所で開催される ようになっているが,自治体が主催するものも出てきている。 都市部においては、ブライダル企業や団体などに「婚活パーティ」の主催を 任せておけばよいが、このような企業・団体のない農村部では、自治体が取り 組むことも重要だと考える。

4. 子どもを大切にする教育と希望のある国づくり

(1) 子ども・命を尊び大切にする教育の実施

子どもは、国および地域の将来を担う「宝」であるとの認識を持ち、社会全体で両親の子育てを温かく見守り、必要に応じ支えていくという姿勢が求められる。このような子育ての意義等については、家庭での教育のみならず、学校教育を通じ、早い段階から「子育ては楽しくて素晴らしく」、子育てを通じて親もまた成長していくものだといったことを教えていくことが大切である。

これにより、「結婚をするのもしないのも自由」、「子どもを産むのも産まないのも自由」という若者の価値観も変わって行くのではないかと考える。

(2) 将来に夢と希望の持てる国と地域づくり

出産して子育てする際、子どもの健やかな成長と将来の幸せを願うのは、親として当然の感情である。

そのため、この国や地域の将来展望が危うい場合は、出産を控えるという心理が働く可能性は否めず、将来に夢と希望が持てる場合は、出産しようという気持ちになるものと考えられる。

したがって、膨大な国の債務残高を極力減らすなど、「負の遺産」はできるだけ小さくし、次世代にとって、夢と希望の持てる将来の国家ビジョンを構築すべきである。

資 料 編

1	. 合計特殊出生	率と関連データ
	参考図表 1 都	3道府県の合計特殊出生率の推移(1950 年~2007 年)83
	参考図表 2 都	3道府県の合計特殊出生率の増減率の推移
	(19	950年~2007年における10年もしくは5年前等との対比)・84
	参考図表3 都	3道府県別生涯未婚率[男性]の推移(1950 年~2005 年)85
	参考図表4 都	3道府県別生涯未婚率[女性]の推移(1950 年~2005 年)86
	参考図表 5 都	3道府県別平均初婚年齢[夫]の推移(1975 年~2007 年)87
	参考図表6 都	3道府県別平均初婚年齢[妻]の推移(1975 年~2007 年)88
	参考図表7 都	3道府県別の女性有業率の推移(1977 年~2007 年)89
2	2. 合計特殊出生	室と各種データとの関連性(都道府県データによる)
	参考図表8-1	生涯未婚率(男性)との関係(1980年)90
	参考図表8-2	生涯未婚率(男性)との関係(2005 年)90
	参考図表8-3	生涯未婚率(女性)との関係(1980年)91
	参考図表8-4	生涯未婚率(女性)との関係(2005年)91
	参考図表 9-1	平均初婚年齢(夫)との関係(1980年)92
	参考図表 9-2	平均初婚年齢(夫)との関係(2007年)92
	参考図表 9-3	平均初婚年齢(妻)との関係(1980年)93
	参考図表 9-4	平均初婚年齢(妻)との関係(2007年)93
	参考図表 10	女性有業率との関係(2007年)94
	参考図表 11	20~39 歳女性のうち主に仕事をしている人の割合との関係
		(2005年)94
	参考図表 12	所得(月平均給与)との関係(2007年)95
	参考図表 13	世帯主が 30~34 歳の全世帯平均収入との関係95
	参考図表 14	相関係数の見方96
3	3.「子ども・子詞	育てビジョン」までの国の少子化施策の変遷97
1	マンケーし無]査票
4	・・ノンノード砂	J 旦 示

1. 合計特殊出生率と関連データ

参考図表 1 都道府県の合計特殊出生率の推移(1950年~2007年)

松光片旧	1050/5	1000/5	1070年	1000/5	1000年	1005/5	0000/5	0005/5	0007/5
都道府県	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2007年
全 国	3. 64	2. 02	2.08	1. 75	1. 52	1.42	1. 37	1. 27	1.31
北海道	4. 59	2. 17	1.93	1.64	1. 43	1.31	1. 23	1. 15	1. 19
青 森	4. 81	2.48	2. 25	1.85	1. 56	1.56	1.47	1. 29	1. 28
岩 手	4. 48	2.30	2. 11	1. 95	1. 72	1.62	1. 56	1.41	1. 39
宮 城	4. 29	2. 13	2.06	1.86	1. 57	1.46	1. 39	1. 24	1. 27
秋 田	4. 31	2.09	1.88	1. 79	1. 57	1.56	1. 45	1. 34	1. 31
山 形	3. 93	2. 04	1.98	1. 93	1. 75	1.69	1.62	1.45	1. 42
福島茨城	4. 47	2. 43	2. 16	1. 99	1. 79	1.72	1.65	1.49	1. 49
栃木	4.02	2. 31 2. 22	2. 30 2. 21	1.87	1.64	1.52 1.52	1.47	1. 32	1. 35 1. 39
	4. 14 3. 80	2. 22		1.86	1.67		1.48	1.40	
群馬埼玉	3. 80		2. 16 2. 35	1.81	1.63	1.56	1.51	1. 39	1. 36 1. 26
千葉		2. 16	2. 28	1.73	1.50	1.41 1.36	1.30	1. 22	
東京	3. 59 2. 73	2. 13 1. 70	1. 96	1. 74 1. 44	1. 47 1. 23	1.36 1.11	1. 30 1. 07	1. 22 1. 00	1. 25 1. 05
神奈川	3. 25	1. 70	2. 23	1. 44	1. 45	1. 11	1. 28	1. 19	1. 05
新湯	3. 25	2. 13	2. 23	1. 88	1. 45	1. 59	1. 51	1. 19	1. 37
富山	3. 57	1. 91	1.94	1. 77	1. 56	1. 49	1. 45	1. 34	1. 34
石川	3. 56	2. 05	2. 07	1. 87	1.60	1.46	1. 45	1. 35	1. 40
福井	3. 65	2. 17	2. 10	1. 93	1. 75	1. 67	1. 60	1. 50	1. 52
山梨	3. 71	2. 16	2. 20	1. 76	1. 62	1.60	1. 51	1. 38	1. 35
長 野	3. 25	1. 94	2.09	1. 89	1. 71	1.64	1. 59	1. 46	1. 47
岐阜	3. 55	2.04	2. 12	1.80	1. 57	1.49	1. 47	1. 37	1. 34
静岡	3. 74	2. 11	2. 12	1.80	1. 60	1. 48	1. 47	1. 39	1. 44
愛 知	3. 27	1. 90	2. 19	1.81	1.57	1.46	1.44	1. 34	1. 38
三重	3. 33	1. 95	2.04	1.82	1.61	1.50	1.48	1. 36	1. 37
滋賀	3. 29	2.02	2.19	1.96	1. 75	1.58	1.53	1. 39	1.42
京 都	2.80	1.72	2.02	1.67	1.48	1.32	1. 28	1. 18	1. 18
大 阪	2.87	1.81	2.17	1.67	1.46	1.33	1.31	1.21	1.24
兵 庫	3.08	1.90	2.12	1.76	1.53	1.41	1.38	1.25	1.30
奈 良	3.08	1.87	2.08	1.70	1.49	1.36	1.30	1. 19	1.22
和歌山	3.09	1. 95	2.10	1.80	1.55	1.48	1.45	1. 32	1.34
鳥 取	3.46	2.05	1.96	1. 93	1.82	1.69	1.62	1.47	1.47
島根	3.87	2. 13	2.02	2.01	1.85	1.73	1.65	1.50	1.53
岡 山	3. 18	1.89	2.03	1.86	1.66	1.54	1.51	1. 37	1.41
広 島	3. 22	1. 92	2.07	1.84	1.63	1.48	1.41	1.34	1.43
山口	3. 62	1. 92	1. 98	1. 79	1. 56	1.50	1.47	1. 38	1. 42
徳島	3. 97	2.02	1.97	1. 76	1.61	1.52	1.45	1. 26	1. 30
香川	3. 38	1.84	1.97	1.82	1.60	1.51	1. 53	1. 43	1.48
爱 媛	4. 03	2. 10	2.02	1.79	1.60	1.53	1. 45	1. 35	1.40
高 知	3. 39	1. 94	1. 97	1.64	1. 54	1.51	1. 45	1. 32	1. 31
福岡佐賀	3. 91	1. 92	1.95	1.74	1. 52	1.42	1. 36	1. 26	1.34
佐 賀	4. 28	2. 35	2. 13	1. 93	1. 75	1.64	1.67	1.48	1.51
長崎	4.49	2. 72	2. 33	1.87	1.70	1.60	1.57	1.45	1.48
熊本	4.06	2. 25	1.98	1.83	1.65	1.60	1.56	1.46	1.54
大 分 宮 崎	3.90	2.05	1.97	1.82	1.58	1.55	1.51	1.40	1. 47
鹿 児 島	4. 35 4. 19	2. 43 2. 66	2. 15 2. 21	1. 93	1.68	1.70 1.62	1.62	1. 48 1. 49	1. 59
产 元 局	4. 19	2.00		1. 95 2. 38	1. 73 1. 95	1. 87	1. 58 1. 82	1. 49	1. 54 1. 75
1丁 邓电				4.00	1. 90	1.01	1.04	1.14	1.70

(資料)国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」

(注) 厚生労働省統計情報部『人口動態統計』,総務省統計局『国勢調査報告』,『人口推計年報』に基づく。 率算出の女性人口には1925~50年および2007年は総人口,1960~2005年は日本人人口を用いている。 なお,年齢は5歳階級による(年齢各歳で計算した全国の値とは異なることがある)。1950~70年は沖縄 県を含まない。

参考図表 2 都道府県の合計特殊出生率の増減率の推移 (1950 年~2007 年における 10 年もしくは 5 年前等との対比)

都	道府県	1960/1950	1970/1960	1980/1970	1990/1980	1995/1990	2000/1995	2005/2000	2007/2005
全	国	55. 5%	103.0%	84. 1%	86. 9%	93.4%	96. 5%	92. 7%	103.1%
北	海道	47.3%	88.9%	85. 0%	87. 2%	91.6%	93. 9%	93. 5%	103.5%
青	森	51.6%	90.7%	82. 2%	84. 3%	100.0%	94. 2%	87.8%	99. 2%
岩	手	51.3%	91.7%	92.4%	88. 2%	94. 2%	96.3%	90.4%	98.6%
宮	城	49.7%	96. 7%	90. 3%	84.4%	93.0%	95. 2%	89. 2%	102.4%
秋	田	48.5%	90.0%	95. 2%	87. 7%	99.4%	92.9%	92. 4%	97.8%
Ш	形	51.9%	97.1%	97.5%	90.7%	96.6%	95.9%	89. 5%	97.9%
福	島	54.4%	88.9%	92.1%	89.9%	96.1%		90. 3%	100.0%
茨	城	57. 5%	99.6%	81.3%	87. 7%	92.7%	96. 7%	89.8%	102.3%
栃	木	53.6%	99.5%	84.2%	89.8%	91.0%	97.4%	94.6%	99.3%
群	馬	53.4%	106.4%	83.8%	90.1%	95. 7%	96.8%	92.1%	97.8%
埼	玉	55.1%	108.8%	73.6%	86.7%	94.0%	92.2%	93.8%	103.3%
千	葉	59.3%	107.0%	76.3%	84.5%	92.5%	95.6%	93.8%	102.5%
東	京	62.3%	115.3%	73.5%	85.4%	90.2%	96.4%	93.5%	105.0%
神	奈 川	58.2%	118.0%	76. 2%	85.3%	92.4%	95.5%	93.0%	105.0%
新	潟	53.4%	98.6%	89. 5%	89.9%	94.1%	95.0%	88. 7%	102.2%
富	Щ	53.5%	101.6%	91.2%	88.1%	95.5%	97.3%	94. 5%	97.8%
石][57.6%	101.0%	90.3%	85.6%	91.3%	99.3%	93. 1%	103.7%
福	井	59. 5%	96.8%	91. 9%	90. 7%	95.4%	95.8%	93. 8%	101.3%
<u>山</u>	梨	58. 2%	101.9%	80.0%	92.0%	98.8%	94.4%	91. 4%	97.8%
長	野	59. 7%	107.7%	90. 4%	90. 5%	95. 9%	97.0%	91. 8%	100. 7%
岐	阜	57.5%	103.9%	84. 9%	87.2%	94.9%	98. 7%	93. 2%	97. 8%
静	置	56.4%	100.5%	84.9%	88.9%	92.5%	99.3%	94.6%	103.6%
愛二	知	58. 1%	115.3%	82.6%	86.7%	93.0%	98.6%	93.1%	103.0%
	重加	58.6%	104.6%	89. 2%	88.5%	93. 2%	98.7%	91.9%	100.7%
滋言	賀	61.4%	108.4%	89. 5%	89.3%	90.3%	96.8%	90.8%	102. 2%
<u>京</u> 大	都 阪	61. 4% 63. 1%	117. 4% 119. 9%	82. 7% 77. 0%	88.6%	89. 2% 91. 1%	97. 0% 98. 5%	92. 2% 92. 4%	100.0% 102.5%
<u>人</u> 兵	庫	61. 7%	111.6%	83.0%	87. 4% 86. 9%	91.1%	98.5%	92.4%	104. 0%
奈	良	60. 7%	111.0%	81. 7%	87.6%	91.3%	97.9%	90.0%	104.0%
和	歌山	63. 1%	107. 7%	85. 7%	86.1%	95.5%	98.0%	91.0%	102. 5%
鳥	取	59. 2%	95.6%	98. 5%	94. 3%	92.9%	95. 9%	90. 7%	100.0%
島	根	55. 0%	94.8%	99. 5%	92.0%	93.5%	95.4%	90. 9%	102.0%
岡	Ц	59.4%	107.4%	91.6%	89. 2%	92.8%	98. 1%	90. 7%	102. 9%
広	島	59.6%	107.8%	88. 9%	88.6%	90.8%			
Щ	П	53.0%	103.1%	90.4%	87.2%	96.2%	98.0%	93.9%	102.9%
徳	島	50.9%	97.5%	89.3%	91.5%	94.4%	95.4%	86. 9%	103.2%
香	JI	54.4%	107.1%	92.4%	87.9%	94.4%	101.3%	93.5%	103.5%
愛	媛	52.1%	96.2%	88.6%	89.4%	95.6%	94.8%	93. 1%	103.7%
高	知	57.2%	101.5%	83.2%	93.9%	98.1%	96.0%	91.0%	99.2%
福	畄	49.1%	101.6%	89. 2%	87.4%	93.4%	95.8%	92.6%	106.3%
佐	賀	54.9%	90.6%	90.6%	90.7%	93. 7%	101.8%	88.6%	102.0%
長	崎	60.6%	85. 7%	80. 3%	90.9%	94.1%	98.1%	92.4%	102.1%
熊	本	55. 4%	88.0%	92.4%	90. 2%	97.0%	97. 5%	93. 6%	105. 5%
<u>大</u> 宮	分	52.6%	96.1%	92. 4%	86.8%	98.1%	97.4%	92. 7%	105.0%
	崎	55. 9%	88.5%	89. 8%	87.0%	101. 2%	95.3%	91. 4%	107.4%
鹿	児島	63.5%	83. 1%	88. 2%	88. 7%	93.6%	97.5%	94. 3%	103.4%
沖	縄	•••	•••	•••	81.9%	95.9%	97.3%	94.5%	101.7%

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集 (2009)」より作成

参考図表3 都道府県別生涯未婚率 [男性] の推移(1950年~2005年)

(%)

都	道府県	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年
全	玉	1.46	1. 26	1.70	2.60	5. 57	12.57	15. 96
北	海道	1.35	1.03	1. 33	2. 13	4. 28	10.06	14.03
青	森	0.93	0.78	1.07	1. 52	3. 97	11.77	16. 70
岩	手	1.04	0.96	1. 19	1.61	4. 59	13.50	18. 78
宮	城	1. 25	0.96	1. 29	1. 73	4. 19	11. 26	15. 65
秋	Ħ	1. 17	1.03	1.14	1. 67	4.07	11.47	16.06
Щ	形	1.31	1. 12	1. 16	1.63	4. 11	11. 35	14. 94
福	島	1. 27	1.09	1. 33	1. 94	5. 12	12.61	16. 57
茨	城	1.51	1. 19	1.51	2.42	5. 12	12.09	16. 17
栃	木	1.38	1. 17	1. 56	2.44	5. 39	12. 59	16. 26
群	馬	2. 15	1. 13	1. 53	2.46	5. 95	13. 37	16. 74
埼	玉	1. 56	1. 23	1. 62	2. 26	5. 23	12. 71	16. 09
千	葉	1. 59	1. 52	1. 77	2.42	5. 25	12. 21	15. 91
東	京	1. 99	1.61	2. 77	4. 78	10.49	19. 26	21. 20
神	奈川	1. 94	1. 54	2. 23	3. 20	6. 90	14. 49	17. 86
新	潟	1. 31	1.08	1. 23	1.74	4. 28	12. 83	17. 19
富	LL	0.91	0.74	0.90	1. 51	3. 00	10. 75	14. 02
石	Ш	1. 03	0.96	1. 02	1. 47	3. 09	9. 24	12. 73
福	井	1.05	0.97	1. 27	1. 48	3. 16	9. 44	12. 79
Щ	梨	1. 13	1. 15	1. 61	2. 78	6. 01	13. 05	16. 30
長	野	1. 13	1.04	1. 30	2. 02	4. 53	11. 79	15. 51
岐	阜	1. 37	1. 15	1. 20	1. 54	3. 19	8. 98	12. 01
静	岡	1. 24	1. 07	1. 47	2. 23	5. 35	12. 79	16. 55
愛	知	1. 12	1.06	1. 54	2. 22	4. 94	12. 24	15. 16
$\widehat{\Xi}$	重	1. 31	1. 26	1. 50	1. 92	3. 86	9. 65	12. 74
滋	智	1. 36	1. 30	1. 35	1. 79	3. 33	8. 76	11. 53
京	都	1. 52	1. 32	1. 95	2. 73	4. 83	11. 90	14. 45
大	阪	1. 63	1.42	2. 15	3. 44	6. 43	13. 77	16. 48
兵	庫	1.41	1. 24	1. 77	2. 60	4. 91	10. 96	13. 73
奈	良	1. 79	1. 57	1. 63	1. 92	2.74	7. 43	10.30
和	歌山	1.81	1.82	2. 05	3. 04	5. 30	10.68	12. 96
鳥	取	1. 18	1. 10	1. 12	1. 72	3. 70	10. 78	14. 75
島	根	1. 55	1.44	1. 53	2. 30	4. 62	12. 53	16. 30
岡	山	1. 25	1. 38	1. 47	2. 02	3. 88	10.01	13. 16
広	島	1. 30	1. 13	1. 49	2. 34	4. 33	10. 54	13. 77
Ш	口	1. 72	1. 39	1.74	2.61	4. 89	11. 50	15. 11
徳	島	1.60	1.48	1. 69	2. 33	4. 79	10. 94	14. 94
香	Л	1. 52	1.24	1. 50	2. 08	4. 08	10.54	13. 68
愛	媛	1. 29	1. 37	1. 45	2. 24	4. 65	11. 62	15. 17
高	知	1. 77	1.65	2.00	3. 18	6.88	14. 76	18. 71
福	岡	1. 26	1. 10	1. 54	2. 46	4. 59	10. 91	14. 31
佐	賀	1. 15	1. 10	1. 33	1. 89	3. 53	10.04	13. 95
長	崎	1.70	1. 36	1. 69	2. 47	4. 69	11. 28	15. 48
熊	本	1.71	1.50	1. 79	2. 24	4. 54	10.65	14. 51
大	分	1. 17	1. 08	1. 29	1.87	3. 62	9.48	13. 44
宮	崎	1. 32	1. 17	1.44	1. 83	4.06	10.40	14. 44
鹿	児島	1.47	1. 68	2. 02	2.80	5. 68	12. 72	17. 15
沖	縄	2. 47	1. 78	2. 17	4. 75	10.14	18. 17	22. 29
	7, 3							

⁽資料)国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」

⁽注) 生涯未婚率は、 $45\sim49$ 歳と $50\sim54$ 歳未婚率(配偶関係不詳を除く人口を分母とする)の平均値であり、50 歳時の未婚率を示す。全国は沖縄県を含む。

参考図表 4 都道府県別生涯未婚率 [女性] の推移(1950年~2005年)

(%)

± 1 217	*	1050年	1060年	1070年	1000年	1000年	2000年	2005年
	道府県	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年
全业	国 海 道	1. 35	1.87	3. 33	4. 45	4. 33	5.82	7. 25
北書		0.82	1.31	2. 19	3. 33	4. 07	6.95	9. 26
青山	森	1. 20	1.56	2. 68	3. 43	3. 63	5. 27	6. 76
岩京	手	1. 02	1.65	2.70	3. 39	3. 51	5. 22	6.63
<u>宮</u> 秋	城	0. 98	1. 44 1. 36	2. 75 2. 25	3. 43 2. 91	3. 58 3. 10	5. 00 4. 44	6.39
	田田	1. 38						5.41
<u>山</u> 福	形息	0. 99	1. 77 1. 44	2. 75 2. 58	2. 99 2. 94	2. 96 3. 55	3.82 4.82	4. 65 5. 83
茨	<u>島</u> 城	1. 12	1. 44	2. 10	2. 51	2. 61	3. 56	4. 74
栃	-	1. 12	1. 59	2. 10	3. 20	3. 41	4. 18	5. 18
群		1. 73		3. 07	3. 20	4. 12		6. 27
埼	<u>馬</u> 玉	1. 73	1.75	2. 72	3. 52	2. 97	5. 07 4. 38	
千	葉	1. 25	1.65 1.91	3. 01	3. 62	3. 13	4. 55	5. 85 6. 12
東	 京	1. 25	2. 98	5. 78	8. 62	8. 26	10. 97	12. 56
神	奈川	1. 50	2. 95	3. 57	4. 65	4. 02	5.84	7. 56
新	湯	1. 38	1.84	2. 78	3. 34	3. 38	4. 47	5. 68
富	山	1. 12	1. 18	1.71	2. 22	2. 37	3. 12	4. 17
石	Ш	1. 33	1. 54	2.40	3. 00	3. 15	3. 66	4. 75
福	井	1. 62	1. 36	2. 10	2.34	2. 61	3.00	3. 78
Ш	梨	1. 10	1.44	2.61	3. 34	3. 65	4. 92	6. 14
長	野	1. 34	1. 99	3. 42	4. 08	3. 70	4. 57	5. 92
岐	阜	1. 21	1.64	2. 67	3. 30	2. 90	3. 48	4. 37
静		1. 08	1.60	3. 21	3. 79	3. 38	4. 53	5. 95
愛	知	1. 54	2.04	3. 63	4. 67	3. 46	4. 29	5. 54
三	重	1. 56	2.06	3.74	3.87	3. 08	3. 79	4. 79
滋	賀	1. 57	1.91	2.95	3. 21	2. 52	3.04	4. 15
京	都	1. 79	2.44	4. 55	6. 39	5. 30	6.61	8.05
大	阪	1.48	2.15	4.14	5.87	5. 07	7. 18	9.07
兵	庫	1. 23	1.78	3.31	4.70	4.41	5. 78	7. 23
奈	良	1. 57	2.01	3. 18	3. 59	3. 10	4. 39	5. 74
和	歌山	1.43	2.14	3.70	4. 22	3. 90	5. 28	6.44
鳥	取	0.91	1.28	2.51	3.05	3. 39	4.30	5. 21
島	根	1.04	1.38	2.35	2.92	3. 22	4. 23	5.04
岡	Щ	0.87	1. 27	2.24	3.00	3. 18	4.21	5. 38
広	島	0.94	1. 26	2.18	3. 21	3. 55	4.63	6.09
Ш	口	1. 15	1.49	2.61	3. 54	3. 98	5.44	6. 77
徳	島	1. 09	1.45	2. 29	2.97	3. 63	5. 01	6. 21
香	川	1. 17	1.43	2.45	2. 99	3. 53	4. 68	5. 52
愛立	媛	1. 13	1.51	2.89	3. 98	4. 56	6.45	7. 67
高	知	1. 31	1.91	3. 49	4. 27	5. 02	7.38	9.04
福	岡	1. 16	1.67	3. 19	4. 96	5. 58	7. 56	9.00
佐	賀	0. 99	1.36	2.84	3.64	4. 26	6.01	7. 16
長	崎上	1.61	2.07	3. 40	4. 48	5. 02	7. 53	8. 91
熊	本	2.08	2.62	4. 28	5.00	5. 20	6. 72	7. 92
大	分	0.97	1.51	2.80	3. 79	4. 33	5. 51	6.86
宮	<u></u> 崎	1.05	1.66	3. 19	3. 91	4. 40	5.80	6. 92
鹿	児島	2. 26	3. 12	4.81	5. 28	5. 36	6.49	7. 75
沖	縄	1.65	1.27	2.03	3.91	6.00	8.61	9.73

⁽資料) 国立社会保障 人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」

⁽注) 生涯未婚率は、 $45\sim49$ 歳と $50\sim54$ 歳未婚率(配偶関係不詳を除く人口を分母とする)の平均値であり、50 歳時の未婚率を示す。全国は沖縄県を含む。

参考図表 5 都道府県別平均初婚年齢 [夫]の推移(1975年~2007年)

都道府県	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2007年
全国	27.0歳	27. 8歳	28. 2歳	28. 4歳	28. 5歳	28.8歳	29.8歳	30.1歳
北海道	26. 2	27. 2	27. 7	28. 0	28. 1	28. 3	29. 2	29. 5
青 森	26. 2	27. 1	27. 7	28. 1	28. 2	28. 2	29. 0	29. 4
岩 手	26. 5	27. 2	28. 0	28. 2	28. 4	28. 5	29. 3	29. 7
宮城	26. 5	27. 3	27.8	28. 2	28. 3	28. 3	29. 5	29. 7
秋田	26. 4	27. 4	28. 0	28. 6	28. 6	28. 5	29. 2	29. 4
山形	26. 5	27. 4	28. 0	28. 6	28. 7	29. 0	29. 3	29. 7
福島	26. 3	27. 2	27.8	28. 2	28. 2	28. 3	29. 0	29. 2
茨 城	26. 9	27. 7	28. 1	28. 3	28. 3	28.6	29. 7	29.9
栃木	26.6	27.5	28.0	28. 1	28. 4	28. 4	29. 7	30.0
群 馬	26.8	27.7	28. 1	28. 1	28. 4	28. 5	29.6	29.9
埼 玉	27.3	28. 2	28. 5	28. 5	28.6	29. 1	30. 2	30.6
千 葉	27.3	28. 1	28.5	28.6	28.7	29. 2	30.3	30.6
東京	27.6	28.6	29.0	29.3	29.6	30. 1	31.2	31.5
神奈川	27.4	28.4	28.7	28.8	29.0	29. 5	30.6	31.0
新 潟	26.6	27.6	28.0	28.4	28. 5	28.6	29. 7	29.9
富山	26.4	27.4	27. 7	27. 9	27. 9	28. 2	29. 7	30.1
石 川	26.4	27.3	27.8	28.0	28.0	28. 2	29.6	29.8
福 井	26.4	27.4	27. 7	28. 1	28. 3	28.6	29. 3	29. 7
山 梨	27.5	28.3	28.6	28. 7	28. 9	29. 3	30. 1	30. 5
長 野	27.3	28. 5	28.8	28. 9	28. 9	29. 2	30. 2	30. 5
岐阜	26.8	27.6	27. 9	28. 1	28. 1	28. 4	29. 5	29. 7
静岡	26. 9	27.8	28. 2	28. 4	28. 6	28. 7	29.8	30.0
愛知	26. 9	27. 7	27. 9	28. 0	28. 2	28. 6	29. 7	30.0
三重	26.8	27. 5	27. 7	27.8	28. 2	28. 3	29. 2	29.6
滋賀	27. 0	28. 0	28. 2	28. 2	28. 3	28. 5	29.6	29. 7
京都	27. 3	28. 2	28. 3	28. 5	28. 4	28.8	29. 9	30. 3
<u>大</u> 阪 兵 庫	27. 2	28. 0	28. 1	28. 2	28. 2	28.8	29. 9	30. 1
<u>兵</u> 庫 奈 良	27. 1 27. 0	27. 9 27. 9	28. 2	28. 2 28. 3	28. 3 28. 3	28. 6	29. 7 29. 7	29. 9 30. 1
和歌山	27. 0	27. 6	28. 1 27. 8	28. 0	28. 0	28. 7 28. 2	29. 1	29. 3
鳥取	26. 5	27. 5	28. 0	28. 3	28. 1	28. 0	29. 1	29. 2
島根	26. 8	27. 6	28. 1	28. 4	28. 4	28. 3	29. 1	29. 5
岡山	26. 4	27. 3	27. 6	27. 8	27. 7	27. 9	29. 2	29. 4
広 島	26. 7	27. 6	28. 0	27. 9	28. 0	28. 3	29. 3	29. 5
山口	26. 9	27. 7	28. 1	28. 1	27. 9	28. 0	28. 9	29. 3
徳島	26. 2	27. 3	27. 7	27. 8	28. 0	28. 0	29. 2	29. 4
香川	26. 4	27. 3	27. 6	27. 9	27. 7	27. 9	28. 9	29. 3
愛媛	26. 5	27. 3	27. 7	27. 9	28. 0	28. 0	29. 0	29. 0
高 知	26.6	27. 7	28. 2	28. 3	28. 1	28. 2	29. 5	29. 7
福岡	26.8	27. 6	28. 1	28. 3	28. 3	28. 4	29. 4	29. 7
佐 賀	26.6	27. 4	27. 9	28. 4	28. 4	28. 0	29. 0	29.0
長崎	26.5	27.5	28. 1	28.6	28. 4	28. 3	29. 0	29.3
熊 本	26. 5	27.3	27.8	28. 2	28. 4	28. 1	28.8	29. 2
大 分	26.4	27.2	27.9	28.3	28. 2	28. 1	29. 1	29.4
宮 崎	26.3	27.2	27.7	28.4	28. 1	27. 9	28.8	29.0
鹿児島	26.8	27.5	28. 2	28.7	28.9	28.4	29.0	29. 2
沖縄	26.6	27.3	27. 9	28. 3	28. 4	28. 3	29. 1	29.4

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表

参考図表6 都道府県別平均初婚年齢 [妻]の推移(1975年~2007年)

都道府県	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2007年
全国	24. 7歳	25. 2歳	25. 5歳	25. 9歳	26. 3歳	27.0歳	28.0歳	28. 3歳
北海道	24. 4	25. 1	25. 4	25. 8	26. 2	26.8	27.8	28. 1
青森	23. 7	24. 4	24. 9	25. 5	26. 1	26. 4	27. 3	27. 6
岩手	24. 1	24. 6	25. 4	25. 7	26. 2	26. 5	27. 2	27. 6
宮城	24. 2	24. 8	25. 4	25. 8	26. 1	26. 4	27. 5	27. 8
秋田	24. 0	24. 7	25. 4	26. 1	26. 3	26. 5	27. 5	27. 5
山形	24. 3	24. 9	25. 4	26. 0	26. 2	26. 6	27. 3	27. 7
福島	24. 1	24. 8	25. 3	25. 7	25. 9	26. 1	27. 0	27. 2
茨城	24. 4	24. 9	25. 3	25. 7	26. 0	26. 6	27. 6	27. 8
栃木	24. 4	25. 0	25. 3	25. 5	26. 1	26. 6	27. 6	28. 0
群馬	24. 8	25. 3	25. 5	25. 7	26. 2	26. 6	27. 7	28. 1
埼玉	24. 9	25. 5	25. 7	25. 8	26. 3	27. 1	28. 2	28. 5
千葉	24. 9	25. 5	25. 7	26. 0	26. 5	27. 2	28. 3	28. 6
東京	25. 5	26. 1	26. 3	26. 7	27. 3	28. 0	29. 2	29. 5
神奈川	25. 1	25. 7	25. 9	26. 2	26. 7	27.6	28.6	29. 0
新潟	24. 4	25. 1	25. 5	25. 8	26. 2	26. 7	27. 7	28. 0
富山	23. 8	24. 3	24. 8	25. 2	25. 7	26. 6	27. 7	28. 2
石川	23. 8	24. 2	24. 7	25. 2	25. 8	26. 7	27. 8	28. 1
福井	23. 7	24. 3	24. 8	25. 3	25. 9	26. 7	27. 4	27. 7
山梨	25. 0	25. 6	25. 9	26. 1	26. 5	27. 2	28. 0	28. 4
長 野	25. 2	25. 8	26. 0	26. 3	26. 6	27. 2	28. 2	28. 5
岐阜	24. 2	24. 6	24. 9	25. 4	25. 8	26. 6	27. 5	27. 8
静岡	24. 4	25. 0	25. 3	25. 7	26. 2	26. 8	27.8	28. 1
愛知	24. 3	24. 7	24. 9	25. 4	25. 9	26. 8	27.8	28. 0
三重	24. 2	24. 5	24. 7	25. 2	25. 8	26. 5	27. 5	27. 7
滋賀	24. 5	25. 1	25. 1	25. 5	26. 0	26. 7	27. 7	27. 9
京都	25. 0	25. 5	25. 7	26. 0	26. 4	27. 2	28. 3	28. 6
大阪	24. 9	25. 4	25. 4	25. 7	26. 2	27. 1	28. 2	28. 5
兵 庫	24. 7	25. 2	25. 4	25. 7	26. 1	27. 0	28. 0	28. 3
奈良	24. 7	25. 2	25. 3	25. 7	26. 2	27. 1	28. 0	28. 3
和歌山	24. 4	24. 7	24. 8	25. 3	25. 8	26. 5	27. 4	27. 7
鳥取	24. 3	24. 8	25. 3	25. 6	26. 0	26. 4	27. 3	27. 7
島根	24. 5	25. 0	25. 3	25. 7	25. 9	26. 6	27. 4	27. 8
岡山	24. 1	24. 5	24. 9	25. 2	25. 6	26. 3	27. 4	27. 7
広 島	24. 4	24. 9	25. 2	25. 4	25. 9	26. 7	27. 6	27. 8
山口	24. 5	25. 0	25. 3	25. 5	25. 8	26. 5	27. 3	27. 6
徳島	24. 0	24. 5	25. 0	25. 3	25. 7	26. 3	27. 5	27. 6
香川	24. 2	24. 5	24. 9	25. 1	25. 5	26. 2	27. 3	27. 7
愛媛	24. 3	24. 8	25. 2	25. 6	25. 9	26. 6	27. 4	27. 5
愛媛高知	24. 4	25. 1	25. 6	26. 0	26. 0	26. 7	27. 9	28. 2
福岡	24. 9	25. 5	25. 8	26. 1	26. 4	27. 0	28. 0	28. 3
佐賀	24. 5	25. 1	25. 5	25. 9	26. 3	26. 5	27. 4	27. 5
長崎	24. 7	25. 4	25. 9	26. 3	26. 6	26. 9	27. 7	28. 0
熊本	24. 5	25. 1	25. 6	26. 0	26. 3	26. 7	27. 3	27. 7
大 分	24. 4	25. 0	25. 4	25. 9	26. 2	26. 7	27.8	28. 0
宮崎	24. 3	25. 0	25. 6	26. 1	26. 2	26. 4	27. 3	27. 6
鹿児島	24. 7	25. 2	25. 7	26. 3	26. 6	26. 7	27. 4	27. 7
沖縄	24. 5	25. 2	25. 8	26. 1	26. 2	26. 5	27. 7	27. 9
1丁	47. U	40.4	40. O	4U. I	40.4	40.0	41.1	41.3

(資料) 厚生労働省 人口動態統計年表 主要統計表

参考図表7 都道府県別の女性有業率の推移(1977年~2007年)

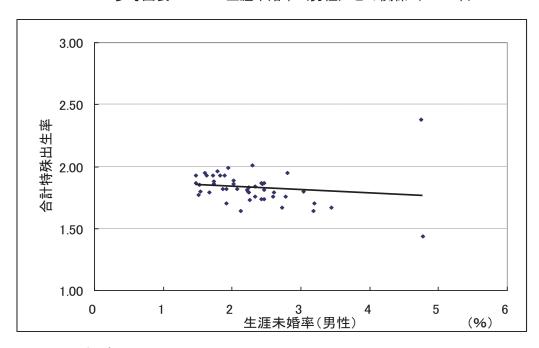
(%)

							(/0 ,
都道府県	艮 1977年	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年	2007年
全	国 45.3	48. 5	48. 2	51.0	50. 1	47. 9	48.8
北海道	41.7	45. 3	44.0	48. 1	47. 4	45. 3	45. 1
青森県	48.9	49.6	48.4	52. 1	50.8	48. 3	47. 9
岩 手 県	53.8	56. 2	54. 9	55. 4	53. 6	49.0	49.9
宮城県	44.6	48. 3	46. 7	49. 6	48. 5	46. 4	47.8
秋田県	47.8	50. 1	49. 1	51. 2	48. 2	44. 4	46. 9
山形県	53.8	55. 3	54. 2	55. 1	52.8	49. 6	49. 9
福島県		55. 4	53. 0	54. 4	51. 9	48. 7	49. 4
茨城県		49.8	50.8	52. 1	50. 9	49. 1	49. 1
栃木県		53. 7	52. 9	55.0	52.8	49. 5	50. 7
群馬県		54. 5	53. 5	54. 3	53. 0	49. 5	49. 6
埼玉県	40.8	45. 9	46. 5	50. 2	49.8	48.8	49.0
千 葉 県	42.4	45. 3	45.6	50. 9	49. 1	47. 3	48. 1
東京都		46. 6	47. 5	50. 9	51.5	49. 9	51.8
神奈川県		42.0	44.0	47. 9	47.6	45. 7	48. 5
新潟県	_	54. 0	52. 7	53.8	53.0	49.0	50.3
富山県		56. 7	55. 1	56. 8	56.0	51. 4	52. 5
石川県		56. 3	53. 5	55. 7	55. 3	53. 4	53. 3
福井県	58. 2	59. 9	56.8	58. 6	56. 3	53. 7	53. 4
山梨県	49.7	51.8	52.3	54. 2	53. 1	50.0	51.4
長 野 県	56.8	58. 5	57. 3	58.0	55. 5	52. 7	53. 0
岐阜県	53. 5	57. 7	54. 9	56. 7	55. 6	51.3	50.8
静岡県	52. 1	54. 7	55.8	57. 3	55. 3	52.4	53. 3
愛知県	49.4	53. 1	51. 5	54. 7	53. 4	51.0	52. 2
三重県	45.9	51. 5	50.0	54. 5	52. 7	49.9	49.4
滋賀県	49.4	49. 1	49.9	51. 5	50.0	49. 2	50.4
京都府	43.4	46. 2	46. 7	50. 1	48. 9	46. 3	48.0
大阪府	37. 5	42. 7	43. 9	47.0	46. 0	44. 9	44.8
兵 庫 県	39.0	42. 7	43.6	46. 3	46. 1	43. 1	45. 1
奈 良 県	36.0	39. 6	41.6	43. 7	42.0	41.0	42. 9
和歌山県	$\overline{}$	45. 1	45. 7	47. 7	47. 5	44.8	45. 2
鳥取県	_	58. 6	57. 1	57. 2	55. 2	50. 4	51. 7
島根県	54.6	57. 3	53. 4	54. 2	51.8	48.8	48.5
岡山県		1	50.9	52. 9	50.9	47. 1	48.0
広島県		48. 5	47.7	51.8	51. 7	48.3	48.0
山口県			46. 7	50.3	48. 2	46. 7	46. 3
徳島県	_		49.3	51.0	49. 3	46.6	47.0
香川県	_		50.9	53. 6	51. 9	47.8	48.4
愛媛県		50.8	50. 2	49.8	49. 3	46. 3	46. 1
高知県	_	52.8	50.7	52. 4	52. 6	50.3	48.5
福岡県	_		42.7	47.0	47. 1	46.8	47.6
佐 賀 県	_		50.4	53. 1	53. 0	50.0	50.5
長崎県	_	44. 2	43.8	47. 1	47.0	45. 3	46.0
熊本県		1	48.0	51. 6	50. 2	48. 5	49.3
大分県		48.0	47.5	47. 2	49. 3	46. 2	47.4
宮崎県		54. 3	51.8	53. 9	51. 7	49. 7	48.6
鹿児島県		47.0	48.5	47. 5	47. 9	45. 9	47. 1
沖縄県	35. 5	42.5	41.8	45. 3	44. 3	45.6	47.8

(資料)統計局 平成19年就業構造基本調査

2. 合計特殊出生率と各種データとの関連性(都道府県データによる)

参考図表8-1 生涯未婚率(男性)との関係(1980年)

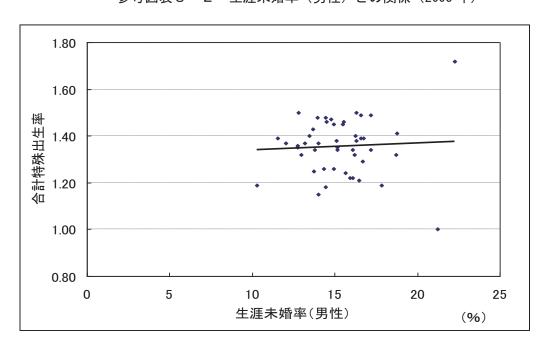


回帰式 y = 1.889138 - 0.02644 x

相関係数 0.141 (ほとんど相関がない)

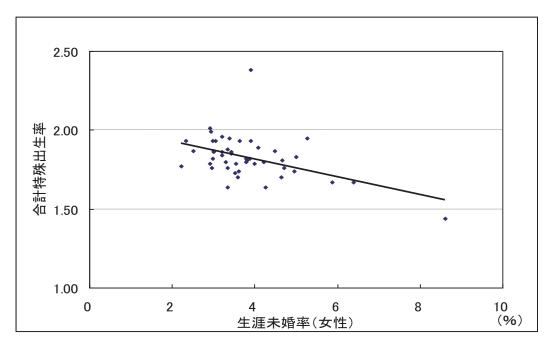
※相関係数の見方については参考図表13 (P96) 参照(以下同じ)

参考図表8-2 生涯未婚率 (男性) との関係 (2005年)



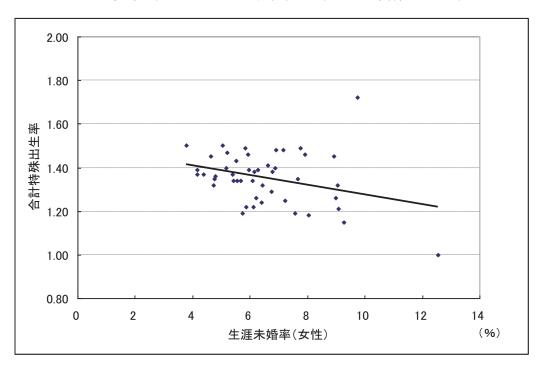
回帰式 y=1.310021+0.002921x 相関係数 0.054 (ほとんど相関がない)

参考図表8-3 生涯未婚率(女性)との関係(1980年)



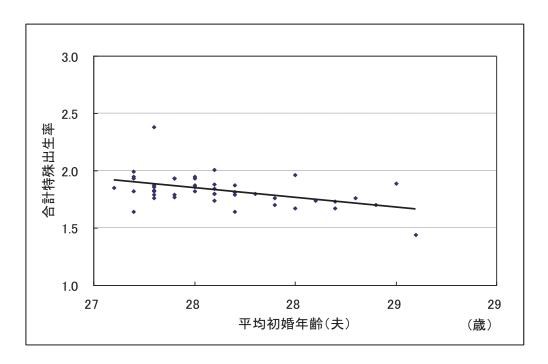
回帰式 y=2.042701-0.05618x相関係数 0.467 (中程度の相関がある)

参考図表8-4 生涯未婚率(女性)との関係(2005年)



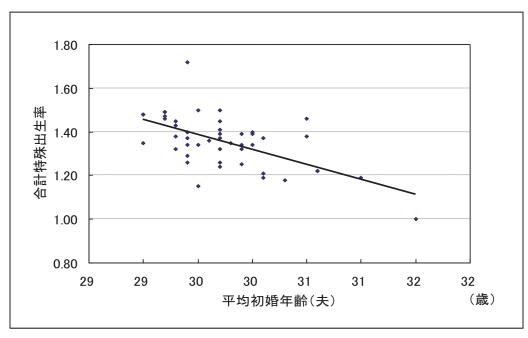
回帰式 y = 1.49916 - 0.02218 x 相関係数 0.317 (ある程度の相関がある)

参考図表 9-1 平均初婚年齢(夫)との関係(1980年)



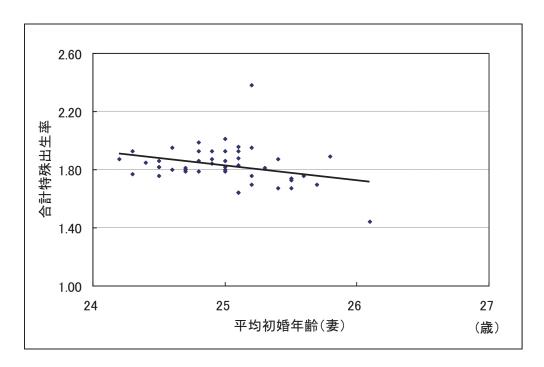
回帰式 y = 6.492518 - 0.168882 x 相関係数 0.472 (中程度の相関がある)

参考図表 9-2 平均初婚年齢(夫)との関係(2007年)



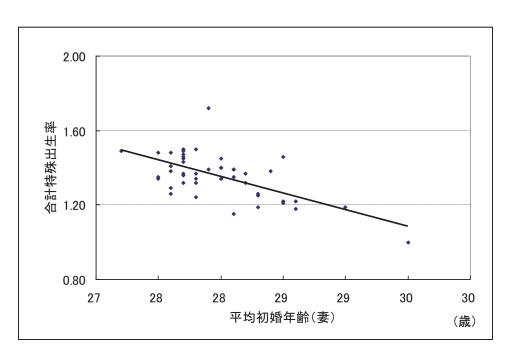
回帰式 y=5.441853-0.13743 x 相関係数 0.598 (かなり高い相関がある)

参考図表 9-3 平均初婚年齢(妻)との関係(1980年)



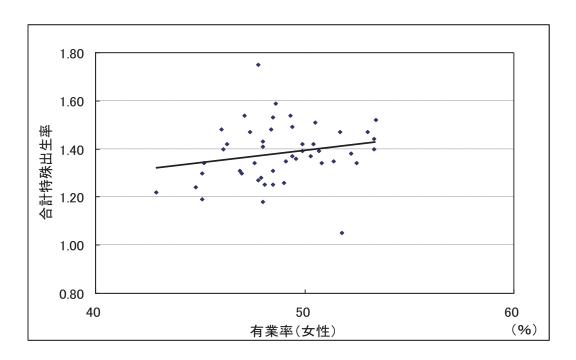
回帰式 y = 4.362325 - 0.10134 x 相関係数 0.316 (ある程度の相関がある)

参考図表9-4 平均初婚年齢(妻)との関係(2007年)



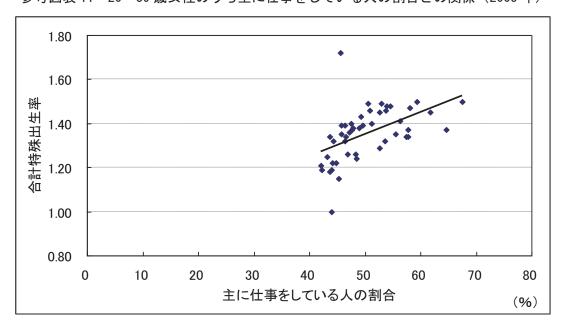
回帰式 y=6.317554-0.17737x 相関係数 0.628 (かなり高い相関がある)

参考図表 10 女性有業率との関係 (2007年)



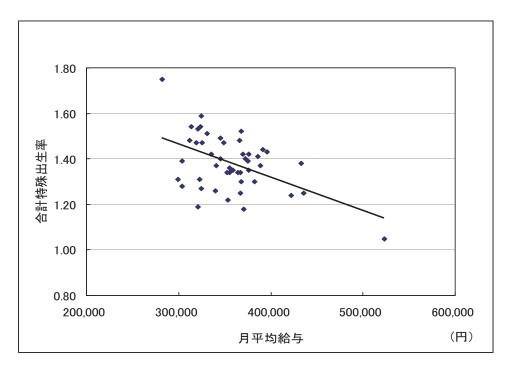
回帰式 y=0.879294+0.010269 x 相関係数 0.206 (弱い相関がある)

参考図表 11 20~39 歳女性のうち主に仕事をしている人の割合との関係 (2005年)



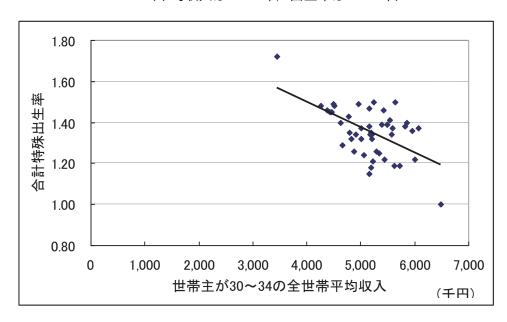
回帰式 y = 0.878978 + 0.009534 x 相関係数 0.491 (中程度の相関がある)

参考図表 12 所得(月平均給与)との関係(2007年)



回帰式 y=1.901561921-1.45973E-06x 相関係数 0.500 (中程度の相関がある)

参考図表 13 世帯主が 30~34 の全世帯平均収入との関係 (平均収入は 2004 年, 出生率は 2005 年)



回帰式 y=1.993715-0.00012x 相関係数 0.562 (かなり高い相関がある)

参考図表 14 相関係数の見方

$1.0 \le R \ge 0.7$: 高い相関がある
0.7≦ R ≧0.5	:かなり高い相関がある
$0.5 \le R \ge 0.4$: 中程度の相関がある
0.4≦ R ≧0.3	: ある程度の相関がある
$0.3 \le R \ge 0.2$: 弱い相関がある
$0.2 \le R \ge 0.0$: ほとんど相関がない

出典:「社会調査の基礎」(放送大学テキスト)

3. 「子ども・子育てビジョン」までの国の少子化施策の変遷

①エンゼルプランと新エンゼルプラン

1990年の「1.57」ショックを契機に、国は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子どもを生み育てやすい環境づくりに向け対策の検討を開始した。その結果、1994年12月、「エンゼルプラン」が策定され、併せて「緊急保育対策5か年事業」の策定により、保育所の量的拡大や低年齢児保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実のほか、地域子育て支援センターの整備など、1999年を目処に整備が進められた。

その後,1999年12月に決定した「少子化対策推進基本方針」*に基づく「新エンゼルプラン」の策定により、エンゼルプラン、緊急保育対策5か年事業は2000年度から5か年の計画で見直され、その内容は、従来の保育サービス関係に雇用、母子保健・相談、教育等の事業を加えた幅広いものとなった。

*1990年代半ば以降,合計特殊出生率が低下の一途を辿り,急激な少子化の進行から政府の少子化対策の取り組みが本格化,審議会,有識者会議による提言を踏まえ「少子化対策推進基本方針」が示された。

②次世代育成支援対策推進法

2002 年 9 月,厚生労働省により報告された「少子化対策プラスワンー少子化対策の一層の充実を目指した提案ー」*では,これまで仕事と子育ての両立支援の観点から保育に関する施策中心であったものを,「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って,社会全体が一体となって総合的な取り組みを進めることが求められるとしている。

2003年7月、「少子化対策プラスワン」の提案を受け、子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体、企業における10年間の集中的、計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。

同法により,地方公共団体および事業主は,国の策定する行動計画策定指針に基づき行動計画を策定し、実施することが義務付けられた。

* 提案の背景には、2002年1月に公表された将来人口推計が、前回(1997年)のものに比べて、少子化が一層進展する推計(合計特殊出生率1.61→1.39)となったことから、これまでの少子化対策の課題が検討されてきた経緯がある。

③子ども・子育て応援プラン

2003 年 7 月, 急速な少子化の進行に歯止めをかけるために, 従来の取り組みに加えもう一段の対策推進の必要性を認識し, 国民や社会へ意識変革を迫るとともに, 少子化対策の基本理念を明確にし, 施策を総合的に推進する目的で「少子化社会対策基本法」が制定された。

2004年6月,同法に基づき閣議決定された「少子化社会対策大綱」により、 少子化対策が国の最重要施策と位置づけられ、「3つの視点」と「4つの重点 課題」、「28の具体的行動」が提示されている。

2004年12月,大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」(子ども・子育て応援プラン)が決定され2005年度より実施された。そこでは、大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が提示されている。

④新しい少子化対策

2005 年,わが国は人口動態統計をとり始めて以来,初めて総人口が減少に転じ,出生数は106万人,合計特殊出生率は1.26と,いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化対策の抜本的な拡充,強化,転換を図るため,2006年6月,少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

「新しい少子化対策について」は、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする」視点に立ち、施策を拡充するという2点を重視して策定されている。特に、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、年齢進行ごとの4期に分けて子育て支援策を策定している点に特徴がある。

⑤「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 18 年将来推計人口において示された少子高齢化についての一層厳しい 見通しや社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論の整理 等を踏まえ,2007 年 12 月,少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。

重点戦略では、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとした。

⑥「子ども・子育て新システム」の構築に向けた検討

「子ども・子育て新システム」は、現行の教育・保育サービスを抜本的に見直し、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援する基本的考え方に基づき、幼保一体化を含めた新たな次世代育成支

援のための包括的・一元的な制度の構築を目指すこととして,「子ども・子育 て新システム検討会議」の「作業グループ」のもと,3つのワーキングチーム において検討が進められ,今国会の法案提出を目標に,その具体的制度設計が 取りまとめられた。その具体的内容については以下のとおり。

子ども手当(現金給付),こども園給付,地域型保育給付,放課後児童クラブなどを給付,事業の対象とし,幼保一体化については,次の仕組みにより質の高い学校教育・保育の一体的提供,保育の量的拡大,家庭における養育支援の充実を図ることが検討されている。

①給付システムの一体化

- ・市町村が事業計画を策定し、地域の学校教育・保育の計画的整備を行う。
- ・多様な事業主体の保育事業への参入を促進する。
- ・学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付を創設。
- ②施設の一体化
- ・学校教育・保育および家庭への養育支援を一体的に提供する総合施設の創 設。

(7)待機児童解消「先取り」プロジェクト

2013 年度からの実施を目指している「子ども・子育て新システム」の検討を進める一方で、待機児童については都市部を中心に深刻かつ緊急の問題となっていることから、新システムの実施を待たずに速やかな対応を図るため、2010年10月に「待機児童ゼロ特命チーム」が設置され、同年11月、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめた。

「先取り」プロジェクトでは、場当たり的な「後追い」の保育サービスを提供するのではなく、潜在的な保育ニーズを見通しながら新システムの考え方を「先取り」した取り組みを行うこととし、2011年度には、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体を対象に実施し、その中で高い効果が期待できるものについては、新システムの中で全国展開することを検討する予定である。

4. アンケート調査票

少子化対策・子育て支援策に関するアンケート調査票

- ・ 以下の設問について回答をお願いします。回答は選択肢の番号に○をつけてください。
- ・ 本アンケート結果は統計的な集計が主体であり、個別の企業・団体名を報告書に掲載すること はありません。

[貴社・貴団体についてお尋ねします]

質問1 本社所在地をお答えください。

① 鳥取県 ② 島根県 ③ 岡山県 ④ 広島県 ⑤ 山口県 ⑥ 中国地域外

質問2 業種(主たる事業)をお答えください。

〈製诰業〉

- ① 食料品 ② 繊維・衣服 ③ 木材・家具 ④ 化学 ⑤ 窯業・土石
- ⑥ 鉄鋼・非鉄金属 ⑦ 金属製品 ⑧ 一般機械 ⑨ 電気機械 ⑩ 自動車関連
- ① 造船 ② その他

〈非製造業〉

- ① 建設 ④ 卸売 ⑤ 小売 ⑥ 運輸·倉庫 ⑦ 金融·保険 ⑧ 情報通信
- (19) 電気・ガス (20) サービス業 (21) 経済団体・シンクタンク (22) その他

質問3 従業員数をお答えください。(本社が中国地域外の場合は、貴事業所の従業員数をお答えください。)

- ① 50人以下 ②51~100人 ③ 101~300人
- ④ 301~1,000人 ⑤ 1,000人超

[少子化対策・子育て支援策(以下「少子化対策」という)に関する認識についてお 尋ねします]

- 質問4 少子化対策に取り組むことについて、貴社・貴団体の経営等の中でどのように お考えですか。(④を選択された場合は()にその理由を記入してください)
 - ① 非常に重要な課題と認識している。
 - ② 重要な課題と認識している。
 - ③ やや重要な課題と認識している。
 - ④ それほど重要な課題だとは認識していない。(理由:

「少子化が及ぼす将来の問題点等についてお尋ねします」

質問5 低い出生率が続き、少子化傾向が続いていますが、企業・団体として将来、問題あるいは不安になると感じることを次の選択肢から<u>3つ以内</u>を選んでください。

)

- ① 労働人口減少や人材不足により産業の国際競争力が低下し、成長力が失われる。
- ② 現役世代の人口が減少し、年金・医療などの社会保障制度が破綻する。
- ③ 消費人口の減少などにより内需が縮小し、経済が低迷する。
- ④ 税収の減少により財政の健全化がなされず、国の借金が社会経済を直撃する。
- ⑤ 過疎化・高齢化が一層進行し、地域コミュニティや農山村が維持できなくなる。
- ⑥ 税収の減少により、インフラの整備・更新費用が確保できず国土の荒廃や産業活動に影響がでる。
- ⑦ 同年代の子ども数が少なくなり、競争心や向上心の低い人材が多くなる。
- ⑧ その他()

[少子化対策に関し企業・団体が取り組むべきことについてお尋ねします] 質問6 出生率向上に向けて、企業・団体が取り組むべきことは何だと思いますか。次 の選択肢から3つ以内を選んでください。

- ① 産業の活性化や雇用の維持・拡大を通じて、結婚・子育て層の経済基盤を安定させる。
- ② 女性が働きながら、出産・子育てができるような勤務制度を整備・充実させる。
- ③ 男性が子育てに積極的に参加できるような勤務制度を整備・拡充させる。
- ④ 従業員の働き方の見直しを進め、子育てしやすい環境づくりにつなげる。
- ⑤ 出産・育児を行う者への温かい心を持った職場風土を醸成する。
- ⑥ 保育事業、子育て支援サービスの展開など、子育て環境の整備に貢献する。
- (7) 出産・子育てのために退職しても、希望があれば再雇用する制度を整備する。
- ⑧ 保育料など子育て費用を補助する。
- ⑨ 結婚に向けた出会いの機会を作る。(婚活パーティの実施等)
- ⑩ わからない。
- ① その他(
- [少子化対策に関する貴社・貴団体の取り組みについてお尋ねします] 質問7 少子化対策に関し、現在、貴社・貴団体においてどの程度取り組んでおられま すか。
 - ① 積極的に取り組んでいる。 ② ある程度取り組んでいる。
 - ③ あまり取り組んでいない。
- 質問8 少子化対策に関し、<u>現在既に、具体的に取り組んでいる内容</u>を、下記の選択肢からお選びください。(該当するものすべて)
 - ① 育児・介護休業法の規定を上回る、育児休業や勤務時間短縮制度などの実施
 - ② 男性の育児休業取得・勤務時間短縮制度の利用促進
 - ③ 女性の育児休業取得率向上の促進
 - ④ 所定外労働時間の削減,有給休暇の取得促進,その他多様な労働条件整備
 - ⑤ 事業所内託児施設の設置・運営
 - ⑥ 子育てにかかる費用の各種援助や諸手当の支給
 - (7) 育児等での退職者の再雇用などの特別措置の実施
 - ⑧ 在宅勤務制度の実施
 - ⑨ その他 (内容を具体的に記入してください。)

(記入欄)			

質問9 少子化対策に関し、 <u>今後、取り組むことを予定もしくは検討している内容</u> につ
いて質問8の選択肢から <u>該当するものすべて</u> を選び、口内に番号を記入してください。
なお, ⑨その他を選択された場合は, その内容を具体的に記入してください。
(記入欄)
質問10 少子化対策の中で、現在既に取り組んでいるもの、および今後取り組むこと ************************************
<u>を予定または検討しているものを含め、最も有効だと思われる施策</u> について、質問8 の選択肢から3つ以内を選び、□内に番号を記入してください。
の医派放がり <u>しつなわ</u> と医い、口内に留うと記入してくたでい。
なお、⑨その他を選択された場合は、効果的だと思われる施策について具体的に記入してください。
(記入欄)
少子化対策実施上の問題点についてお尋ねします]
質問11 企業・団体として少子化対策に取り組むうえで,障害となっていることを下
記の選択肢からお選びください。(2つ以内)
① 少子化対策コスト(資金、時間、人材等)の負担が過大となるため。
② 少子化対策実施について社内の理解浸透・利用しやすい環境づくりが難しい。
③ 不足人員の対応など業務体制の整備が困難。④ 現在の業務の繁忙度から実施自体困難。
④ 現在の業務の繁忙度から実施自体困難。 ⑤ 少子化対策の効果を企業・団体として定量化しにくい。
⑥ 政府や自治体の経済的支援が不十分。(各種補助金・助成金,税制優遇措置など)
② 政府へ自行体の経済的交援が下下方。(各種補助金・助成金、枕間優越指直など) ② その他(
東京・真治体の小子化対策についても伺いします]

L政府・自治体の少子化対策についてお伺いします」

質問12 政府・自治体の企業・団体に対する取組姿勢について、適切だと思われるも のを選択してください。

- ① もっと積極的に行うべき。 ② 現在の取組状況で十分である。
- ③ 特別な対策を行う必要はない。(個々の企業・団体の問題である)

質問13 企業・団体が少子化対策に取り組むうえで、政府・自治体等が企業・団体に対して行う支援・政策として効果的であると考えるものをお選びください(最も効果的と思われるものから、2つ以内)。 ① 保育施設の充実 ② 時間外保育等の保育サービスの拡充 ③ 少子化対策に積極的な企業への税制優遇 ④ 社内育児施設の設置など、少子化対策に積極的な企業に対する各種補助金の支給 ⑤ 少子化対策に積極的な企業への低利融資制度 ⑥ 育児休業時における代替要員確保に対する補助金の支給 ⑦ その他(
[貴社・貴団体の女性社員の出産・育児と就業状況についてお尋ねします] 質問14 過去3年間(平成20~22年度)で、貴社・貴団体で出産を理由に退職された女性社員、および出産休暇の取得や育児休業した女性社員は何人ぐらいおられますか。
その概数を分かる範囲で ()内に記入してください。 (本社が中国地域外の場合は、貴事業所についてお答えください。) ① 出産を理由に退職された女性社員の数 (約 人) ② 出産休暇を取得した女性社員の数 (約 人) ③ ②のうち、育児休業した女性社員の数 (約 人)
質問15 質問14の②、③の女性社員のうち、次に該当する女性社員の方の概数を、分かる範囲で()内に記入してください。 ① 出産休暇取得後および育児休業後に退職 (約 人) ② 現在も引き続き就業 (約 人)
[自由意見] 質問16 少子化対策についてご意見等がありましたら、どのようなことでも結構です ので、ご自由に記入してください。
~ ご協力有難うございました ~
<u>企業・団体名</u>
連絡先(電話番号)

少子化対策に関する調査報告書

平成 24 年 3 月

中国経済連合会

₹730-0041

広島市中区小町 4-33 中国電力 3 号館 3 階 TEL (082) 242-4511 FAX (082) 245-8305